

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月27日
【事業年度】	第5期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）
【会社名】	株式会社日本政策金融公庫
【英訳名】	Japan Finance Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役総裁 安居 祥策
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番4号
【電話番号】	03-3270-7440
【事務連絡者氏名】	企画管理本部 財務部長 江川 龍司
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番4号
【電話番号】	03-3270-7440
【事務連絡者氏名】	企画管理本部 財務部長 江川 龍司
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月		平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
経常収益	(百万円)	381,725	751,079	768,105	857,197	665,597
経常損失 ()	(百万円)	664,096	1,118,754	875,599	290,430	285,856
当期純損失 ()	(百万円)	655,414	1,112,890	886,503	295,408	286,268
持分法を適用した 場合の投資利益又は 投資損失 ()	(百万円)	36	15	76	48	2
資本金	(百万円)	2,452,167	3,251,797	3,352,547	4,366,709	3,455,015
発行済株式総数	(千株)	4,143,144,407	6,994,374,407	7,696,424,407	9,751,486,407	10,374,342,407
純資産額	(百万円)	2,880,565	4,574,609	4,389,560	6,142,730	4,184,472
総資産額	(百万円)	28,002,099	35,634,209	36,789,867	38,250,634	25,421,145
貸出金残高	(百万円)	24,004,996	29,178,591	29,009,231	29,420,809	21,232,320
1株当たり純資産額	(円)	0円69銭	0円65銭	0円57銭	0円62銭	0円40銭
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	(円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純損失金額 ()	(円)	0円18銭	0円21銭	0円12銭	0円3銭	0円2銭
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	10.2	12.8	11.9	16.1	16.5
自己資本利益率	(%)	-	-	-	-	-
株価収益率	(倍)	-	-	-	-	-
配当性向	(%)	-	-	-	-	-

回次		第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期
決算年月		平成21年 3 月	平成22年 3 月	平成23年 3 月	平成24年 3 月	平成25年 3 月
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	916,916	2,006,944	217,542	2,838,529	707,374
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	2,517	15,428	1,081,892	597,130	201,063
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	971,174	2,835,538	682,661	2,022,520	620,572
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	387,271	1,194,787	1,003,355	779,717	418,118
従業員数	(人)	8,006	8,158	8,203	8,148	7,325 [910]

(注) 1. 当公庫は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 平成24年4月1日付けで国際協力銀行が当公庫から分離しております。

4. 発行済株式総数は、国際協力銀行業務に係るもの(第5期においては1,291,000,000千株)を含んでおります。国際協力銀行業務に係る資本金1,291,000百万円は減額して整理しております。

5. 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第47条に基づき配当を実施していないので、1株当たり配当額及び配当性向については記載しておりません。

6. 潜在株式が存在しないので、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については記載しておりません。

7. 当公庫は銀行法(昭和56年法律第59号)の適用を受けておらず、自己資本比率は、期末純資産の部の合計を期末資産の部の合計で除しております。

8. 当公庫株式は非上場であるので、株価収益率については記載しておりません。

9. 当期純損失を計上しているため、自己資本利益率については記載しておりません。

10. 従業員数は、当公庫から社外への出向者を除き、社外から当公庫への出向者を含みます。また海外の現地採用者を含み、臨時従業員を含みません。

なお、臨時従業員数は[]内に年間の平均人員を外数で記載し、従業員数の100分の10未満である第1期から第4期においては、記載を省略しております。

11. 第1期事業年度は、設立日である平成20年10月1日から平成21年3月31日までの6カ月間となっております。

2【沿革】

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下「公庫法」という。）に基づき、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行（国際金融等業務）の一切の権利及び義務について、国が承継する資産を除き承継し、平成20年10月1日に設立されました。その後、平成23年4月28日に、株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）が可決・成立し、同5月2日に公布・施行されたことを受け、平成24年4月1日付けで国際協力銀行が当公庫から分離し、株式会社国際協力銀行が発足しております。

なお、参考として、統合前の国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫及び中小企業金融公庫の「沿革」についても記載しております。

年月	事項
平成17年12月 平成18年5月 6月 平成19年5月	「行政改革の重要方針」が閣議決定 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が成立 「政策金融改革に係る制度設計」が政策金融改革推進本部にて決定 「株式会社日本政策金融公庫法」及び駐留軍再編促進金融業務を規定する「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」が成立
平成20年10月 平成22年4月 平成22年8月 平成23年4月 平成23年7月 平成24年3月 平成24年4月	「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、株式会社日本政策金融公庫を設立 国民生活金融公庫（現 国民生活事業）、農林漁業金融公庫（現 農林水産事業）、中小企業金融公庫（現 中小企業事業）及び（旧）国際協力銀行（うち国際金融等業務）（現 株式会社国際協力銀行）の一切の権利及び義務について、国が承継する資産を除き承継 「株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」に基づき、当公庫設立後も駐留軍再編促進金融業務は国際協力銀行の行う業務として承継 危機対応円滑化業務を創設 駐留軍再編促進金融業務にかかる特別勘定（駐留軍再編促進金融勘定）を設置 特定事業促進円滑化業務にかかる特別勘定（特定事業促進円滑化業務勘定）を設置 「株式会社国際協力銀行法」が可決・成立、平成24年4月1日に国際協力銀行が当公庫から分離することが決定 事業再構築等促進円滑化業務を開始 「沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律」が可決・成立、平成34年度以降に沖縄振興開発金融公庫が当公庫に統合することが決定 国際協力銀行が分離 国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務を株式会社国際協力銀行に移管

（政策金融改革の経緯）

政策金融改革については、「特殊法人等整理合理化計画」（閣議決定：平成13年12月19日）において、民業補完、政策コスト最小化、機関・業務の統合合理化の原則の下、抜本的な検討を行った上で、公的金融の対象分野、規模、組織の見直しを行うこととされ、「政策金融改革について」（経済財政諮問会議：平成14年12月13日）により、不良債権集中処理期間（平成16年度末まで）、あるべき姿に移行するための準備期間（平成17年度から平成19年度まで）を経て、政策金融機関は平成20年度以降速やかに新体制に移行すること等が決定されました。

その後、「行政改革の重要方針」（閣議決定：平成17年12月24日）において、「政策金融改革の基本方針」（経済財政諮問会議：平成17年11月29日）及び「政策金融改革について」（政府・与党合意：平成17年11月29日）に基づき、政策金融の抜本的改革を行い、平成20年度から新体制に移行することとされました。

平成18年5月26日には、「行政改革の重要方針」に沿って作成された「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号。以下「行政改革推進法」という。）が成立し、「政策金融改革に係る制度設計」（政策金融改革推進本部決定及び行政改革推進本部決定：平成18年6月27日）において、新政策金融機関の在り方等が示され、これらに基づき、公庫法が平成19年5月18日に成立し、平成20年10月1日に当公庫が設立されました。

（参考）

国民生活金融公庫（現国民生活事業）

年月	国民金融公庫に係る事項	年月	環境衛生金融公庫に係る事項
昭和24年6月 昭和42年10月	国民金融公庫設立 環境衛生金融公庫設立に伴い同公庫からの受託業務を開始	昭和42年9月 昭和47年7月 昭和57年1月	環境衛生金融公庫設立 民間金融機関に対し業務の直接委託を開始 直接貸付による業務開始
年月	国民生活金融公庫に係る事項		
平成9年9月 平成11年5月	環境衛生金融公庫と国民金融公庫の統合を含む「特殊法人等の整理合理化について」が閣議決定 「国民生活金融公庫法」（国民金融公庫法の一部を改正する法律）が成立		
平成11年10月 平成20年10月	「国民生活金融公庫法」に基づき、国民金融公庫が国民生活金融公庫に改称 解散した環境衛生金融公庫の一切の権利及び義務を承継 「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、株式会社日本政策金融公庫に統合、一切の権利及び義務を承継（国民生活事業）		

農林漁業金融公庫（現農林水産事業）

年月	事項
昭和28年4月 昭和33年9月 平成14年7月 平成20年10月	農林漁業金融公庫設立。委託貸付により業務を開始 直接貸付による業務開始 農業法人投資育成会社への出資事業創設 「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、株式会社日本政策金融公庫に統合、一切の権利及び義務を承継（農林水産事業）

中小企業金融公庫（現中小企業事業）

年月	中小企業金融公庫に係る事項	年月	中小企業信用保険公庫に係る事項
昭和28年 8 月 9 月 昭和30年10月	中小企業金融公庫設立 代理貸付による業務開始 直接貸付による業務開始	昭和33年 7 月 昭和59年10月 平成10年12月	中小企業信用保険公庫設立（中小企業庁から中小企業信用保険事業及び信用保証協会に対する融資事業を承継） 通商産業省から機械類信用保険事業を承継 破綻金融機関等関連特別保険等業務の開始
		年月	中小企業総合事業団に係る事項
		平成11年 7 月 平成15年 4 月	中小企業総合事業団設立（中小企業信用保険公庫等の事業を承継） 機械類信用保険業務の機械保険経過業務への移行
平成16年 7 月 平成20年10月	「中小企業金融公庫法」の一部改正に伴う業務範囲拡大（証券化支援業務の開始、中小企業総合事業団の信用保険事業の承継） 「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、株式会社日本政策金融公庫に統合、一切の権利及び義務を承継（中小企業事業）		

3【事業の内容】

当公庫及び当公庫の関係会社は、平成25年3月31日現在、当公庫及び関連会社1社から構成されており、当公庫は、公庫法その他の法令により定められた以下の業務を行っております。

（事業目的）

当公庫は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般（生活衛生関係営業者を含む。）、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって国民生活の向上に寄与することを目的として、公庫法第11条に規定する業務を行っております。

（業務の区分及び各業務の内容）

当公庫は、その目的を達成するため、公庫法その他法令により定められた業務について、以下の業務ごとに区分して運営しております。

（1）国民生活事業

国民一般向け業務

国民一般向け業務は、独立して継続が可能な事業について当該事業の経営の安定を図るための資金の貸付け、小口の教育資金の貸付け、生活衛生関係営業について衛生水準を高めるため及び近代化を促進するために必要な資金等の貸付け及び恩給等を担保とする小口貸付けを行っております。

（2）農林水産事業

農林水産業者向け業務

農林水産業者向け業務は、農林漁業者や食品の製造等の事業を営む者に対し、農林漁業の持続的かつ健全な発展又は食料の安定供給の確保に資する事業について、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、長期かつ低利の資金を供給しております。

また、民間金融機関が行う農業向け融資の証券化支援業務を行っております。

（3）中小企業事業

イ 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務は、中小企業の成長発展を支援するため、民間金融機関を補完して長期資金の安定的な供給を行っております。

融資業務には、中小企業者に対する貸付け、中小企業者が発行する社債の取得並びに中小企業投資育成株式会社及び設備貸与機関に対する貸付け等があります。

証券化支援保証業務は、民間金融機関等が自ら貸付債権等の証券化に取り組む場合に当公庫が当該貸付債権等の部分保証や証券化商品等の保証を行う業務（保証型）、民間金融機関等が行う中小企業者の売掛金債権証券化等を支援・促進することを目的とし、民間金融機関等による特別目的会社への貸付債権に対する保証や特別目的会社への貸付けを行う業務（売掛金債権証券化等支援業務）があります。また、当事業年度において、中小企業者の海外現地法人等の現地流通通貨建て資金調達を支援する「スタンドバイ・クレジット制度（信用状発行業務）」を創設しました。当事業年度末現在でバンコック銀行（タイ王国）、メトロポリタン銀行（フィリピン共和国）及び國民銀行（大韓民国）と業務提携し、取扱いを行っております。

□ 中小企業者向け証券化支援買取業務

中小企業者向け証券化支援買取業務は、証券化手法を活用した民間金融機関等による中小企業者への無担保資金供給の促進及び中小企業者向け貸付債権の証券化市場の育成を目的としております。証券化支援買取業務には、証券化を前提とした中小企業者への無担保貸付債権等を複数の民間金融機関から当公庫が譲り受け証券化する業務（キャッシュ方式）とCDS（クレジット・デフォルト・スワップ）契約を活用し、債権譲渡せずに貸付債権等の信用リスクのみを投資家等に移転させる業務（シンセティック方式）があります。両方式とも当公庫が信用リスクを一部引き受けることにより、中小企業者への無担保資金の円滑な供給を促進しております。

八 信用保険等業務

信用保険等業務は、（イ）信用保証協会が中小企業者の金融機関からの借入れ又は中小企業者が発行する社債のうち金融機関が引き受けるものに係る債務等の保証をした場合において、その保証金額の総額が保険契約額に達するまで自動的に保険関係が成立する包括保険業務（中小企業信用保険）、（ロ）信用保証協会に対して行う、その保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき長期資金と保証債務の履行を円滑にするために必要な短期資金の貸付業務、（ハ）成立している機械類（プログラムを含む。）に係るリース契約及び割賦・ローン保証販売契約についての保険に関する保険金の支払い、回収金の収納等の業務（機械保険経過業務）及び（ニ）信用保証協会が破綻金融機関等の融資先である中堅事業者の金融機関からの借入れによる債務の保証をした場合において、その保証金額の総額が保険契約額に達するまで自動的に保険関係が成立する包括保険業務（破綻金融機関等関連特別保険等）を行っております。

（４）危機対応等円滑化業務

イ 危機対応円滑化業務

危機対応円滑化業務は、主務大臣が認定する内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、主務大臣が指定する指定金融機関に対して一定の信用の供与を行っております。

危機発生時においては、一般の事業者の信用リスクが上昇するため、民間金融機関による資金供給が十分にならない事態が想定されます。このような事態に対処するため、当公庫は指定金融機関への信用の供与を通じて、指定金融機関による事業者への円滑な資金供給を促進しております。

具体的な業務については以下のとおりであります。

- （イ）貸付け：当公庫が財政融資資金の借入れ等により調達した資金を指定金融機関に対し貸付けするもの。
- （ロ）損害担保：当公庫が指定金融機関が行う貸付け等（出資を含む。）に損失が発生した場合において、一定割合の補てんを行うもの。
- （ハ）利子補給：当公庫による信用供与を受けて指定金融機関が行った貸付け等について、当公庫が指定金融機関に対し利子補給金を支給するもの。

□ 特定事業等促進円滑化業務

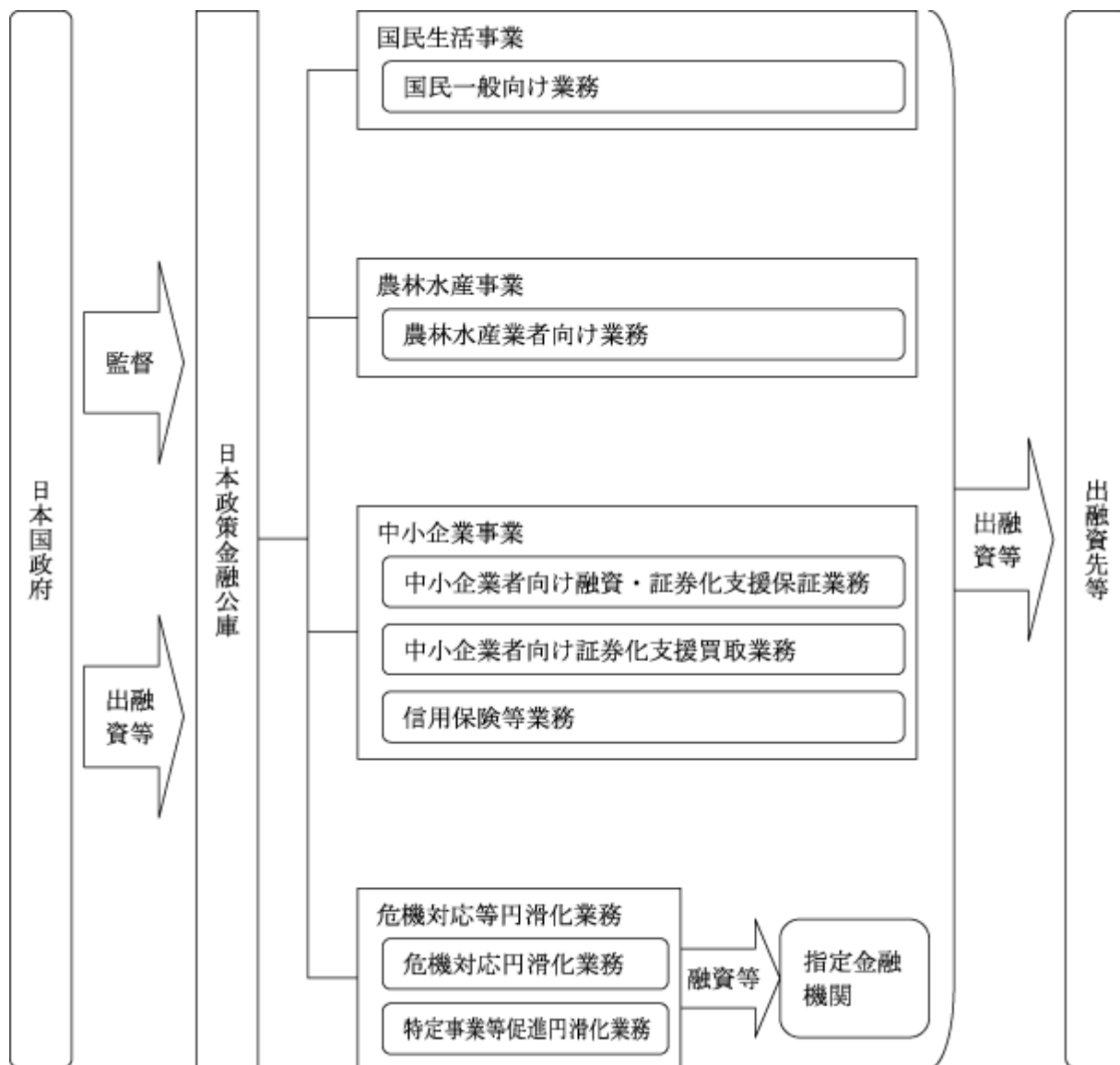
（イ）特定事業促進円滑化業務

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成22年法律第38号）に基づき、主務大臣が認定した特定事業を実施しようとする認定事業者に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付けを行っております。

（ロ）事業再構築等促進円滑化業務

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号、平成23年7月1日改正法施行）に基づき、主務大臣が認定した事業再構築等を実施しようとする認定事業者又はその関係事業者に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付けを行っております。

(当公庫の事業系統図)



(経理の特徴)

(1) 区分経理

当公庫は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定（以下「業務勘定」という。）を設けて整理を行うこととされております（公庫法第41条）。

（注）以下に特段の記載のない限り、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定による特定事業促進円滑化業務及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第24条の3第2項の規定による事業再構築等促進円滑化業務についても公庫法の規定が適用されます。

また、当公庫が政府出資、借入れ及び社債発行により調達した資金は、かかる経理の区分に従って、各業務勘定ごとに整理することとなります（公庫法第4条及び第51条）。収入支出予算も、業務別（ただし中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務は同一区分）に区分され（公庫法第31条）、予算の目的外使用の禁止（公庫法第37条）も法定されております。勘定間の資金融通については基本的に想定されておらず、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令（平成20年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第3号）第12条において、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務及び中小企業者向け証券化支援買取業務の間の資金融通（短期のものに限る。）についての定められております。

(2) 予算区分

当公庫の収入支出予算は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け業務（中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務）、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務に区分することとされております（公庫法第31条第4項）。

(3) 剰余金処分及び国庫納付

当公庫の剰余金の額の計算は、区分経理を行っているそれぞれの勘定において会社法（平成17年法律第86号）第446条を準用することとされております（公庫法第42条第1項）。

当公庫は、毎事業年度の決算において計上した各業務勘定の剰余金の額が、

イ 零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3カ月以内に国庫に納付しなければならないとされております（公庫法第47条第1項）。

ロ 零を下回るときは、準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないとされております（公庫法第47条第2項）。

当公庫の剰余金の処分はイ又はロのほか、経営改善資金特別準備金への戻入（公庫法第47条第6項）以外の方法をもって処分・配当を行ってはならないとされております（公庫法第47条第7項）。

なお、会社法第448条（準備金の額の減少）、会社法第449条（債権者の異議）、会社法第828条（会社の組織に関する行為の無効の訴え）第1項第5号及び第2項第5号は、上記の準備金の積み立て又は取り崩しの場合を除き、各業務勘定の準備金について準用され、当公庫全体としての準備金には適用されません。会社法第447条（資本金の額の減少）についても同様の扱いとなります（公庫法第42条第2項及び第3項）。

(日本国政府との関係)

(1) 株式の政府保有

当公庫の発行済株式については、政府がその総数を常時保有することとされております(公庫法第3条)。

(2) 日本国政府による監督等

イ 監督

主務大臣(財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣)は、当公庫を、公庫法等の定めるところに従い監督し、当公庫に対してその業務に関し監督上必要な命令をすることができます(公庫法第58条)。また、主務大臣は、必要があると認めるときは、当公庫(資金の貸付けの業務等を委託した法人並びに危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務に関しては指定金融機関を含む。)に対して報告を求め、又はその職員に、当公庫を検査させることができます(公庫法第59条)。

なお、特定事業等促進円滑化業務については経済産業大臣及び財務大臣の監督下で実施することとなります(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第24条の3第2項)。

また、主務大臣は検査権限の一部を内閣総理大臣に委任することができ、内閣総理大臣は当該委任を受けた権限を金融庁長官に委任します(公庫法第60条)。

ロ 役員の選任及び解任等

当公庫の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、主務大臣(財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣、以下本八において同じ。)の認可を受けなければ、その効力は生じません(公庫法第6条第1項)。また、当公庫の代表取締役の選定及び解職の決議についても、主務大臣の認可を受けなければ、その効力は生じません(公庫法第6条第2項)。

なお、主務大臣は、これらの認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣と協議する必要があります(公庫法第65条)。

ハ 定款の変更の決議

当公庫の定款の変更の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません(公庫法第61条)。

なお、主務大臣は、上記の認可をしようとするときには、あらかじめ、厚生労働大臣と協議する必要があります(公庫法第65条)。

二 合併、会社分割、事業譲渡、解散等

当公庫を当事者とする合併、会社分割、事業譲渡、解散等については、当公庫が独自で決定することはできず、法律によって定められることになっております(公庫法第62条)。

(3) 財務面の関与

イ 予算及び決算

(イ) 予算

当公庫の予算は、政府関係機関予算として、主務大臣(財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣、以下本イ、ハ及びヘにおいて同じ。)を経由して財務大臣に提出し、閣議決定後に国の予算の議決の例によって、国会において議決されます(公庫法第29条、第30条及び第33条)。

また、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸付金等)についても、予算に添付して国会に提出されます。

(ロ) 決算

当公庫は、財産目録を作成し、会社法第435条の規定に基づき作成する貸借対照表、損益計算書及び事業報告とともに、主務大臣を経由して財務大臣に提出しております（公庫法第40条）。

また、貸借対照表、損益計算書及び財産目録（以下「貸借対照表等」という。）の提出をした後は、予算の区分に従い決算報告書を作成し、監査役の意見を付して主務大臣を経由して財務大臣に提出しております。決算報告書は、財務大臣により貸借対照表等を添えて内閣に送付され（公庫法第44条）、会計検査院の検査を経て国会に提出されます（公庫法第45条、第46条）。

ロ 政府からの借入れ及び政府保証債の発行

当公庫は、政府から借入れをすることができます（公庫法第48条）。

また、政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和21年法律第24号）第3条の規定にかかわらず、予算をもって定める金額の範囲内において、当公庫の社債に係る債務について、保証契約をすることができます（公庫法第55条）。

ハ 借入金及び社債発行の制限

当公庫（信用保険等業務を除く。）は、主務大臣の認可を受けて、政府からの借入れ及び社債（政府保証債を含む。）の発行をすることができ、資金繰りのため必要がある場合に主務省令で定める金融機関から短期借入金の借入れをすることができます。（公庫法第48条及び第49条）。

なお、信用保険等業務については、社債を発行してはならないとされております（公庫法第49条第4項）。

政府からの借入れ及び社債の発行の限度額については、当公庫の予算において定められております。

また、当公庫の予算における当該限度額について、財務大臣は、予見し難い経済事情の変動等やむを得ない事由により借入金及び社債により調達する資金の増額を必要とする特別の事由がある場合は当初限度額の50%の範囲内で増額できるものと定められております。

ニ 補給金等

当公庫は、各々の政策目的のために政府から補給金等を受け入れております。当公庫に対する補給金等の国からの交付については、毎年度予算措置により行われております。

ホ 出資金

政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、当公庫に出資することができます（公庫法第4条）。

なお、政府からの出資金の受入額は、平成24年3月期が2兆550億円、平成25年3月期が6,228億円となっております。

ヘ 検査

(イ) 会計検査院の検査

当公庫に対しては、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第20条及び第22条に基づき、会計検査院による検査が行われます。検査結果は、毎年一回会計検査院から内閣を経由して国会に提出されます。

(ロ) 主務大臣の検査

当公庫に対しては、主務大臣による検査が行われます（公庫法第59条）。

(八) 金融庁の検査

当公庫に対しては、金融庁による検査が行われます。主務大臣は、公庫法第59条に規定する検査権限の一部を内閣総理大臣へ委任することができ、内閣総理大臣は当該委任を受けた権限を金融庁長官に委任します（公庫法第60条）。

4【関係会社の状況】

(平成25年3月31日現在)

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合（％）	当公庫との関係内容				
					役員の兼任等（人）	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
（関連会社） アグリビジネス投資育成株式会社	東京都千代田区	4,070 百万円	農業法人に対する投資育成等	49.88	-	-	-	-	-

5【従業員の状況】

当公庫の従業員数

(平成25年3月31日現在)

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
7,325 [910]	40.5	18.0	7,517

業務名	従業員数（人）
国民一般向け業務	4,519 [640]
農林水産業者向け業務	842 [68]
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務及び 中小企業者向け証券化支援買取業務	1,643 [171]
信用保険等業務	309 [9]
危機対応円滑化業務	8 [0]
特定事業等促進円滑化業務	4 [0]
全業務（共通）	0 [22]
合計	7,325 [910]

（注）1．従業員数は、当公庫から社外への出向者を除き、社外から当公庫への出向者を含みます。また海外の現地採用者を含み、臨時従業員を含みません。

なお、臨時従業員数は [] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2．平成24年4月1日付けの国際協力銀行業務等の分離を主因として、前事業年度と比較して従業員が823名減少しております。

3．平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与は、社外から当公庫への出向者及び海外の現地採用者を含んでおりません。

4．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

5．当公庫の従業員組合は、日本政策金融公庫国民生活事業労働組合、政府系金融機関労働組合、日本政策金融公庫農林水産事業労働組合及び日本政策金融公庫中小企業事業労働組合と称し、組合員数は4,397人であります。労使間においては、特筆すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第5期事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当事業年度における我が国経済は、前半は復興需要やエコカー補助金などの政策が内需を下支えしたこともあって、緩やかに回復しつつありましたが、半ばころから、世界景気の減速や円高の進行などを背景に、しだいに弱い動きとなりました。年度末にかけては、輸出環境の改善、金融政策の効果や経済対策への期待感から、持ち直しの動きが見られました。

当公庫においては、お客さまへの丁寧な対応に加え、お客さまの抱える様々な経営課題に対応するために、経営相談や財務診断サービスなどコンサルティング機能の強化、関係団体との連携強化及び各事業本部が連携してノウハウ・情報を相互に活用することによるサービスの強化等に取り組みました。

また、東日本大震災により影響を受けた中小企業・小規模事業者や農林漁業者の皆さまからの融資や返済に関するご相談に対して、できる限り迅速かつきめ細かく対応するとともに、東日本大震災復興特別貸付など各種融資による復興支援に取り組みました。

さらに、日本経済発展への貢献を念頭に、政府の成長戦略等に基づき、創業支援、農林漁業の6次産業化やベンチャー企業などの新事業支援、中小企業・小規模事業者の皆さまの海外展開支援や環境エネルギー対策支援、人・農地プランに位置付けられた中心経営体支援等を実施しました。特に、お客さまの取組を一層支援するため、海外展開支援では「スタンドバイ・クレジット制度（信用状発行業務）」を、小規模事業者の皆さまの新事業の立上げ及び企業再生の支援では資本性ローンを開始しました。

加えて、中小企業金融円滑化法及び同法の期限到来を踏まえ、事業再生専門部署として企業支援部を設置し経営改善計画の策定支援や企業再生貸付などを活用した経営再建支援を実施するとともに、既往融資に係る返済条件の緩和による資金繰り支援にも積極的に対応してきました。年度末には全国の支店に「経営改善・資金繰り相談窓口」を設置し、中小企業・小規模事業者の皆さまからの融資相談及び返済相談に、できる限り迅速かつきめ細かく対応しています。

こうした取組の結果、当事業年度の当公庫全体の出融資実績は、国際協力銀行が当公庫から分離したこと等により5兆7,566億円（前事業年度比1兆3,585億円減少）となりました。

また、損益の状況につきまして、当事業年度は、貸出金利息等による資金運用収益3,405億円（同1,908億円減少）、保険引受収益2,684億円（同154億円増加）、政府補給金収入463億円（同28億円増加）の計上等により経常収益は、6,655億円（同1,915億円減少）となりました。一方、保険金支出6,159億円（同604億円減少）、借入金及び社債の支払利息等による資金調達費用1,560億円（同1,354億円減少）、貸倒引当金繰入額1,287億円（同16億円増加）、営業経費1,129億円（同198億円減少）の計上等により、経常費用は9,514億円（同1,961億円減少）となりました。この結果、特別損益を含めた当期純損失は、2,862億円（同91億円減少）となりました。

当公庫は、公庫法第41条に定められた業務に応じた各勘定を設けて区分経理を行っているため、以下では各業務ごとに、事業の経過及びその結果を記載しております。

〔国民一般向け業務〕

当事業年度の国民一般向け業務におきましては、東日本大震災の影響を受けた小規模事業者の皆さまに親身かつきめ細かく対応するとともに、復興プロジェクト等にも積極的に参画しました。また、デフレをはじめとする厳しい経済・金融環境に置かれている小規模事業者の皆さまの資金繰りを積極的に支援するなど、セーフティネット機能の発揮に努めました。

成長戦略分野等への対応については、創業支援の機能を強化するため、創業セミナーの開催や全国の支店に設置した創業サポートデスクを通じて創業する皆さまの計画策定をサポートしたほか、大学・ベンチャーキャピタル等との連携及び資本金ローンを活用によって革新的な創業者への支援に積極的に取り組みました。また、海外展開を検討する小規模事業者の皆さまに対しても、全国の支店に設置した海外展開サポートデスクを通じて資金と情報の両面から支援を行うとともに、介護・福祉などの分野で地域の社会的課題を解決するNPO法人などのソーシャルビジネスへの支援に力を注ぎました。加えて、家庭の経済的負担の軽減と教育の機会均等に貢献するため、教育資金の支援にも積極的に取り組みました。

こうした取組の結果、当事業年度の国民一般向け業務における貸付実績は2兆5,739億円（前事業年度比677億円増加）となりました。

また、損益の状況につきまして、当事業年度は、資金運用収益1,415億円（同68億円減少）の計上等により経常収益は1,591億円（同41億円減少）となりました。一方、資金調達費用330億円（同88億円減少）、貸倒引当金繰入額492億円（同154億円減少）の計上等により、経常費用は1,602億円（同247億円減少）となりました。この結果、特別損益を含めた当期純損失は13億円（同205億円減少）となりました。

〔農林水産業者向け業務〕

当事業年度の農林水産業者向け業務におきましては、食料・農業・農村基本法及び食料・農業・農村基本計画、森林・林業基本法及び森林・林業基本計画並びに水産基本法及び水産基本計画等の国の農林水産業における施策を受けて、地域・業界の実態及びお客さまのニーズを把握し、迅速・的確に業務を遂行しました。

特に、東日本大震災の復興支援に加え、円安による飼料高騰の影響を受けた畜産業者等の皆さまへのセーフティネット機能の発揮に取り組みました。

また、人・農地プランについては、平成24年度からの制度開始に伴い、市町村と連携を密にし、お客さまの資金必要時期に資金を供給できるように取り組みました。

さらに、6次産業化への取組に対して、関係機関と連携し、意欲ある農林漁業者の皆さまを積極的に支援しました。

こうした取組の結果、当事業年度の農林水産業者向け業務における貸付実績は、3,187億円（前事業年度比91億円増加）となりました。

また、損益の状況につきまして、当事業年度は、資金運用収益460億円（同43億円減少）の計上等により経常収益は639億円（同23億円減少）となりました。一方、資金調達費用390億円（同35億円減少）の計上等により、経常費用は638億円（同23億円減少）となりました。特別損益を含めた当期純利益は0円となりました。

〔中小企業者向け融資・証券化支援保証業務〕

当事業年度の中小企業者向け融資・証券化支援保証業務におきましては、東日本大震災復興特別貸付により、東日本大震災の被災地域の本格復興に向けた支援に努めたほか、セーフティネット貸付により、厳しい事業環境にある中小企業の皆さまの資金繰り支援や事業再建に積極的に取り組みました。

また、経済のグローバル化の進展、国内需要の頭打ち等を背景に中小企業の皆さまの海外展開が加速する中、国際業務部を設置し、海外展開資金を活用した資金支援に注力しました。

なお、当事業年度におきましては、「スタンドバイ・クレジット制度（信用状発行業務）」を創設し、バンコック銀行（タイ王国）、メトロポリタン銀行（フィリピン共和国）及び國民銀行（大韓民国）と業務提携契約を締結、中小企業者の海外現地法人等の現地流通通貨建て資金調達を支援する取組を開始しました。

さらに、中小企業の皆さまの新たな分野へのチャレンジに対する支援を充実するため、専門部署（新事業室）を設置し、イノベーション支援に積極的に取り組みました。

加えて、新事業へのチャレンジや地域の活性化に向けた取組に対し、各種の特別貸付制度のほか、資本性ローンを積極的に活用して支援しました。

こうした取組の結果、当事業年度の中小企業者向け融資業務の貸付実績は、2兆973億円（前事業年度比503億円増加）となりました。

また、損益の状況につきまして、当事業年度は、資金運用収益1,033億円（同41億円減少）の計上等により経常収益は1,189億円（同43億円減少）となりました。一方、資金調達費用387億円（同61億円減少）の計上等により、経常費用は1,440億円（同67億円減少）となりました。この結果、特別損益を含めた当期純損失は250億円（同23億円減少）となりました。

〔中小企業者向け証券化支援買取業務〕

当事業年度の中小企業者向け証券化支援買取業務におきましては、証券化手法を活用した民間金融機関等による中小企業の皆さまへの無担保資金供給の促進及び中小企業者向け貸付債権の証券化市場の育成を目的として、案件組成に向けた制度の周知及び証券化市場の情報収集等に努めました。しかしながら、当事業年度は、証券化に対するニーズが低かったこと等から案件組成には至りませんでした。

また、損益の状況につきまして、当事業年度は、貸倒引当金戻入益18百万円（前事業年度比175百万円減少）の計上等により、経常収益は471百万円（同119百万円減少）となりました。一方、経常費用は60百万円（同27百万円減少）となりました。この結果、特別損益を含めた当期純利益は411百万円（同92百万円減少）となりました。

〔信用保険等業務〕

当事業年度の信用保険等業務におきましては、前期に引き続き東日本大震災復興緊急特例保険を実施する等、震災により被害・影響を受けた中小企業・小規模事業者の皆さまの資金繰りが円滑に行われるよう、的確に対応しました。また、経営安定関連保証や借換保証等に係る保険引受についても、厳しい経営環境にある中小企業・小規模事業者の皆さまの資金繰りに支障を来さないよう、的確な対応を実施しました。

加えて、金融と経営支援の一体的取組を推進し、中小企業・小規模事業者の皆さまの経営力の強化を図ることを目的として平成24年10月に創設された経営力強化保証に係る保険引受についても的確に対応しました。

こうした取組を行ったものの、景気低迷による資金需要の減退や東日本大震災関連分の保険引受が減少したこと等から、当事業年度の信用保険等業務における保険引受額は、9兆3,662億円（前事業年度比1兆7,651億円減少）となりました。

また、損益の状況につきまして、当事業年度は、保険引受収益2,684億円（同154億円増加）の計上等により、経常収益は2,729億円（同160億円増加）となりました。一方、保険引受費用4,956億円（同532億円減少）の計上等により、経常費用は5,043億円（同538億円減少）となりました。この結果、特別損失を含めた当期純損失は2,314億円（同699億円減少）となりました。

〔危機対応円滑化業務〕

当事業年度の危機対応円滑化業務におきましては、主務大臣により定められた「東日本大震災に関する事案」、「災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の災害に関する特別相談窓口に係る事案」、「円高等対策特別相談窓口に係る事案」等への取組に努めました。

当事業年度の危機対応円滑化業務における実績は、指定金融機関に対する貸付けが7,337億円（前事業年度比4,197億円減少）、指定金融機関が行う貸付け等に係る損害担保引受が1兆5,017億円（同3,072億円減少）、指定金融機関に対する利子補給が78億円（同53億円増加）となりました。

また、損益の状況につきまして、当事業年度は、資金運用収益457億円(同13億円増加)の計上等により、経常収益は504億円(同67億円減少)となりました。一方、資金調達費用449億円(同11億円増加)の計上等により、経常費用は792億円(同243億円増加)となりました。この結果、当期純損失は287億円(前事業年度は23億円の純利益)となりました。

〔特定事業等促進円滑化業務〕

当事業年度の特定事業促進円滑化業務におきましては、「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律」(平成22年法律第38号)に基づき、主務大臣が認定した特定事業を実施しようとする認定事業者に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付けを78億円(前事業年度比65億円増加)行いました。

事業再構築等促進円滑化業務におきましては、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」(平成11年法律第131号)に基づき、主務大臣が認定した事業再構築等を実施しようとする認定事業者又はその関係事業者に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付けを250億円行いました(前事業年度は実績なし)。

また、損益の状況につきまして、当事業年度は、資金運用収益221百万円(前事業年度比41百万円増加)の計上等により、経常収益は289百万円(同48百万円増加)となりました。一方、資金調達費用221百万円(同41百万円増加)の計上等により、経常費用は299百万円(同58百万円増加)となりました。この結果、当期純損失は9百万円(同9百万円増加)となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当事業年度のキャッシュ・フローにつきまして、営業活動によるキャッシュ・フローは、預け金の純増額の減少等により前事業年度比2兆1,311億円増加して7,073億円の支出となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出の増加等により前事業年度比3,960億円減少して2,010億円の収入となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、株式の発行による収入の減少等により前事業年度比1兆4,019億円減少して6,205億円の収入となりました。以上の結果、現金及び現金同等物の当事業年度末残高は、前事業年度末比3,615億円減少して4,181億円となりました。

(3) 業務の種類別の業績

イ 業務別の財産及び損益等の状況

(前事業年度)

(単位 : 百万円)

	国民一般向け 業務	農林水産業者 向け業務	中小企業者向け融 資・証券化支援保 証業務	中小企業者向け 証券化支援買取業 務	信用保険等 業務
経常収益	163,273	66,280	123,380	591	256,830
経常利益又は 経常損失 ()	21,726	85	27,444	503	301,329
当期純利益又は 当期純損失 ()	21,948	-	27,497	503	301,357
資本金	884,893	341,863	1,039,985	24,476	(注) 2. -
純資産額	447,687	344,518	610,267	23,738	1,753,382
総資産	7,097,032	2,627,541	6,165,463	25,505	3,491,484
貸出金残高	7,065,592	2,544,475	6,284,823	-	-
支払承諾(注)3. (支払承諾見返)	-	840	185	1,725	-
備 考	-	-	-	(注) 4.	(注) 4.

	国際協力銀行 業務	駐留軍再編促 進金融業務	危機対応円滑 化業務	特定事業等促 進円滑化業務	消去	合計
経常収益	201,695	271	57,255	240	12,622	857,197
経常利益又は 経常損失 ()	57,107	57	2,318	0	-	290,430
当期純利益又は 当期純損失 ()	52,515	57	2,318	0	-	295,408
資本金	1,291,000	-	784,253	239	-	4,366,709
純資産額	2,294,786	57	668,068	221	-	6,142,730
総資産	12,693,182	181	6,129,351	21,658	765	38,250,634
貸出金残高	8,110,356	-	5,394,261	21,300	-	29,420,809
支払承諾(注)3. (支払承諾見返)	2,378,325	-	-	-	-	2,381,077
備 考	(注) 4.	-	(注) 4.	-	-	-

(注) 1 . 上記の各業務別の数値は、公庫法第42条第1項により会社法を準用した監査を受けておりますが、金融商品取引法に基づく監査法人の監査は受けておりません。

2 . 信用保険等業務においては、日本国政府の出資について資本組入せず、全額を資本剰余金（資本準備金）に計上しております。期末の資本剰余金（資本準備金）残高は2,054,739百万円であります。

3 . 当公庫の保証債務にかかる貸借対照表計上額であります。

4 . 上記数値以外に、各業務において重要性が高いと考えられる科目は、以下のとおりであります。

(中小企業者向け証券化支援買取業務)

有価証券：証券化支援買取業務に係る当該業務の有価証券の保有残高 1,171百万円

(信用保険等業務)

保険契約準備金：保険引受に係る準備金 1,727,272百万円（保険引受残高：34,933,593百万円）

(国際協力銀行業務)

有価証券：出資業務に係る当該業務の有価証券の保有残高 70,312百万円

(危機対応円滑化業務)

補償損失引当金：指定金融機関に対する損害担保契約に係る引当金 59,060百万円

(補償引受残高：2,512,034百万円)

(当事業年度)

(単位：百万円)

	国民一般向け 業務	農林水産業者 向け業務	中小企業者向け融 資・証券化支援保 証業務	中小企業者向け 証券化支援買取業 務	信用保険等 業務
経常収益	159,123	63,928	118,992	471	272,914
経常利益又は 経常損失()	1,079	46	25,040	411	231,402
当期純利益又は 当期純損失()	1,366	-	25,098	411	231,423
資本金	949,207	363,122	1,222,585	24,476	(注)2. -
純資産額	510,635	365,777	767,769	24,149	1,765,508
総資産	7,023,768	2,601,392	6,131,914	24,930	3,399,285
貸出金残高	7,001,783	2,531,463	6,282,844	-	-
支払承諾(注)3. (支払承諾見返)	-	1,151	1,212	763	-
備 考	-	-	-	(注)4.	(注)4.

	危機対応円滑化業務	特定事業等促進円滑化 業務	消去	合計
経常収益	50,465	289	589	665,597
経常利益又は 経常損失()	28,781	9	-	285,856
当期純利益又は 当期純損失()	28,781	9	-	286,268
資本金	895,358	267	-	3,455,015
純資産額	750,391	239	-	4,184,472
総資産	6,186,090	54,581	818	25,421,145
貸出金残高	5,362,094	54,135	-	21,232,320
支払承諾(注)3. (支払承諾見返)	—	—	-	3,126
備 考	(注)4.	—	-	-

(注)1. 上記の各業務別の数値は、公庫法第42条第1項により会社法を準用した監査を受けておりますが、金融商品取引法に基づく監査法人の監査は受けておりません。

2. 信用保険等業務においては、日本国政府の出資について資本組入せず、全額を資本剰余金(資本準備金)に計上しております。期末の資本剰余金(資本準備金)残高は1,996,932百万円であります。

3. 当公庫の保証債務にかかる貸借対照表計上額であります。

4. 上記数値以外に、各業務において重要性が高いと考えられる科目は、以下のとおりであります。

(中小企業者向け証券化支援買取業務)

有価証券：証券化支援買取業務に係る当該業務の有価証券の保有残高 322百万円

(信用保険等業務)

保険契約準備金：保険引受に係る準備金 1,622,928百万円(保険引受残高：32,477,391百万円)

(危機対応円滑化業務)

補償損失引当金：指定金融機関に対する損害担保契約に係る引当金 65,512百万円

(補償引受残高：2,757,556百万円)

□ 国民一般向け業務

(イ) 収支の状況

種類	期別	金額（百万円）
資金運用収支	前事業年度	106,416
	当事業年度	108,445
うち資金運用収益	前事業年度	148,345
	当事業年度	141,501
うち資金調達費用	前事業年度	41,929
	当事業年度	33,055
役務取引等収支	前事業年度	982
	当事業年度	917
うち役務取引等収益	前事業年度	53
	当事業年度	4
うち役務取引等費用	前事業年度	1,035
	当事業年度	921
その他業務収支	前事業年度	263
	当事業年度	359
うちその他業務収益	前事業年度	-
	当事業年度	-
うちその他業務費用	前事業年度	263
	当事業年度	359

(ロ) 資金運用 / 調達の状況

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（％）
資金運用勘定	前事業年度	7,447,147	148,345	1.99
	当事業年度	7,294,518	141,501	1.94
うち貸出金	前事業年度	7,426,907	148,327	2.00
	当事業年度	7,284,081	141,492	1.94
うち有価証券	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち預け金	前事業年度	8,426	6	0.07
	当事業年度	6,615	5	0.08
資金調達勘定	前事業年度	6,693,885	41,929	0.63
	当事業年度	6,401,913	33,055	0.52
うち短期社債	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち社債	前事業年度	952,546	8,417	0.88
	当事業年度	880,998	7,098	0.81
うち借入金	前事業年度	5,714,625	33,480	0.59
	当事業年度	5,488,002	25,919	0.47

（注）資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

(八) 業種別貸出金残高の状況

種類	平成24年3月31日現在		平成25年3月31日現在	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内	7,340,890	100.00	7,248,205	100.00
製造業	782,418	10.66	764,743	10.55
農業	26,163	0.36	25,590	0.35
林業	5,947	0.08	6,420	0.09
漁業	21,304	0.29	21,190	0.29
鉱業	4,189	0.06	4,056	0.06
建設業	997,120	13.58	968,415	13.36
電気・ガス・熱供給・水道業	859	0.01	12,404	0.17
情報通信業	111,311	1.52	110,106	1.52
運輸業	210,840	2.87	213,576	2.95
卸売・小売業	1,582,547	21.56	1,561,230	21.54
金融・保険業	24,459	0.33	24,375	0.34
不動産業	708,334	9.65	705,225	9.73
各種サービス業	1,417,714	19.31	1,430,400	19.73
地方公共団体	-	-	-	-
その他	556,349	7.58	537,853	7.42
教育貸付等	891,325	12.14	862,617	11.90
海外	-	-	-	-
合計	7,340,890	100.00	7,248,205	100.00

(注) 1. 業種区分は、国民一般向け業務におけるものであります。

2. 上記数値は、部分直接償却実施前かつ貸付受入金控除前の計数であり、前事業年度末における貸付金に係る部分直接償却額は266,048百万円(仮払金に係る部分直接償却額526百万円は除く。)、貸付受入金は9,248百万円であり、当事業年度末における貸付金に係る部分直接償却額は230,382百万円(仮払金に係る部分直接償却額444百万円は除く。)、貸付受入金は16,039百万円であります。

八 農林水産業者向け業務

(イ) 収支の状況

種類	期別	金額（百万円）
資金運用収支	前事業年度	7,817
	当事業年度	6,960
うち資金運用収益	前事業年度	50,408
	当事業年度	46,052
うち資金調達費用	前事業年度	42,591
	当事業年度	39,091
役務取引等収支	前事業年度	5,025
	当事業年度	4,417
うち役務取引等収益	前事業年度	10
	当事業年度	13
うち役務取引等費用	前事業年度	5,036
	当事業年度	4,431
その他業務収支	前事業年度	111
	当事業年度	85
うちその他業務収益	前事業年度	-
	当事業年度	-
うちその他業務費用	前事業年度	111
	当事業年度	85

(ロ) 資金運用 / 調達の状況

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（％）
資金運用勘定	前事業年度	2,450,377	50,408	2.06
	当事業年度	2,424,799	46,052	1.90
うち貸出金	前事業年度	2,425,930	50,378	2.08
	当事業年度	2,403,693	46,033	1.92
うち有価証券	前事業年度	2,030	-	-
	当事業年度	2,030	-	-
うち預け金	前事業年度	12,019	19	0.16
	当事業年度	13,998	14	0.10
資金調達勘定	前事業年度	2,129,584	42,591	2.00
	当事業年度	2,117,864	39,091	1.85
うち短期社債	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち社債	前事業年度	192,629	3,673	1.91
	当事業年度	211,760	3,908	1.85
うち借入金	前事業年度	1,936,878	35,826	1.85
	当事業年度	1,904,665	32,208	1.69

(注) 1. 資金運用勘定は、無利息貸出金及び預け金の平均残高を控除して表示しております。

2. 資金調達勘定は、無利息借入金の平均残高を控除して表示しております。

(八) 業種別貸出金残高の状況

種類	平成24年 3月31日現在		平成25年 3月31日現在	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内	2,555,114	100.00	2,546,062	100.00
製造業	289,048	11.31	295,321	11.60
農業	941,523	36.85	960,224	37.71
林業	314,584	12.31	313,351	12.31
漁業	59,933	2.35	66,812	2.62
鉱業	-	-	-	-
建設業	1,971	0.08	2,356	0.09
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-
運輸業	-	-	-	-
卸売・小売業	85,429	3.34	77,091	3.03
金融・保険業	-	-	-	-
不動産業	-	-	-	-
各種サービス業	180,276	7.06	173,951	6.83
地方公共団体	412,602	16.15	402,472	15.81
その他	269,744	10.56	254,479	10.00
海外	-	-	-	-
合計	2,555,114	100.00	2,546,062	100.00

(注) 1. 業種区分は、農林水産業者向け業務におけるものであります。

2. 上記数値は、部分直接償却実施前の計数であり、前事業年度末における貸付金に係る部分直接償却額は10,639百万円(仮払金に係る部分直接償却額203百万円を除く。)であり、当事業年度末における貸付金に係る部分直接償却額は14,600百万円(仮払金に係る部分直接償却額141百万円を除く。)であります。

(二) 有価証券の状況

種類	平成24年 3月31日現在残高	平成25年 3月31日現在残高
	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	-	-
地方債	-	-
社債	-	-
株式	2,030	2,030
その他の証券	-	-
合計	2,030	2,030

二 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務

(イ) 収支の状況

種類	期別	金額（百万円）
資金運用収支	前事業年度	62,558
	当事業年度	64,607
うち資金運用収益	前事業年度	107,497
	当事業年度	103,363
うち資金調達費用	前事業年度	44,939
	当事業年度	38,756
役務取引等収支	前事業年度	94
	当事業年度	80
うち役務取引等収益	前事業年度	31
	当事業年度	10
うち役務取引等費用	前事業年度	125
	当事業年度	91
その他業務収支	前事業年度	301
	当事業年度	384
うちその他業務収益	前事業年度	-
	当事業年度	-
うちその他業務費用	前事業年度	301
	当事業年度	384

(ロ) 資金運用 / 調達の状況

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（％）
資金運用勘定	前事業年度	6,405,817	107,497	1.68
	当事業年度	6,410,669	103,363	1.61
うち貸出金	前事業年度	6,383,522	107,463	1.68
	当事業年度	6,391,911	103,092	1.61
うち有価証券	前事業年度	2,044	20	1.00
	当事業年度	1,178	258	21.93
うち預け金	前事業年度	18,246	11	0.06
	当事業年度	11,653	6	0.06
資金調達勘定	前事業年度	5,649,511	44,939	0.80
	当事業年度	5,442,600	38,756	0.71
うち短期社債	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち社債	前事業年度	1,692,438	17,395	1.03
	当事業年度	1,510,230	14,193	0.94
うち借入金	前事業年度	3,879,294	27,452	0.71
	当事業年度	3,834,871	24,449	0.64

（注）資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

(八) 業種別貸出金残高の状況

種類	平成24年 3 月31日現在		平成25年 3 月31日現在	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
国内	6,432,211	100.00	6,453,057	100.00
製造業	3,132,810	48.71	3,132,337	48.54
農業	-	-	-	-
林業	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-
鉱業	9,996	0.16	9,850	0.15
建設業	327,065	5.08	320,387	4.96
電気・ガス・熱供給・水道業	13,993	0.22	61,592	0.95
情報通信業	67,578	1.05	69,866	1.08
運輸業	513,315	7.98	521,821	8.09
卸売・小売業	1,098,861	17.08	1,097,934	17.01
金融・保険業	741	0.01	754	0.01
不動産業	570,602	8.87	552,901	8.57
各種サービス業	697,247	10.84	685,611	10.62
地方公共団体	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
海外	-	-	-	-
合計	6,432,211	100.00	6,453,057	100.00

(注) 1. 業種区分は、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務におけるものであります。

2. 上記数値には、社債の取得を含み、設備貸与機関貸付を含んでおりません。前事業年度末における社債の取得は219百万円、設備貸与機関貸付は7,470百万円であり、当事業年度末における社債の取得は150百万円、設備貸与機関貸付は6,225百万円であります。

3. 上記数値は、部分直接償却実施前かつ貸付受入金控除前の計数であり、前事業年度末における貸付金に係る部分直接償却額は119,454百万円（求償権等1,429百万円を除く。）、貸付受入金は35,184百万円であり、当事業年度末における貸付金に係る部分直接償却額は109,027百万円（求償権等811百万円を除く。）、貸付受入金は67,260百万円であります。

(二) 有価証券の状況

種類	平成24年 3 月31日現在残高	平成25年 3 月31日現在残高
	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	-	-
地方債	-	-
社債	219	150
株式	-	-
その他の証券	1,512	365
合計	1,732	515

ホ 中小企業者向け証券化支援買取業務

(イ) 収支の状況

種類	期別	金額(百万円)
資金運用収支	前事業年度	347
	当事業年度	406
うち資金運用収益	前事業年度	347
	当事業年度	406
うち資金調達費用	前事業年度	-
	当事業年度	-
役務取引等収支	前事業年度	0
	当事業年度	0
うち役務取引等収益	前事業年度	25
	当事業年度	12
うち役務取引等費用	前事業年度	24
	当事業年度	12
その他業務収支	前事業年度	6
	当事業年度	2
うちその他業務収益	前事業年度	-
	当事業年度	-
うちその他業務費用	前事業年度	6
	当事業年度	2

(ロ) 資金運用 / 調達の状況

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前事業年度	23,559	347	1.47
	当事業年度	23,846	406	1.70
うち貸出金	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち有価証券	前事業年度	22,511	345	1.54
	当事業年度	21,615	404	1.87
うち預け金	前事業年度	1,042	1	0.11
	当事業年度	2,079	1	0.09
資金調達勘定	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち短期社債	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち社債	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち借入金	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-

(注) 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

(八) 有価証券の状況

種類	平成24年 3 月31日現在残高	平成25年 3 月31日現在残高
	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	21,091	21,069
地方債	-	-
社債	538	315
株式	-	-
その他の証券	632	7
合計	22,262	21,391

へ 信用保険等業務

(イ) 収支の状況

種類	期別	金額(百万円)
資金運用収支	前事業年度	3,469
	当事業年度	3,305
うち資金運用収益	前事業年度	3,469
	当事業年度	3,305
うち資金調達費用	前事業年度	-
	当事業年度	-
保険引受収支	前事業年度	295,933
	当事業年度	227,262
うち保険引受収益	前事業年度	253,024
	当事業年度	268,432
うち保険引受費用	前事業年度	548,958
	当事業年度	495,694
その他業務収支	前事業年度	-
	当事業年度	-
うちその他業務収益	前事業年度	-
	当事業年度	-
うちその他業務費用	前事業年度	-
	当事業年度	-

(ロ) 資金運用 / 調達の状況

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前事業年度	2,916,678	3,469	0.12
	当事業年度	3,327,683	3,305	0.10
うち貸出金	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち有価証券	前事業年度	91,269	105	0.12
	当事業年度	-	-	-
うち預け金	前事業年度	2,823,710	3,362	0.12
	当事業年度	3,327,683	3,305	0.10
資金調達勘定	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち短期社債	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち社債	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち借入金	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-

(注) 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

(八) 業種別保険引受残高の状況

種類	平成24年 3 月31日現在		平成25年 3 月31日現在	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
国内	34,913,768	100.00	32,471,129	100.00
製造業	8,502,881	24.35	7,379,854	22.73
農業	-	-	-	-
林業	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-
鉱業	57,818	0.17	50,646	0.16
建設業	7,641,698	21.89	7,087,225	21.83
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-
運輸業	1,693,239	4.85	1,606,398	4.95
卸売・小売業	10,817,663	30.98	10,044,540	30.93
金融・保険業	-	-	-	-
不動産業	1,415,149	4.05	1,309,561	4.03
各種サービス業	4,695,615	13.45	4,407,642	13.57
地方公共団体	-	-	-	-
その他	89,701	0.26	585,259	1.80
海外	-	-	-	-
合計	34,913,768	100.00	32,471,129	100.00

(注) 1. 業種区分は、信用保険等業務におけるものであります。

2. 上記数値には、機械保険経過業務の保険引受残高を含んでおりません。前事業年度末における機械保険経過業務の保険引受残高は19,824百万円であり、当事業年度末における機械保険経過業務の保険引受残高は6,262百万円であります。

ト 危機対応円滑化業務

(イ) 収支の状況

種類	期別	金額（百万円）
資金運用収支	前事業年度	517
	当事業年度	740
うち資金運用収益	前事業年度	44,319
	当事業年度	45,701
うち資金調達費用	前事業年度	43,802
	当事業年度	44,960
役務取引等収支	前事業年度	1,911
	当事業年度	7,566
うち役務取引等収益	前事業年度	3,411
	当事業年度	3,525
うち役務取引等費用	前事業年度	5,322
	当事業年度	11,091
その他業務収支	前事業年度	2,440
	当事業年度	7,827
うちその他業務収益	前事業年度	-
	当事業年度	-
うちその他業務費用	前事業年度	2,440
	当事業年度	7,827

(ロ) 資金運用 / 調達の状況

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（％）
資金運用勘定	前事業年度	5,544,277	44,319	0.80
	当事業年度	6,226,937	45,701	0.73
うち貸出金	前事業年度	5,037,476	43,802	0.87
	当事業年度	5,497,157	44,960	0.82
うち有価証券	前事業年度	382,484	386	0.10
	当事業年度	510,564	505	0.10
うち預け金	前事業年度	123,124	129	0.10
	当事業年度	216,136	232	0.11
資金調達勘定	前事業年度	5,037,476	43,802	0.87
	当事業年度	5,497,157	44,960	0.82
うち短期社債	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち社債	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち借入金	前事業年度	5,037,476	43,802	0.87
	当事業年度	5,497,157	44,960	0.82

(注) 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

(ハ) 業種別貸出金残高の状況

危機対応円滑化業務における貸出先は、指定金融機関に対してのみであり、当事業年度末（平成25年3月31日）現在の貸出金残高は、前事業年度末比321億円減少して5兆3,620億円となっております。

(二) 損害担保残高の状況

危機対応円滑化業務における損害担保契約先は、指定金融機関であり、当事業年度末（平成25年3月31日）現在の損害担保契約の補償引受残高は、前事業年度末比2,455億円増加して2兆7,575億円となっております。

(ホ) 有価証券の状況

種類	平成24年3月31日現在残高	平成25年3月31日現在残高
	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	451,938	246,984
地方債	-	-
社債	-	-
株式	-	-
その他の証券	-	-
合計	451,938	246,984

チ 特定事業等促進円滑化業務

(イ) 収支の状況

種類	期別	金額（百万円）
資金運用収支	前事業年度	0
	当事業年度	0
うち資金運用収益	前事業年度	179
	当事業年度	221
うち資金調達費用	前事業年度	179
	当事業年度	221
役務取引等収支	前事業年度	-
	当事業年度	-
うち役務取引等収益	前事業年度	-
	当事業年度	-
うち役務取引等費用	前事業年度	-
	当事業年度	-
その他業務収支	前事業年度	-
	当事業年度	-
うちその他業務収益	前事業年度	-
	当事業年度	-
うちその他業務費用	前事業年度	-
	当事業年度	-

(ロ) 資金運用 / 調達の状況

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（％）
資金運用勘定	前事業年度	20,108	179	0.89
	当事業年度	29,428	221	0.75
うち貸出金	前事業年度	20,010	179	0.90
	当事業年度	29,144	221	0.76
うち有価証券	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち預け金	前事業年度	98	0	0.06
	当事業年度	284	0	0.06
資金調達勘定	前事業年度	20,010	179	0.90
	当事業年度	29,144	221	0.76
うち短期社債	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち社債	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち借入金	前事業年度	20,010	179	0.90
	当事業年度	29,144	221	0.76

（注）資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

(ハ) 業種別貸出金残高の状況

特定事業等促進円滑化業務における貸出先は、指定金融機関に対してのみであり、当事業年度末（平成25年3月31日）現在の貸出金残高は、前事業年度末比328億円増加して541億円となっております。

2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、当公庫における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3【対処すべき課題】

当公庫では、平成25年3月19日の取締役会において、中長期的な経営の基本方針に係る事項と比較的短期の経営課題が混在していた「活動指針」を廃止し、「基本理念」を踏まえた中長期的な方針として「経営方針」を新たに設けることを決定しました。また、平成25年度から3カ年の目標である業務運営計画を策定し、これを着実に実行していきます。

（１）基本理念

イ 政策金融の的確な実施

国の政策の下、民間金融機関の補完を旨としつつ、社会のニーズに対応して、種々の手法により、政策金融を機動的に実施します。

ロ ガバナンスの重視

高度なガバナンスを求め、透明性の高い効率的な事業運営に努めるとともに、国民に対する説明責任を果たします。

さらに、継続的な自己改革に取り組む自律的な組織を目指します。

（２）経営方針

イ お客さまサービスを向上させます。

（イ）お客さまの立場に立って親身に應對し、身近で頼りになる存在を目指します。

（ロ）商品力を高めるとともに、コンサルティング機能・能力の充実を図ることでサービスの質を向上し、政策金融を必要とするさまざまなお客さまのニーズに迅速かつ的確に対応します。

（ハ）当公庫の総合力を発揮し、資金や情報を相互に活用することにより、金融サービスの強化を図ります。

ロ 日本経済発展に貢献します。

（イ）国の政策に基づき、政策金融に求められる各種ニーズに適切に対応します。

（ロ）国民一般、中小企業者及び農林水産業者の成長・発展に貢献します。

ハ 内外の金融秩序の混乱、大規模災害等に対処します。

内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処します。

ニ 地域活性化に貢献します。

地域に根ざした活動を展開し、政策金融の各分野の機能を一体的に発揮することにより、雇用の維持・創出など地域の活性化に貢献します。

ホ 環境やエネルギーに配慮し、低コストで効率的な業務運営に取り組めます。

（イ）環境やエネルギーに配慮した企業活動に努め、社会に貢献します。

（ロ）お客さまサービスの充実、事務の合理化・効率化を図るために、TCO（注）低減の観点を踏まえつつ、効率的な情報システムを実現します。

（ハ）職員からの積極的な改善提案を踏まえ、事務の合理化や業務の効率的な運営に取り組めます。

（注）トータル・コスト・オブ・オーナーシップ：コンピュータシステムの導入、維持、管理などにかかる費用の総額

ヘ 働きがいのある職場をつくれます。

（イ）職員一人ひとりが政策金融を担うための専門性を高めるため、教育の強化を図ります。

（ロ）誇りと使命感を持って、能力と多様性を存分に発揮できる職場をつくれます。

（ハ）女性管理職の積極的な登用や女性のキャリア開発など女性活躍の推進を図ります。

ト リスク管理態勢の整備、コンプライアンス意識の定着に取り組みます。

コーポレート・ガバナンスの観点から、リスク管理態勢の整備及び役職員におけるコンプライアンス意識の向上を図ります。

(3) 業務運営計画(2013年度～2015年度)

当公庫は、東日本大震災からの復興を最大限に支援するとともに、中小企業金融円滑化法の終了を踏まえた、セーフティネット需要へのきめ細かな対応や、海外展開、創業・新事業、農林漁業の6次産業化などの成長戦略分野への重点的な資金供給により、政策金融機関としての役割を積極的かつ効率的に遂行します。また、政策金融機関としての使命を着実に果たすため、コンサルティング機能・能力の充実を図り、融資にとどまらない、政策金融ならではの質の高いサービスの提供に努めます。

業務遂行に際しては、より一層お客さまに頼りにされ日本の未来に貢献する組織づくりや、より働きがいのあ
る明るい職場づくりのために何をすべきかを役職員一人ひとりが考え、「For the future」をモットーに、
以下の目標に一丸となって取り組みます。

イ 事業運営目標

(イ) 東日本大震災からの復興を支援します。

a 東日本大震災により影響を受けたお客さまからの融資・返済相談等に親身に対応します。

(a) 「東日本大震災に関する特別相談窓口」を通じて円滑、迅速かつきめ細かく対応します。

(b) 「東日本大震災復興特別貸付」及び「農林漁業者・食品産業事業者向け震災特例融資」により
適時適切な融資を行います。

(c) 返済相談や二重債務問題に丁寧かつ迅速に対応します。

(d) 「東日本大震災復興緊急保証」等についての保険を通じた迅速かつきめ細かな対応に取り組み
ます。

b 被災地域で実施される復興プロジェクトにきめ細かく対応します。

c 「東日本大震災に関する事案」として認定された危機に即応し、危機対応円滑化業務を的確に実施
します。

(ロ) 中小企業金融円滑化法の終了を踏まえた、セーフティネット需要へのきめ細かな対応と資金の安定
供給を行います。

a お客さまからのセーフティネット需要にきめ細かく対応します。

(a) 経営環境の悪化等に依然として苦慮している中小企業・小規模事業者の皆さまのニーズに対応すると
ともに、中小企業金融円滑化法終了後のセーフティネット機能の発揮により経営改善に取り組む中
小企業・小規模事業者の皆さまを支援します。

(b) 中小企業金融円滑化法終了後も、経営改善に取り組む農林漁業者の皆さまへの支援を行うほか、
自然災害、家畜伝染病、農産物の価格下落等の影響を受けた農林漁業者の皆さまに対してセーフ
ティネット機能を発揮します。

b お客さまにタイムリーかつ円滑に十分な資金を供給します。

お客さまの資金ニーズ等に積極的に対応します。

c 信用補完制度を通じて資金繰りに苦慮するお客さまを支援します。

d 危機の発生に即応し、迅速かつ円滑に危機対応円滑化業務を実施します。

(ハ) 成長戦略分野等への重点的な資金供給を行うとともに政策提言能力を発揮します。

a 成長戦略分野等に対して的確に融資対応を行います。

(a) 中小企業・小規模事業者の皆さまの海外展開を支援します。

(b) 創業や新事業を支援します。

(c) ソーシャルビジネス、介護・福祉・医療分野への支援を行います。

(d) 事業再生を支援します。

(e) 攻めの農林水産業を展開するための積極的な支援を行います。

- (f) 地球環境問題への対応を支援します。
- (g) 教育の機会均等に貢献します。
- b 政策提言能力を発揮します。
お客さまの声を収集し、政策提言や施策に反映します。
- (二) お客さまにとって、利用しやすい、頼りになる日本公庫の実現を目指します。
 - a 民間金融機関や関係団体等との連携を強化します。
 - b 情報発信の強化などにより広報活動を推進します。
 - c お客さまの満足度向上のため、各種のサービス向上策を推進します。
- (ホ) 当公庫の総合力を発揮した資金と情報両面からの金融サービスを強化します。
 - a 複数事業が一体となった金融サービスの強化、お客さまニーズに合致した有益な情報提供を行います。
 - (a) 各事業本部の経営資源を活用した「総合力発揮」を強力に推進します。
 - (b) 海外展開を図るお客さまに有益な情報提供を行います。
 - b 経営相談・指導や経営改善計画の策定支援等、コンサルティング機能を強化します。
 - c 総合研究所における研究水準の向上、対外発信力の強化、他の研究機関との交流の強化、事業本部との連携の推進により総合力を発揮します。
- (ヘ) 信用リスク管理態勢を整備・強化します。

□ 組織運営目標

- (イ) 当公庫全体のIT基盤・システムの最適化、IT部門全体の最適化を推進します。
 - a 「日本公庫全体システム最適化計画（基本計画書）」に基づき、順次最適化後の新システムを本格稼働します。
 - b TCO削減の観点を踏まえ、円滑で効率的な情報システムを実現します。
 - c IT部門の組織体制や専門人材の育成体系を整備し、少数精鋭による円滑かつ効率的なIT部門の運営を実現します。
- (ロ) BPR（注1）などによる事務の合理化・業務の効率的運営に取り組みます。
 - a これまでのBPR施策の点検を踏まえつつ、職務権限と責任の明確化、仕事のやり方の見直し・効率化、意思決定の透明化・迅速化に引き続き取り組みます。
 - b 職員からの積極的な改善提案を踏まえ、事務の合理化や業務の効率的な運営に取り組みます。
 - c 各事業本部の人事機能一元化に向けた取組を実施します。
 - d 共通ERP（注2）システムの円滑な稼働と、それを最大限に生かした効率的な業務運営体制を構築します。
 - （注1）ビジネス・プロセス・リエンジニアリング：企業の業務活動を根本から考え直し、根本的革新・業務の効率化を図る経営手法
 - （注2）エンタープライズ・リソース・プランニング：企業全体の経営資源の有効活用の観点から統合的に管理し、経営の効率化を図るための統合型（業務横断型）パッケージソフトウェア
- (ハ) 人材開発に取り組みます。
 - a 「質の高いお客さまサービスの実現」及び「高度なマネジメント能力・専門性の養成」のための職員教育を充実させます。
 - b 専門性の強化を図るほか人材活用を推進します。
- (二) 女性活躍を推進します。
組織としての力の最大化を目指して、女性が能力を最大限発揮できる職場を実現するため、各種取組を着実に実施します。
 - a 女性の管理職登用の数値目標（2018年4月時点の管理職に占める女性の割合5%）に向けて候補者を育成します。
 - b 女性のキャリア開発を支援するとともに、両立支援策を推進します。

(ホ) 職場環境を向上させます。

職員一人ひとりが、ワークとライフにおける役割責任を果たしながら、双方の充実が図れるよう、メリハリの
ある働き方の実践を推進します。

(ヘ) リスク管理態勢、コンプライアンス態勢を整備・強化します。

a 政策要請に応えつつ損失の発生を抑制を図るため、リスク管理プログラムを定め、同プログラムの実施状況
等をモニタリングします。

b コンプライアンス意識の強化・定着化を図るため、コンプライアンス・プログラムを定め、同プログラムの
実施状況等をモニタリングします。

c B C P (注) 訓練の定期的な実施により危機管理態勢を充実させます。

(注) ビジネス・コンティニュイティ・プラン：自然災害等の緊急事態に遭遇した場合、経済的損
失を最小限にとどめ、中核事業の継続あるいは早期復旧を可能とするための計画

4【事業等のリスク】

当公庫の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主
な事項を記載しております。

なお、当公庫は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努
める所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本有価証券報告書提出日現在において判断
したものであります。

(1) 日本国政府の政策等について

当公庫は、公庫法により、政府が当公庫の発行済株式の総数を常時保有する旨が定められているほか、前述
(第1企業の概況 3事業の内容)のとおり、政府の監督や財務面の関与を受ける旨等が定められておりま
す。また、当公庫の業務運営は国の政策に基づき行われており、経済及び金融面での環境悪化におけるセーフ
ティネット機能の発揮等、民間金融機関では対応が困難な分野を補完し、政策金融を機動的に実施する役割を
有しております。今後においても、当公庫の業務運営、経営成績及び財政状態は、日本国政府の政策に影響を受
けることとなります。

なお、以下の点についても留意が必要となります。

イ 政策金融改革について

政策金融改革の経緯については、前述(第1企業の概況 2沿革)のとおりです。

なお、統合前機関(旧国民生活金融公庫、旧農林漁業金融公庫、旧中小企業金融公庫及び旧国際協力銀
行)が発行した債券の取扱いに関しては、行政改革推進法第13条第2号に「現行政策金融機関の行う資金
の貸付けその他の業務の利用者及び現行政策金融機関が発行した債券の所有者の利益が不当に侵害されな
いようにすること。」とあること等を受け、公庫法附則第23条及び第24条には、当該債券を当公庫の社債と
するみなし規定及び独立行政法人国際協力機構との連帯債務規定(旧国際協力銀行が発行した債券に限
る。)が置かれております。

加えて、公庫法附則第46条の2及び株式会社国際協力銀行法附則第17条の定めにより、当公庫発足前の旧
国際協力銀行が発行した債券については、株式会社国際協力銀行及び独立行政法人国際協力機構との連帯
債務とする旨の、当公庫発足時から株式会社国際協力銀行成立前までに当公庫が発行した社債については、
当公庫及び株式会社国際協力銀行との連帯債務とすることとされております。

また、平成24年3月30日、沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律が可決・成立、同31日に公布され、同
法附則第16条において行政改革推進法の一部を改正し、平成34年度以降に沖縄振興開発金融公庫が当公庫
に統合するものとされております。

ロ 経済対策等への対応による影響について

平成20年秋以降の世界的な金融・経済危機に伴い、当公庫は、政府が実施した累次の経済対策への取組に対応してきました。

具体的には、セーフティネット貸付け等の推進、景気対応緊急保証制度の保証枠拡大に伴う事業規模の拡大、危機対応円滑化業務及び海外事業支援緊急業務の実施に加え、中小・小規模企業者や農林漁業者の皆さまの資金繰りに関する御相談に迅速かつきめ細かく対応するための相談態勢の強化等により、政府系金融機関としてセーフティネット機能の発揮に努めました。また、中小企業金融円滑化法の施行も踏まえ、既往融資に係る返済条件の緩和による資金繰り支援についても積極的に対応してきました。

こうした経済対策等の実施に伴う予算措置等により、日本国政府による出資の受入や政府借入れ、政府保証債等の発行による多額の資金調達を行うことがあり、当公庫の財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

ハ 法的規制等について

当公庫は、会社法及び公庫法に基づく特殊会社であり、その運営においては同法及び関連法令等の規制を受けております。また、当公庫を当事者とする合併、会社分割、事業譲渡、解散等については、法律において定めることになっております。

従って、将来において、当該法的規制等に変化が生じた場合には当公庫の運営その他に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 東日本大震災の発生に伴うリスクについて

平成23年3月に発生した東日本大震災に起因して、生産活動の停滞に伴う景気回復の遅れ、被災した融資先を中心とした経営状態の悪化等の事由が生じる可能性があります。

その結果、当公庫の不良債権及び与信関係費用が増加する等により、当公庫の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 各業務におけるリスクについて

当公庫の各業務においては、信用リスク、市場リスク及び流動性リスクを含む業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております（当該内容は後述「6 コーポレート・ガバナンスの状況等（1）コーポレート・ガバナンスの状況 ハ 内部管理上の重点6分野 ロ リスク管理」を御参照ください。）。

しかしながら、リスク管理においてすべての予期せぬリスクを管理することは困難であり、当公庫の各業務において何らかの想定外の事象が生じた場合には、当公庫の業務運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、各業務において主たるリスクと認識している事項は、以下のとおりであります。

イ 国民一般向け業務のリスクについて

(イ) 信用リスク

当業務においては、事業資金融資、教育資金融資等の業務を行っており、これらの業務における与信先の信用状態の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

当業務では、融資審査時の適正な融資判断、融資後の債務者の実態に応じたきめ細やかな債権管理を行っているほか、統計手法を用いた管理の導入等、管理手法の高度化に努めております。また、与信ポートフォリオは小口の事業資金、小口の教育資金で構成されており、特定の地域や業種等への与信集中はなく、リスク分散が図られております。しかしながら、今後の経済動向等、与信先を取り巻く環境の変化によっては、信用状態が悪化する与信先が増加したり、貸出条件緩和等の金融支援を求められたりすることなどにより、当業務の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

なお、当業務は、外貨建ての資産・負債は保有していないため、為替リスクに起因した損失を被る可能性はありません。

(ハ) 流動性リスク

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(ニ) オペレーショナル・リスク

(事務リスク)

当業務は、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクを負っております。

当業務では、マニュアルの整備、事務手続におけるチェックの徹底、システム化推進などを通じ、適正な事務処理の確保に努めておりますが、不測の事態等においてそれに応じた損失等が発生する可能性があります。

(システムリスク)

当業務は、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクを負っております。

当業務では、システム障害及び顧客情報の漏えい等の未然防止に努めるとともに、災害等に伴うシステム停止への対応策としてバックアップセンターを設置し、被災時訓練を実施するなど、緊急時対応の実効性向上にも努め、システムリスクの極小化を図っておりますが、不測の事態等においてそれに応じた損失が発生する可能性があります。

ロ 農林水産業者向け業務のリスクについて

(イ) 信用リスク

当業務は、農林漁業者及び食品産業者向けの与信業務を行っており、与信先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

このため、適切な融資審査及び期中管理の実行により、資産の健全性の維持・向上に努めております。

しかし、融資先の大多数を占める農林漁業者は、零細経営が多く、気象災害などの自然条件の制約を受け易いという特徴を有しているため、今後の情勢によっては、当業務の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせること等により、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、農林漁業政策の必要性から償還期間が長期、金利は固定となっているなどの特性があり、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

なお、当業務は、外貨建ての資産・負債は保有していないため、為替リスクに起因した損失を被る可能性はありません。

(ハ) 流動性リスク

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(ニ) オペレーショナル・リスク

(事務リスク)

当業務は、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクを負っております。

当業務では、マニュアルの整備、事務手続におけるチェックの徹底、システム化推進などを通じ、適正な事務処理の確保に努めておりますが、不測の事態等においてそれに応じた損失等が発生する可能性があります。

(システムリスク)

当業務は、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクを負っております。

当業務では、システム障害及び顧客情報の漏えい等の未然防止に努めるとともに、災害等に伴うシステム停止への対応策としてバックアップセンターを設置し、被災時訓練を実施するなど、緊急時対応の実効性向上にも努め、システムリスクの極小化を図っておりますが、不測の事態等においてそれに応じた損失が発生する可能性があります。

八 中小企業者向け業務及び信用保険等業務のリスクについて

(イ) 信用リスク

中小企業者向け業務においては、中小企業者に対する貸付け、中小企業者が発行する社債の取得、中小企業者に対する貸付債権・社債の証券化、民間金融機関等の貸付債権を譲り受け証券化する業務、民間金融機関等の貸付債権等の部分保証、証券化商品の一部買取りや保証を行う業務、中小企業者等に対して海外で行われる貸付けに係る債務の保証を行っております。

当業務では、適切な貸付審査への取組並びに各種モニタリングを通じた信用リスクの把握及び評価等を行い、必要な管理を実施して信用コストの抑制に向けた対応を着実に進めております。しかしながら、国内外の経済動向の変化等に伴う、貸出先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動、その他想定外の事由が発生した場合には、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

(ロ) 信用保険引受リスク

信用保険等業務においては、中小企業者の金融機関からの借入れに対する信用保証協会の保証等について保険を引き受ける信用保険業務を行っており、中小企業者の信用状態や経済状況の大幅な変化等によって保険事故の発生率、回収率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被る可能性があります。

当業務では、信用保険制度の持続的な運営に資するため、信用保険引受ポートフォリオ、保険事故の状況などのモニタリング及び信用保険引受リスクの計量化を行い、リスクの把握・分析に努めております。なお、今後の経済動向等、保証先中小企業者等を取り巻く環境の変化によっては、保険事故発生が増加や支払った保険金に係る回収納付の減少等により、当業務の保険引受費用が増加する可能性があります。

(ハ) 市場リスク

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクとなっております。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

(ニ) 流動性リスク

- a 中小企業者向け業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。
- b 信用保険等業務では、預金受入を行っておらず、国からの出資金により長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えます。

(ホ) オペレーショナル・リスク

(事務リスク)

当業務は、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクを負っております。

当業務では、マニュアルの整備、事務手続におけるチェックの徹底、システム化推進などを通じ、適正な事務処理の確保に努めておりますが、不測の事態等においてそれに応じた損失等が発生する可能性があります。

(システムリスク)

当業務は、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクを負っております。

当業務では、システム障害及び顧客情報の漏えい等の未然防止に努めるとともに、災害等に伴うシステム停止への対応策としてバックアップセンターを設置し、被災時訓練を実施するなど、緊急時対応の実効性向上にも努め、システムリスクの極小化を図っておりますが、不測の事態等においてそれに応じた損失が発生する可能性があります。

二 危機対応等円滑化業務のリスクについて

(イ) 信用リスク

危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務が保有する金融資産は、主として、指定金融機関に対する、同機関が行うこれらの業務に要する資金の貸出金であり、当該指定金融機関の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

また、危機対応円滑化業務では、指定金融機関が事業者に対して行う貸付け等により発生する損害額の一部の補てんを行っております。事業者の信用状況や経済状況等の大幅な変化等により、補償金の支払額が補償料設定時の予測に反して変動することにより損失を被る可能性があります。

(ロ) 市場リスク

危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務は、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については、財政融資資金借入等により調達しております。これらの業務における貸付条件と借入条件は同一とし、調達コストは貸付金利息等で回収していることから、金利リスクについては限定的と考えております。

なお、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務は、外貨建ての資産・負債は保有していないため、為替リスクに起因した損失を被る可能性はありません。

(ハ) 流動性リスク

危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金等による長期・安定的な資金を確保しております。また、危機対応円滑化業務では、指定金融機関に対する補償金支払資金等についての十分な手元流動性を確保しております。以上から、これらの業務における流動性リスクは限定的と考えますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(二) オペレーショナル・リスク

(事務リスク)

危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務は、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクを負っております。

危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務では、マニュアルの整備、事務手続におけるチェックの徹底、システム化推進などを通じ、適正な事務処理の確保に努めておりますが、不測の事態等においてそれに応じた損失等が発生する可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。

(1) 経営成績の分析

イ 主な収支

当事業年度は、資金運用収支が前事業年度比554億円悪化して1,844億円の黒字、役務取引等収支が前事業年度比180億円悪化して129億円の赤字、保険引受収支が前事業年度比686億円改善して2,272億円の赤字、その他業務収支が前事業年度比 5 億円改善して86億円の赤字となり、粗利益は前事業年度比41億円悪化して644億円の赤字となりました。これから営業経費1,129億円を控除した結果、業務純益は前事業年度比156億円改善して1,773億円の赤字となりました。特別損益等を含めた当期純損失は前事業年度比91億円改善して2,862億円となりました。

	前事業年度 (平成24年 3 月期)	当事業年度 (平成25年 3 月期)	前事業年度比
資金運用収支 (億円)	2,398	1,844	554
資金運用収益 (億円)	5,314	3,405	1,908
資金調達費用 (億円)	2,915	1,560	1,354
役務取引等収支 (億円)	50	129	180
役務取引等収益 (億円)	177	35	141
役務取引等費用 (億円)	126	165	38
保険引受収支 (億円)	2,959	2,272	686
保険引受収益 (億円)	2,530	2,684	154
保険引受費用 (億円)	5,489	4,956	532
その他業務収支 (億円)	92	86	5
その他業務収益 (億円)	-	-	-
その他業務費用 (億円)	92	86	5
粗利益 (億円) (= + + +)	602	644	41
営業経費 (億円)	1,327	1,129	198
業務純益 (億円) -	1,929	1,773	156
政府補給金収入 (億円)	434	463	28
その他経常収支 (億円)	1,408	1,548	139
その他経常収益 (億円)	115	67	48
その他経常費用 (億円)	1,524	1,615	91
経常損失 () (億円)	2,904	2,858	45
特別損益 (億円)	49	4	45
当期純損失 () (億円)	2,954	2,862	91

□ 与信関係費用

当事業年度の貸倒引当金繰入額は、一般貸倒引当金繰入額130億円、個別貸倒引当金繰入額1,157億円を合せて前事業年度比16億円増の1,287億円となりました。貸出金償却127億円、株式等償却0億円、国債等債券償却0億円、償却債権取立益23億円を含めて与信関係費用全体としては前事業年度比3億円増加して1,391億円となりました。

	前事業年度 (平成24年3月期)	当事業年度 (平成25年3月期)	前事業年度比
貸倒引当金繰入額(億円)	1,270	1,287	16
一般貸倒引当金繰入額(億円)	159	130	28
個別貸倒引当金繰入額(億円)	1,112	1,157	45
特定海外債権引当勘定(億円)	0	-	0
貸出金償却(億円)	138	127	11
株式等償却(億円)	1	0	1
国債等債券償却(億円)	-	0	0
貸倒引当金戻入益(億円)	-	-	-
償却債権取立益(億円)	22	23	1
与信関係費用(億円) (注) (= + + + - -)	1,388	1,391	3

(注) 危機対応円滑化業務における補償損失引当金繰入額(前事業年度29億円、当事業年度149億円)については含んでおりません。

(2) 財政状態の分析

イ 貸出金

当事業年度末の貸出金残高は、21兆2,323億円となり、国際協力銀行が当公庫から分離したこと等により、前事業年度末と比較して8兆1,884億円の減少となっております。

勘定別では、国民一般向け業務が前事業年度末比638億円減少して7兆17億円、農林水産業者向け業務が130億円減少して2兆5,314億円、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務が19億円減少して6兆2,828億円、中小企業者向け証券化支援買取業務及び信用保険等業務が前事業年度末及び当事業年度末とも貸出金残高はなく、危機対応円滑化業務が321億円減少して5兆3,620億円、特定事業等促進円滑化業務が328億円増加して541億円となっております。

	前事業年度末 (平成24年3月末)	当事業年度末 (平成25年3月末)	前事業年度末比 増減
貸出金残高(末残)(億円)	294,208	212,323	81,884
うちリスク管理債権(億円)	15,879	14,968	910

○ リスク管理債権の状況

(イ) 国民一般向け業務

債務者区分	前事業年度末 (平成24年3月末)	当事業年度末 (平成25年3月末)	前事業年度末比 増減
破綻先債権額(億円)	303	252	50
延滞債権額(億円)	1,368	1,472	104
3カ月以上延滞債権額(億円)	0	0	0
貸出条件緩和債権額(億円)	5,912	5,556	355
合計(億円)	7,585	7,283	301

貸出金残高(末残)(億円)	70,655	70,017	638
貸出金残高比(%)	10.74	10.40	0.33

(ロ) 農林水産業者向け業務

債務者区分	前事業年度末 (平成24年3月末)	当事業年度末 (平成25年3月末)	前事業年度末比 増減
破綻先債権額(億円)	18	199	180
延滞債権額(億円)	658	729	71
3カ月以上延滞債権額(億円)	19	23	3
貸出条件緩和債権額(億円)	357	276	81
合計(億円)	1,054	1,228	174

貸出金残高(末残)(億円)	25,444	25,314	130
貸出金残高比(%)	4.14	4.85	0.71

(八) 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務

債務者区分	前事業年度末 (平成24年3月末)	当事業年度末 (平成25年3月末)	前事業年度末比 増減
破綻先債権額(億円)	184	166	18
延滞債権額(億円)	4,460	5,577	1,117
3カ月以上延滞債権額(億円)	0	-	0
貸出条件緩和債権額(億円)	747	712	34
合計(億円)	5,391	6,457	1,065

貸出金残高(末残)(億円)	62,848	62,828	19
貸出金残高比(%)	8.58	10.28	1.70

(二) 中小企業者向け証券化支援買取業務

平成24年3月31日現在及び平成25年3月31日現在において貸出金の残高がありません。

(ホ) 信用保険等業務

平成24年3月31日現在及び平成25年3月31日現在において貸出金の残高がありません。

(ヘ) 危機対応円滑化業務

債務者区分	前事業年度末 (平成24年3月末)	当事業年度末 (平成25年3月末)	前事業年度末比 増減
破綻先債権額(億円)	-	-	-
延滞債権額(億円)	-	-	-
3カ月以上延滞債権額(億円)	-	-	-
貸出条件緩和債権額(億円)	-	-	-
合計(億円)	-	-	-

貸出金残高(末残)(億円)	53,942	53,620	321
貸出金残高比(%)	-	-	-

(ト) 特定事業等促進円滑化業務

債務者区分	前事業年度末 (平成24年3月末)	当事業年度末 (平成25年3月末)	前事業年度末比 増減
破綻先債権額(億円)	-	-	-
延滞債権額(億円)	-	-	-
3カ月以上延滞債権額(億円)	-	-	-
貸出条件緩和債権額(億円)	-	-	-
合計(億円)	-	-	-

貸出金残高(末残)(億円)	213	541	328
貸出金残高比(%)	-	-	-

ロ 証券化支援

証券化支援保証業務につきましては、保証型において既存案件での保証先からの償還等があった一方、新たにスタンバイ・クレジット制度の取扱い開始により、当事業年度末の保証債務残高が前事業年度末と比較して10億円増加して、12億円となっております。なお、保証型の保証債務残高は19百万円減少して1億円、スタンバイ・クレジット制度の保証債務残高は10億円増加して、10億円となっております。

証券化支援買取業務につきましては、既存案件の償還等により、当事業年度末の資産担保証券（社債）残高が前事業年度末と比較して2億円減少して3億円となり、信託受益権（その他の証券）残高が前事業年度末と比較して6億円減少して7百万円となっております。

ハ 信用保険

当事業年度の信用保険等業務におきましては、前期に引き続き東日本大震災復興緊急特例保険を実施する等、震災により被害・影響を受けた中小企業・小規模事業者の皆さまの資金繰りが円滑に行われるよう、的確に対応しました。また、経営安定関連保証や借換保証等に係る保険引受についても、厳しい経営環境にある中小企業・小規模事業者の資金繰りに支障を来さないよう、的確な対応を実施しました。

加えて、金融と経営支援の一体的取組を推進し、中小企業・小規模事業者の経営力の強化を図ることを目的として平成24年10月に創設された経営力強化保証に係る保険引受についても的確に対応しました。

こうした取組を行ったものの、景気低迷による資金需要の減退や東日本大震災関連分の保険引受が減少したことに加え、平成22年度末で取扱いが終了した景気対応緊急保証の償還が進展したこと等から、当事業年度末の保険引受残高は、前事業年度末と比較して2兆4,562億円減少して32兆4,773億円となっております。

二 政府からの補給金及び出資金

前事業年度における政府からの補給金収入は、国民一般向け業務が139億円、農林水産業者向け業務が137億円、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務が147億円、駐留軍再編促進金融業務が2億円、危機対応円滑化業務が7億円、特定事業等促進円滑化業務が0億円、当公庫全体で434億円となっております。

また、前事業年度における政府からの出資金の受入額は、国民一般向け業務が2,470億円、農林水産業者向け業務が164億円、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務が2,719億円、信用保険等業務が1兆409億円、国際協力銀行業務が2,000億円、危機対応円滑化業務が2,785億円、特定事業等促進円滑化業務が1億円、当公庫全体で2兆550億円となっております。

当事業年度における政府からの補給金収入は、国民一般向け業務が165億円、農林水産業者向け業務が152億円、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務が138億円、危機対応円滑化業務が6億円、特定事業等促進円滑化業務が0億円、当公庫全体で463億円となっております。

また、当事業年度における政府からの出資金の受入額は、国民一般向け業務が643億円、農林水産業者向け業務が212億円、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務が1,826億円、信用保険等業務が2,435億円、危機対応円滑化業務が1,111億円、特定事業等促進円滑化業務が0億円、当公庫全体で6,228億円となっております。

(参考) 金融再生法開示債権の状況

当公庫は、金融再生法（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第132号））の適用はありませんが、民間金融機関の基準に準じて算出したものであります。

(イ) 国民一般向け業務

債務者区分	前事業年度末 (平成24年3月末)	当事業年度末 (平成25年3月末)	前事業年度末比 増減
破産更生債権及びこれらに準ず る債権(億円)	1,037	901	136
危険債権(億円)	642	830	188
要管理債権(億円)	5,912	5,557	355
合計(A)(億円)	7,592	7,289	303
正常債権(億円)	63,152	62,811	341

総与信残高(末残)(億円)	70,745	70,100	644
総与信残高比(%)	10.73	10.40	0.33

貸倒引当金(B)(億円)	1,056	1,129	72
引当率(B/A×100)(%)	13.91	15.49	1.58

(注) 正常債権に対する一般貸倒引当金は含んでおりません。

(ロ) 農林水産業者向け業務

債務者区分	前事業年度末 (平成24年3月末)	当事業年度末 (平成25年3月末)	前事業年度末比 増減
破産更生債権及びこれらに準ず る債権(億円)	61	262	201
危険債権(億円)	616	667	51
要管理債権(億円)	377	299	78
合計(A)(億円)	1,054	1,228	174
正常債権(億円)	24,539	24,227	311

総与信残高(末残)(億円)	25,593	25,456	137
総与信残高比(%)	4.12	4.83	0.71

貸倒引当金(B)(億円)	138	128	10
引当率(B/A×100)(%)	13.13	10.44	2.69

(注) 正常債権に対する一般貸倒引当金は含んでおりません。

(ハ) 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務

債務者区分	前事業年度末 (平成24年3月末)	当事業年度末 (平成25年3月末)	前事業年度末比 増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権(億円)	535	472	63
危険債権(億円)	4,111	5,273	1,161
要管理債権(億円)	747	712	34
合計(A)(億円)	5,394	6,458	1,064
正常債権(億円)	57,508	56,428	1,079

総与信残高(末残)(億円)	62,904	62,889	15
総与信残高比(%)	8.57	10.27	1.69

貸倒引当金(B)(億円)	1,082	1,366	283
引当率(B/A×100)(%)	20.07	21.16	1.08

- (注) 1. 正常債権に対する一般貸倒引当金は含んでおりません。
2. 平成24年3月末及び平成25年3月末の総与信残高は要管理先の求償権で弁済契約を締結したものを含み、合計(A)及び正常債権の合計と相違しております。

(ニ) 中小企業者向け証券化支援買取業務

平成24年3月31日現在及び平成25年3月31日現在において金融再生法開示債権の残高がありません。

(ホ) 信用保険等業務

平成24年3月31日現在及び平成25年3月31日現在において金融再生法開示債権の残高がありません。

(ヘ) 危機対応円滑化業務

債務者区分	前事業年度末 (平成24年3月末)	当事業年度末 (平成25年3月末)	前事業年度末比 増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権(億円)	-	-	-
危険債権(億円)	-	-	-
要管理債権(億円)	-	-	-
合計(A)(億円)	-	-	-
正常債権(億円)	53,956	53,633	322

総与信残高(末残)(億円)	53,956	53,633	322
総与信残高比(%)	-	-	-

貸倒引当金(B)(億円)	-	-	-
引当率(B/A×100)(%)	-	-	-

- (注) 正常債権に対する一般貸倒引当金は含んでおりません。

(ト) 特定事業等促進円滑化業務

債務者区分	前事業年度末 (平成24年3月末)	当事業年度末 (平成25年3月末)	前事業年度末比 増減
破産更生債権及びこれらに準ずる 債権(億円)	-	-	-
危険債権(億円)	-	-	-
要管理債権(億円)	-	-	-
合計(A)(億円)	-	-	-
正常債権(億円)	213	542	328
総与信残高(末残)(億円)	213	542	328
総与信残高比(%)	-	-	-
貸倒引当金(B)(億円)	-	-	-
引当率($B/A \times 100$)(%)	-	-	-

(注) 正常債権に対する一般貸倒引当金は含んでおりません。

(3) キャッシュ・フローの分析

当事業年度のキャッシュ・フローにつきまして、営業活動によるキャッシュ・フローは、預け金の純増額の減少等により前事業年度比 2 兆1,311億円増加して7,073億円の支出となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出の増加等により前事業年度比3,960億円減少して2,010億円の収入となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、株式の発行による収入の減少等により前事業年度比 1 兆4,019億円減少して6,205億円の収入となりました。以上の結果、現金及び現金同等物の当事業年度末残高は、前事業年度末比3,615億円減少して4,181億円となりました。

イ 営業活動によるキャッシュ・フロー

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年 3 月期)	当事業年度 (平成25年 3 月期)	前事業年度比 増減
国民一般向け業務	269,343	54,289	215,053
農林水産業者向け業務	49,212	4,518	44,694
中小企業者向け融資・証券化 支援保証業務	284,562	167,998	116,564
中小企業者向け証券化支援買 取業務	662	807	145
信用保険等業務	1,867,842	168,182	1,699,659
国際協力銀行業務	166,257	-	166,257
駐留軍再編促進金融業務	61	-	61
危機対応円滑化業務	200,710	311,607	110,896
特定事業等促進円滑化業務	0	29	28
合計	2,838,529	707,374	2,131,154

ロ 投資活動によるキャッシュ・フロー

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年 3 月期)	当事業年度 (平成25年 3 月期)	前事業年度比 増減
国民一般向け業務	691	3,389	2,698
農林水産業者向け業務	20	1,048	1,069
中小企業者向け融資・証券化 支援保証業務	599	348	948
中小企業者向け証券化支援買 取業務	260	846	586
信用保険等業務	696,451	449	696,901
国際協力銀行業務	1,833	-	1,833
駐留軍再編促進金融業務	-	-	-
危機対応円滑化業務	97,677	205,455	303,132
特定事業等促進円滑化業務	0	1	1
合計	597,130	201,063	396,066

八 財務活動によるキャッシュ・フロー (単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月期)	当事業年度 (平成25年3月期)	前事業年度比 増減
国民一般向け業務	246,006	63,521	182,485
農林水産業者向け業務	16,142	21,055	4,913
中小企業者向け融資・証券化 支援保証業務	270,886	181,565	89,321
中小企業者向け証券化支援買 取業務	-	-	-
信用保険等業務	1,040,568	243,297	797,271
国際協力銀行業務	170,453	-	170,453
駐留軍再編促進金融業務	240	-	240
危機対応円滑化業務	278,584	111,104	167,480
特定事業等促進円滑化業務	118	27	91
合計	2,022,520	620,572	1,401,948

二 現金及び現金同等物の残高 (単位：百万円)

	前事業年度末 (平成24年3月末)	当事業年度末 (平成25年3月末)	前事業年度末 比増減
国民一般向け業務	31,744	37,586	5,841
農林水産業者向け業務	7,448	22,936	15,487
中小企業者向け融資・証券化 支援保証業務	51,337	64,555	13,218
中小企業者向け証券化支援買 取業務	541	579	38
信用保険等業務	210,956	285,621	74,665
国際協力銀行業務	475,678	-	475,678
駐留軍再編促進金融業務	180	-	180
危機対応円滑化業務	1,578	6,531	4,953
特定事業等促進円滑化業務	251	306	55
合計	779,717	418,118	361,598

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

平成25年3月期における設備投資等の概要は、以下のとおりであります。

(1) 設備投資の総額

(単位：百万円)

業務	設備投資の総額	内容
国民一般向け業務	6,893	店舗新築工事、情報システム関連投資等
農林水産業者向け業務	2,162	情報システム関連投資等
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務	2,886	情報システム関連投資等
中小企業者向け証券化支援買取業務	-	
信用保険等業務	1,022	情報システム関連投資等
危機対応円滑化業務	4	情報システム関連投資等
特定事業等促進円滑化業務	1	情報システム関連投資等
計	12,970	情報システム関連投資等

(注) 大手町一丁目第2地区第一種市街地再開発事業(東京都千代田区)の権利変換計画に伴い計上していた建設仮勘定を、当事業年度に土地79,220百万円(1)、建物31,345百万円(2)に振替計上しておりますが、交換によるものであるため、上表には含まれておりません。

(1) 国民一般向け業務24,687百万円、農林水産業者向け業務18,502百万円、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務23,362百万円、信用保険等業務12,668百万円

(2) 国民一般向け業務9,768百万円、農林水産業者向け業務7,320百万円、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務9,243百万円、信用保険等業務5,012百万円

なお、上記(1)及び(2)には、振替計上と同時に計上した土地及び建物の売却分は除いております。

(2) 処分(売却及び除却)した設備の総額

(単位：百万円)

業務	処分(売却及び除却)した設備の総額	内容
国民一般向け業務	2,341	本社ビル一部売却等
農林水産業者向け業務	1,100	本社ビル一部売却等
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務	1,382	本社ビル一部売却等
中小企業者向け証券化支援買取業務	-	
信用保険等業務	935	本社ビル一部売却等
危機対応円滑化業務	-	
特定事業等促進円滑化業務	-	
計	5,760	

2【主要な設備の状況】

平成25年3月末における当公庫の主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 国民一般向け業務

店舗名 その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
			面積(㎡)	帳簿価額(百万円)				
本店ほか	東京都千代田区等	事務所・舎宅等	245,102	68,694	28,412	496	97,603	4,519

(注) 動産は、事務機器等のその他有形固定資産です。

(2) 農林水産業者向け業務

店舗名 その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
			面積(㎡)	帳簿価額(百万円)				
本店ほか	東京都千代田区等	事務所・舎宅等	58,696	24,987	9,292	176	34,456	842

(注) 動産は、事務機器等のその他有形固定資産です。

(3) 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務

店舗名 その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
			面積(㎡)	帳簿価額(百万円)				
本店ほか	東京都千代田区等	事務所・舎宅等	88,813	35,821	13,448	340	49,610	1,643

(注) 1. 動産は、事務機器等のその他有形固定資産です。

2. 従業員数については、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務及び中小企業者向け証券化支援買取業務の合計の人数を記載しております。

(4) 中小企業者向け証券化支援買取業務

該当事項はありません。

(5) 信用保険等業務

店舗名 その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
			面積(㎡)	帳簿価額(百万円)				
本店ほか	東京都千代田区等	事務所・舎宅等	4,698	13,968	5,862	80	19,911	309

(注) 動産は、事務機器等のその他有形固定資産です。

(6) 危機対応円滑化業務

該当事項はありません。

(7) 特定事業等促進円滑化業務

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

平成25年3月末現在において計画中である主要な設備の新設・除却等は、以下のとおりであります。

(1) 国民一般向け業務 新設・改修等

店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
本店ほか	東京都千代田区等	改修等	事務所・情報システム等	8,089	4,136	自己資金	-	-

(注) 既支払額は平成24年4月から平成25年3月までのものであります。

(2) 農林水産業者向け業務 新設・改修等

店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
本店ほか	東京都千代田区等	改修等	事務所・情報システム等	2,411	2,078	自己資金	-	-

(注) 既支払額は平成24年4月から平成25年3月までのものであります。

(3) 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務 新設・改修等

店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
本店ほか	東京都千代田区等	改修等	事務所・情報システム等	2,991	2,550	自己資金	-	-

(注) 既支払額は平成24年4月から平成25年3月までのものであります。

(4) 中小企業者向け証券化支援買取業務 該当事項はありません。

(5) 信用保険等業務 新設・改修等

店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
本店ほか	東京都千代田区等	改修等	事務所・情報システム等	820	546	自己資金	-	-

(注) 既支払額は平成24年4月から平成25年3月までのものであります。

(6) 危機対応円滑化業務 該当事項はありません。

(7) 特定事業等促進円滑化業務 該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,683,925,630,964
計	12,683,925,630,964

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成25年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年6月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	10,374,342,407,741	10,374,342,407,741	非上場	権利内容になんら限定 のない当公庫における 標準的な株式でありま す。なお、単元株制度は 採用しておりません。
計	10,374,342,407,741	10,374,342,407,741	-	-

(注) 1. 公庫法第3条の規定に基づき、当公庫の発行済株式の総数は、政府が保有することとされております。

2. 統合前の国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行は公庫法附則第8条、第15条第2項、第16条第2項、第17条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、平成20年10月1日付けで当公庫に現物出資しており、同法附則第12条の規定に基づき取得した株式(3,170,981,407,741株)を日本国政府に無償譲渡しております。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本剰余金 増減額 (百万円)	資本剰余金 残高 (百万円)
平成20年 10月 1 日 (注) 2 .	3,170,981,407,741	3,170,981,407,741	2,238,404	2,238,404	932,577	932,577
平成20年 10月21日 (注) 3 .	468,000,000 651,000,000	3,172,100,407,741	468 651	2,239,523	- -	932,577
平成20年 12月 3 日 (注) 4 .	12,740,000,000 1,260,000,000 393,900,000,000	3,580,000,407,741	12,740 1,260 -	2,253,523	- - 393,900	1,326,477
平成21年 1 月28日 (注) 27.	-	-	-	2,253,523	218,338	1,108,138
平成21年 3 月 9 日 (注) 5 .	12,600,000,000 6,300,000,000 52,400,000,000 10,000,000,000	3,661,300,407,741	12,600 6,300 52,400 10,000	2,334,823	- - - -	1,108,138
平成21年 3 月24日 (注) 6 .	39,444,000,000 1,000,000,000 26,000,000,000 364,500,000,000 20,000,000,000 30,900,000,000	4,143,144,407,741	39,444 1,000 26,000 - 20,000 30,900	2,452,167	- - - 364,500 - -	1,472,638
平成21年 6 月 5 日 (注) 7 .	665,000,000 450,000,000 52,300,000,000 10,960,000,000	4,207,519,407,741	665 450 - 10,960	2,464,242	- - 52,300 -	1,524,938
平成21年 6 月15日 (注) 28.	-	-	-	2,464,242	1,119,135	405,803
平成21年 8 月 6 日 (注) 8 .	105,163,000,000 85,000,000,000 1,053,600,000,000 384,700,000,000	5,835,982,407,741	105,163 85,000 - 384,700	3,039,105	- - 1,053,600 -	1,459,403
平成22年 3 月23日 (注) 9 .	6,000,000,000 20,000,000,000	5,861,982,407,741	6,000 20,000	3,065,105	- -	1,459,403
平成22年 3 月24日 (注) 10.	59,992,000,000 58,400,000,000 945,700,000,000 68,300,000,000	6,994,374,407,741	59,992 58,400 - 68,300	3,251,797	- - 945,700 -	2,405,103
平成22年 6 月 4 日 (注) 29.	-	-	-	3,251,797	999,052	1,406,051
平成22年 6 月14日 (注) 11.	450,000,000 61,700,000,000 557,000,000	7,057,081,407,741	450 - 557	3,252,804	- 61,700 -	1,467,751

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本剰余金 増減額 (百万円)	資本剰余金 残高 (百万円)
平成22年 9月27日 (注)12.	120,000,000	7,057,201,407,741	120	3,252,924	-	1,467,751
平成22年 11月25日 (注)13.	33,000,000,000	7,090,201,407,741	-	3,252,924	33,000	1,500,751
平成23年 2月2日 (注)14.	11,223,000,000 11,200,000,000 506,600,000,000 9,600,000,000	7,628,824,407,741	11,223 11,200 - 9,600	3,284,947	- - 506,600 -	2,007,351
平成23年 3月25日 (注)15.	32,100,000,000 35,500,000,000	7,696,424,407,741	32,100 35,500	3,352,547	- -	2,007,351
平成23年 6月6日 (注)30.	-	-	-	3,352,547	812,011	1,195,339
平成23年 6月30日 (注)16.	100,000,000,000	7,796,424,407,741	100,000	3,452,547	-	1,195,339
平成23年 7月4日 (注)17.	74,614,000,000 8,973,000,000 62,500,000,000 358,400,000,000 44,100,000,000	8,345,011,407,741	74,614 8,973 62,500 - 44,100	3,642,734	- - - 358,400 -	1,553,739
平成23年 9月26日 (注)18.	600,000,000 400,000,000 119,000,000	8,346,130,407,741	600 400 119	3,643,853	- - -	1,553,739
平成24年 2月2日 (注)19.	69,131,000,000 7,490,000,000 61,550,000,000 340,200,000,000 112,485,000,000	8,936,986,407,741	69,131 7,490 61,550 - 112,485	3,894,509	- - - 340,200 -	1,893,939
平成24年 3月23日 (注)20.	100,000,000,000	9,036,986,407,741	100,000	3,994,509	-	1,893,939
平成24年 3月26日 (注)21.	102,700,000,000 147,500,000,000 342,300,000,000 122,000,000,000	9,751,486,407,741	102,700 147,500 - 122,000	4,366,709	- - 342,300 -	2,236,239
平成24年 4月1日 (注)31.	-	-	1,291,000	3,075,709	-	2,236,239
平成24年 6月5日 (注)32.	-	-	-	3,075,709	301,357	1,934,882
平成24年 7月5日 (注)22.	157,000,000 59,300,000,000 68,000,000	9,811,011,407,741	157 - 68	3,075,934	- 59,300 -	1,994,182

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本剰余金 増減額 (百万円)	資本剰余金 残高 (百万円)
平成24年 9月26日 (注) 23.	28,000,000	9,811,039,407,741	28	3,075,962	-	1,994,182
平成24年 12月4日 (注) 24.	17,500,000,000	9,922,081,407,741	17,500	3,147,804	-	2,033,382
	5,995,000,000		5,995		-	
	17,700,000,000		17,700		-	
	39,200,000,000		-		39,200	
	30,647,000,000		30,647		-	
平成25年 2月18日 (注) 25.	15,200,000,000	10,055,688,407,741	15,200	3,186,361	-	2,128,432
	14,257,000,000		14,257		-	
	9,100,000,000		9,100		-	
	95,050,000,000		-		95,050	
平成25年 3月25日 (注) 26.	31,614,000,000	10,374,342,407,741	31,614	3,455,015	-	2,178,432
	850,000,000		850		-	
	155,800,000,000		155,800		-	
	50,000,000,000		-		50,000	
	80,390,000,000		80,390		-	

- (注) 1. 資本剰余金には、資本準備金に加え、経営改善資金特別準備金（国民一般向け業務）が含まれております。
2. 発行済株式総数、資本金及び資本剰余金の増加は会社設立によるものであります。
- なお、統合前の国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行は公庫法附則第8条、第15条第2項、第16条第2項、第17条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、平成20年10月1日付けで当公庫に現物出資しており、同法附則第12条の規定に基づき取得した株式を日本国政府に無償譲渡しております。
- 当公庫の定款附則第3条に基づき、設立時において、資本金は2,238,404百万円、資本準備金は751,077百万円、経営改善資金特別準備金は181,500百万円としております。
- 3～21. 日本国政府に対する有償株主割当によるものです。当公庫では、公庫法第4条第3項の規定に基づき、日本国政府の出資により増加する資本金及び資本剰余金について業務ごとの経理区分に整理することとされており、上表については業務別の表示をしており、各日付において同日に以下の業務ごとに取締役会決議を行っております。
- なお、株式発行価格はすべて1円であります。資本組入額は信用保険等業務を除き全額であり、信用保険等業務はその全額を資本剰余金（資本準備金）組入れとしております。
3. （農林水産業者向け業務） 増加株式数： 468百万株（割当比率1:0.0001）
（危機対応円滑化業務） 増加株式数： 651百万株（割当比率1:0.0002）
4. （国民一般向け業務） 増加株式数： 12,740百万株（割当比率1:0.004）
（中小企業者向け業務） 増加株式数： 1,260百万株（割当比率1:0.0003）
（信用保険等業務） 増加株式数： 393,900百万株（割当比率1:0.1241）
5. （国民一般向け業務） 増加株式数： 12,600百万株（割当比率1:0.0035）
（農林水産業者向け業務） 増加株式数： 6,300百万株（割当比率1:0.0017）
（中小企業者向け業務） 増加株式数： 52,400百万株（割当比率1:0.0146）
（国際協力銀行業務） 増加株式数： 10,000百万株（割当比率1:0.0027）
6. （国民一般向け業務） 増加株式数： 39,444百万株（割当比率1:0.0107）
（農林水産業者向け業務） 増加株式数： 1,000百万株（割当比率1:0.0002）
（中小企業者向け業務） 増加株式数： 26,000百万株（割当比率1:0.0071）
（信用保険等業務） 増加株式数： 364,500百万株（割当比率1:0.0995）
（国際協力銀行業務） 増加株式数： 20,000百万株（割当比率1:0.0054）
（危機対応円滑化業務） 増加株式数： 30,900百万株（割当比率1:0.0084）
7. （農林水産業者向け業務） 増加株式数： 665百万株（割当比率1:0.0001）
（中小企業者向け業務） 増加株式数： 450百万株（割当比率1:0.0001）
（信用保険等業務） 増加株式数： 52,300百万株（割当比率1:0.0126）
（危機対応円滑化業務） 増加株式数： 10,960百万株（割当比率1:0.0026）

8. (国民一般向け業務) 増加株式数: 105,163百万株(割当比率1:0.0249)
 (中小企業者向け業務) 増加株式数: 85,000百万株(割当比率1:0.0202)
 (信用保険等業務) 増加株式数: 1,053,600百万株(割当比率1:0.2504)
 (危機対応円滑化業務) 増加株式数: 384,700百万株(割当比率1:0.0914)
9. (中小企業者向け業務) 増加株式数: 6,000百万株(割当比率1:0.001)
 (国際協力銀行業務) 増加株式数: 20,000百万株(割当比率1:0.0034)
10. (国民一般向け業務) 増加株式数: 59,992百万株(割当比率1:0.0102)
 (中小企業者向け業務) 増加株式数: 58,400百万株(割当比率1:0.0099)
 (信用保険等業務) 増加株式数: 945,700百万株(割当比率1:0.1613)
 (危機対応円滑化業務) 増加株式数: 68,300百万株(割当比率1:0.0116)
11. (中小企業者向け業務) 増加株式数: 450百万株(割当比率1:0.00006)
 (信用保険等業務) 増加株式数: 61,700百万株(割当比率1:0.00882)
 (危機対応円滑化業務) 増加株式数: 557百万株(割当比率1:0.00007)
12. (特定事業等促進円滑化業務) 増加株式数: 120百万株(割当比率1:0.00001)
13. (信用保険等業務) 増加株式数: 33,000百万株(割当比率1:0.0046)
14. (国民一般向け業務) 増加株式数: 11,223百万株(割当比率1:0.0015)
 (中小企業者向け業務) 増加株式数: 11,200百万株(割当比率1:0.0015)
 (信用保険等業務) 増加株式数: 506,600百万株(割当比率1:0.0714)
 (危機対応円滑化業務) 増加株式数: 9,600百万株(割当比率1:0.0013)
15. (中小企業者向け業務) 増加株式数: 32,100百万株(割当比率1:0.0042)
 (国際協力銀行業務) 増加株式数: 35,500百万株(割当比率1:0.0046)
16. (国際協力銀行業務) 増加株式数: 100,000百万株(割当比率1:0.0129)
17. (国民一般向け業務) 増加株式数: 74,614百万株(割当比率1:0.0095)
 (農林水産業者向け業務) 増加株式数: 8,973百万株(割当比率1:0.0011)
 (中小企業者向け業務) 増加株式数: 62,500百万株(割当比率1:0.0080)
 (信用保険等業務) 増加株式数: 358,400百万株(割当比率1:0.0459)
 (危機対応円滑化業務) 増加株式数: 44,100百万株(割当比率1:0.0056)
18. (国民一般向け業務) 増加株式数: 600百万株(割当比率1:0.00007)
 (中小企業者向け業務) 増加株式数: 400百万株(割当比率1:0.00005)
 (特定事業等促進円滑化業務) 増加株式数: 119百万株(割当比率1:0.00001)
19. (国民一般向け業務) 増加株式数: 69,131百万株(割当比率1:0.0082)
 (農林水産業者向け業務) 増加株式数: 7,490百万株(割当比率1:0.0008)
 (中小企業者向け業務) 増加株式数: 61,550百万株(割当比率1:0.0073)
 (信用保険等業務) 増加株式数: 340,200百万株(割当比率1:0.0407)
 (危機対応円滑化業務) 増加株式数: 112,485百万株(割当比率1:0.0134)
20. (国際協力銀行業務) 増加株式数: 100,000百万株(割当比率1:0.0111)
21. (国民一般向け業務) 増加株式数: 102,700百万株(割当比率1:0.0113)
 (中小企業者向け業務) 増加株式数: 147,500百万株(割当比率1:0.0163)
 (信用保険等業務) 増加株式数: 342,300百万株(割当比率1:0.0378)
 (危機対応円滑化業務) 増加株式数: 122,000百万株(割当比率1:0.0135)
22. (農林水産業者向け業務) 増加株式数: 157百万株(割当比率1:0.00001)
 (信用保険等業務) 増加株式数: 59,300百万株(割当比率1:0.006)
 (危機対応円滑化業務) 増加株式数: 68百万株(割当比率1:0.000006)
23. (特定事業等促進円滑化業務) 増加株式数: 28百万株(割当比率1:0.000002)
24. (国民一般向け業務) 増加株式数: 17,500百万株(割当比率1:0.0017)
 (農林水産業者向け業務) 増加株式数: 5,995百万株(割当比率1:0.0006)
 (中小企業者向け業務) 増加株式数: 17,700百万株(割当比率1:0.0018)
 (信用保険等業務) 増加株式数: 39,200百万株(割当比率1:0.0039)
 (危機対応円滑化業務) 増加株式数: 30,647百万株(割当比率1:0.0031)
25. (国民一般向け業務) 増加株式数: 15,200百万株(割当比率1:0.0015)
 (農林水産業者向け業務) 増加株式数: 14,257百万株(割当比率1:0.0014)
 (中小企業者向け業務) 増加株式数: 9,100百万株(割当比率1:0.0009)
 (信用保険等業務) 増加株式数: 95,050百万株(割当比率1:0.0095)
26. (国民一般向け業務) 増加株式数: 31,614百万株(割当比率1:0.0031)
 (農林水産業者向け業務) 増加株式数: 850百万株(割当比率1:0.00008)
 (中小企業者向け業務) 増加株式数: 155,800百万株(割当比率1:0.015)
 (信用保険等業務) 増加株式数: 50,000百万株(割当比率1:0.0049)
 (危機対応円滑化業務) 増加株式数: 80,390百万株(割当比率1:0.0079)

27. 資本剰余金の減少は、統合前の中小企業金融公庫信用保険等業務勘定中小企業信用保険・融資事業に係る平成20年度当期損失金218,338百万円について、資本準備金を減額して整理したことによるものであります。
28. 資本剰余金の減少は、信用保険等業務に係る平成21年3月期の利益剰余金 1,119,135百万円について、資本準備金を減額して整理したことによるものであります。
29. 資本剰余金の減少は、信用保険等業務に係る平成22年3月期の利益剰余金 999,052百万円について、資本準備金を減額して整理したことによるものであります。
30. 資本剰余金の減少は、信用保険等業務に係る平成23年3月期の利益剰余金 812,011百万円について、資本準備金を減額して整理したことによるものであります。
31. 資本金の減少は、株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）に基づき、平成24年4月1日付けで国際協力銀行が分離したことに伴い、国際協力銀行業務に係る資本金1,291,000百万円について、減額して整理したことによるものであります。
32. 資本剰余金の減少は、信用保険等業務に係る平成24年3月期の利益剰余金 301,357百万円について、資本準備金を減額して整理したことによるものであります。
33. 平成25年6月4日において、信用保険等業務に係る平成25年3月期の利益剰余金 231,423百万円について、資本準備金を減額して整理しております。
34. 本書提出日現在の業務別の状況は以下のとおりであります。

	発行済株式 総数残高 (株)	資本金残高 (百万円)	資本剰余金 残高 (百万円)
国民一般向け業務	1,130,707,000,000	949,207	181,500
農林水産業者向け業務	363,122,000,000	363,122	-
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務	1,222,585,000,000	1,222,585	-
中小企業者向け証券化支援買取業務	24,476,000,000	24,476	-
信用保険等業務	5,446,827,407,741	-	1,765,508
危機対応円滑化業務	895,358,000,000	895,358	-
特定事業等促進円滑化業務	267,000,000	267	-
国際協力銀行業務	1,291,000,000,000	-	-

1. 業務別に区分する当公庫の発行済株式は、すべて同一の普通株式であります。
2. 上記（注）31に記載のとおり、国際協力銀行業務に係る資本金を1,291,000百万円減額して整理しております。

(6) 【所有者別状況】

(平成25年 3月31日現在)

区分	株式の状況								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	4	-	-	-	-	-	-	4	-
所有株式数（株）	10,374,342,407,741	-	-	-	-	-	-	10,374,342,407,741	-
所有株式数の割合（％）	100.00	-	-	-	-	-	-	100.00	-

(注) 1. 定款において1単元の株式数の定めはありません。

2. 上記発行済み株式に加えて、平成25年 6月 4日開催の取締役会決議により、平成25年 7月 3日付で財務省(財務大臣)及び農林水産省(農林水産大臣)を引受先とした新株式の発行を実施する予定です。

(7) 【大株主の状況】

(平成25年 3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
財務大臣	東京都千代田区霞ヶ関三丁目1番1号	10,151,745,407,741	97.85
経済産業大臣	東京都千代田区霞ヶ関一丁目3番1号	203,880,000,000	1.97
農林水産大臣	東京都千代田区霞ヶ関一丁目2番1号	15,586,000,000	0.15
厚生労働大臣	東京都千代田区霞ヶ関一丁目2番2号	3,131,000,000	0.03
計	-	10,374,342,407,741	100.00

(注) 上記発行済み株式に加えて、平成25年 6月 4日開催の取締役会決議により、平成25年 7月 3日付で財務省(財務大臣)及び農林水産省(農林水産大臣)を引受先とした新株式の発行を実施する予定です。

(8) 【議決権の状況】

イ 【発行済株式】

(平成25年 3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の個数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,374,342,407,741	10,374,342,407,741	株主として権利内容になんら限定のない株式
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	普通株式 10,374,342,407,741	-	-
総株主の議決権	-	10,374,342,407,741	-

(注) 1. 議決権の個数については、定款において1単元の株式数の定めがないことから、株式数をもって議決権の個数としております。

2. 上記発行済み株式に加えて、平成25年6月4日開催の取締役会決議により、平成25年7月3日付で財務省（財務大臣）及び農林水産省（農林水産大臣）を引受先とした新株式の発行を実施する予定です。

□ 【自己株式等】

該当事項はありません。

（9）【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

（1）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（2）【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（3）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

（4）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当公庫は、公庫法第47条に基づき、配当の制限を受けており、配当を実施しておりません。

当公庫の剰余金の額の計算は、区分経理を行っているそれぞれの勘定において会社法第446条を準用することとされております（公庫法第42条第1項）。

当公庫は、毎事業年度の決算において計上した各業務勘定の剰余金の額が、

零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3カ月以内に国庫に納付しなければならないとされております（公庫法第47条第1項）。

零を下回るときは、準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないとされております（公庫法第47条第2項）。

当公庫の剰余金の処分は、又はのほか、経営改善資金特別準備金への戻入（公庫法第47条第6項）以外の方法をもって処分・配当を行ってはならないとされております（公庫法第47条第7項）。

4【株価の推移】

（1）【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

当公庫株式は、金融商品取引所に上場されておりません。また、店頭売買有価証券として金融商品取引業協会に登録されておりません。よって該当事項はありません。

（2）【最近6月間の月別最高・最低株価】

当公庫株式は、金融商品取引所に上場されておりません。また、店頭売買有価証券として金融商品取引業協会に登録されておりません。よって該当事項はありません。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
代表取締役 総裁	-	安居 祥策	昭和10年1月16日生	昭和32年4月 帝人株式会社入社 平成9年6月 同 代表取締役社長 平成13年11月 同 代表取締役会長 平成17年6月 同 相談役 平成19年1月 中小企業金融公庫 総裁 平成20年10月 当公庫代表取締役総 裁(現職)	(注)1.	-
代表取締役 副総裁	-	細川 興一	昭和22年6月17日生	昭和45年4月 大蔵省入省 平成19年4月 財団法人新工ネル ギー財団顧問 平成20年10月 当公庫代表取締役副 総裁(現職)	(注)1.	-
代表取締役 専務取締役	国民生活事業 本部長	村瀬 吉彦	昭和27年12月8日生	昭和50年4月 大蔵省入省 平成19年7月 東京国税局長 平成20年7月 国民生活金融公庫 理事(非常勤) 平成20年10月 当公庫代表取締役専 務取締役・国民生活 事業本部長(現職)	(注)1.	-
代表取締役 専務取締役	農林水産事業 本部長	宮坂 亘	昭和29年11月23日生	昭和52年4月 農林省入省 平成20年1月 東北農政局長 平成21年7月 林野庁次長 平成22年7月 農林水産技術会議事 務局長 平成23年8月 関東農政局長 平成24年6月 当公庫代表取締役専 務取締役・農林水産 事業本部長(現職)	(注)1.	-
代表取締役 専務取締役	中小企業事業 本部長	豊永 厚志	昭和31年8月18日生	昭和56年4月 通商産業省入省 平成19年7月 経済産業省大臣官房 審議官 平成22年7月 中小企業庁次長 平成23年8月 大臣官房商務流通審 議官 平成24年9月 大臣官房商務流通保 安審議官 平成25年6月 当公庫代表取締役専 務取締役・中小企業 事業本部長(現職)	(注)1.	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
常務取締役	-	中村 吉夫	昭和27年12月24日生	昭和52年4月 厚生省入省 平成19年1月 厚生労働省社会・援 護局障害保健福祉部 長 平成20年10月 当公庫常務取締役 (現職)	(注)1.	-
常務取締役	-	皆川 博美	昭和27年9月15日生	昭和50年4月 農林漁業金融公庫 入庫 平成18年4月 同 顧客支援部長 平成19年9月 同 理事 平成20年10月 当公庫取締役 平成23年6月 同 常務取締役(現職)	(注)1.	-
常務取締役	企画管理 本部長	紀村 英俊	昭和35年1月2日生	昭和57年4月 通商産業省入省 平成21年7月 環境省大臣官房総務 課長 平成23年7月 中部経済産業局長 平成25年3月 経済産業省大臣官房 付 平成25年4月 当公庫常務取締役・ 企画管理本部長(現 職)	(注)1.	-
常務取締役	-	原田 高道	昭和27年2月12日生	昭和51年4月 中小企業金融公庫 入庫 平成20年10月 当公庫中小企業事業 本部事業企画部長 平成22年4月 同 企画管理本部事業 サポート部門長 平成22年6月 同 特別参与 平成24年6月 同 取締役 平成25年6月 同 常務取締役(現 職)	(注)1.	-
常務取締役	-	平松 幹弘	昭和29年1月25日生	昭和51年4月 国民金融公庫入庫 平成20年10月 当公庫国民生活事業 本部人事部長 平成22年8月 同 南近畿地区総括 平成24年4月 同 国民生活事業本部 長付 平成24年6月 同 特別参与 平成25年6月 同 常務取締役(現 職)	(注)1.	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
取締役	-	吉田 正己	昭和27年3月31日生	昭和50年4月 中小企業信用保険公庫入庫 平成17年11月 中小企業金融公庫保険業務部長 平成20年8月 同 保険部門保険業務部参事役 平成20年10月 当公庫特別参与 平成22年6月 同 取締役(現職)	(注)1.	-
取締役	-	光増 安弘	昭和30年8月14日生	昭和54年4月 農林漁業金融公庫入庫 平成20年4月 同 審査管理部長 平成20年10月 当公庫特別参与 平成23年6月 同 取締役(現職)	(注)1.	-
取締役	-	山崎 康史	昭和32年10月3日生	昭和55年4月 大蔵省入省 平成20年7月 中国財務局長 平成21年7月 当公庫特別参与 平成23年6月 財務省大臣官房付 平成23年6月 当公庫取締役(現職)	(注)1.	-
取締役	-	小池 敏広	昭和27年11月1日生	昭和51年4月 国民金融公庫入庫 平成20年10月 当公庫国民生活事業本部審査部長 平成22年4月 同 審査企画部長 平成23年4月 同 国民生活事業本部長付 平成23年6月 同 特別参与 平成24年6月 同 取締役(現職)	(注)1.	-
取締役	-	和田 修一	昭和33年5月30日生	昭和58年4月 通商産業省入省 平成20年7月 独立行政法人中小企業基盤整備機構理事 平成23年7月 北海道経済産業局長 平成24年6月 当公庫特別参与 平成25年3月 経済産業省大臣官房付 平成25年4月 当公庫取締役(現職)	(注)1.	-
取締役	-	山口 博澄	昭和31年11月1日生	昭和55年4月 株式会社日本長期信用銀行入行 平成11年3月 中小企業金融公庫入庫 平成20年10月 当公庫中小企業事業本部事業管理部長 平成23年4月 同 企画管理本部長付 平成23年6月 同 特別参与 平成25年6月 同 取締役(現職)	(注)1.	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
取締役	-	早川 祥子	昭和17年4月1日生	昭和35年 資生堂美容室株式会社 入社 平成7年 株式会社資生堂コミュニ ケーションセン ター所長 平成15年 日本ハム株式会社取締 役 平成20年10月 当公庫取締役(現職)	(注)1.	-
取締役	-	三木 啓史	昭和19年6月3日生	昭和45年4月 東洋製罐株式会社 入社 平成4年6月 同 代表取締役社長 平成21年6月 同 代表取締役会長 平成23年6月 当公庫取締役(現 職) 平成25年6月 東洋製罐グループ ホールディングス株 式会社取締役会長 (現職)	(注)1.	-
常勤監査役	-	金森 潤	昭和29年2月19日生	昭和52年4月 国民金融公庫入庫 平成20年7月 国民生活金融公庫福 岡支店長 平成22年4月 当公庫国民生活事業 本部東海北陸地区総 括 平成23年4月 同 国民生活事業本部 長付 平成23年6月 同 監査役(現職)	(注)2.	-
常勤監査役	-	黒田 尚	昭和31年8月2日生	昭和54年4月 日本火災海上保険株 式会社(現日本興亜 損害保険株式会社) 入社 平成17年4月 同 東京業務部長 平成20年4月 同 関西業務部長 平成22年4月 同 常勤監査役 平成24年6月 当公庫監査役(現職)	(注)3.	-
監査役	-	池田 敏夫	昭和25年3月13日生	昭和50年11月 新和監査法人(現あず さ監査法人)入社 平成20年10月 当公庫監査役(現職)	(注)3.	-
監査役	-	高橋 伸子	昭和28年11月17日生	昭和51年4月 株式会社主婦の友社 入社 昭和61年4月 生活経済ジャーナリ ストとして独立 平成21年6月 当公庫監査役(現職)	(注)4.	-
計						-

(注)1. 任期は、平成24年6月21日から平成25年度に関する定時株主総会終結の時までであります。

2. 任期は、平成23年6月22日から平成26年度に関する定時株主総会終結の時までであります。

- 3 . 任期は、平成24年 6 月21日から平成27年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
- 4 . 任期は、平成25年 6 月20日から平成28年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
- 5 . 取締役 早川 祥子及び三木 啓史は、会社法第 2 条第15号に定める社外取締役であります。
- 6 . 監査役 黒田 尚、池田 敏夫及び高橋 伸子は、会社法第 2 条第16号に定める社外監査役であります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

イ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当公庫は、政策金融機関としての使命を果たすため、社会的責任を常に認識しながら、適切かつ健全な業務運営に努めるとともに、経営の基本理念を実現するため、「透明性・公正性・迅速性」の3つの視点からガバナンス態勢の構築に取り組んでおります。

「透明性・公正性・迅速性」を実現するために、外部からの評価・審査（評価・審査委員会）並びに内部及び外部の監査（監査部、監査役会、会計監査人）を受ける態勢を構築しております。

また、取締役会が総裁に権限を委任し、意思決定の迅速化を図りつつ、重要事項を総裁決定審議会等の会議体で審議することにより、透明性・公正性を確保しております。

< 基本理念 >

○政策金融を的確に実施します。

国の政策の下、民間金融機関の補完を旨としつつ、社会のニーズに対応して、種々の手法により、政策金融を機動的に実施します。

○ガバナンスを重視します。

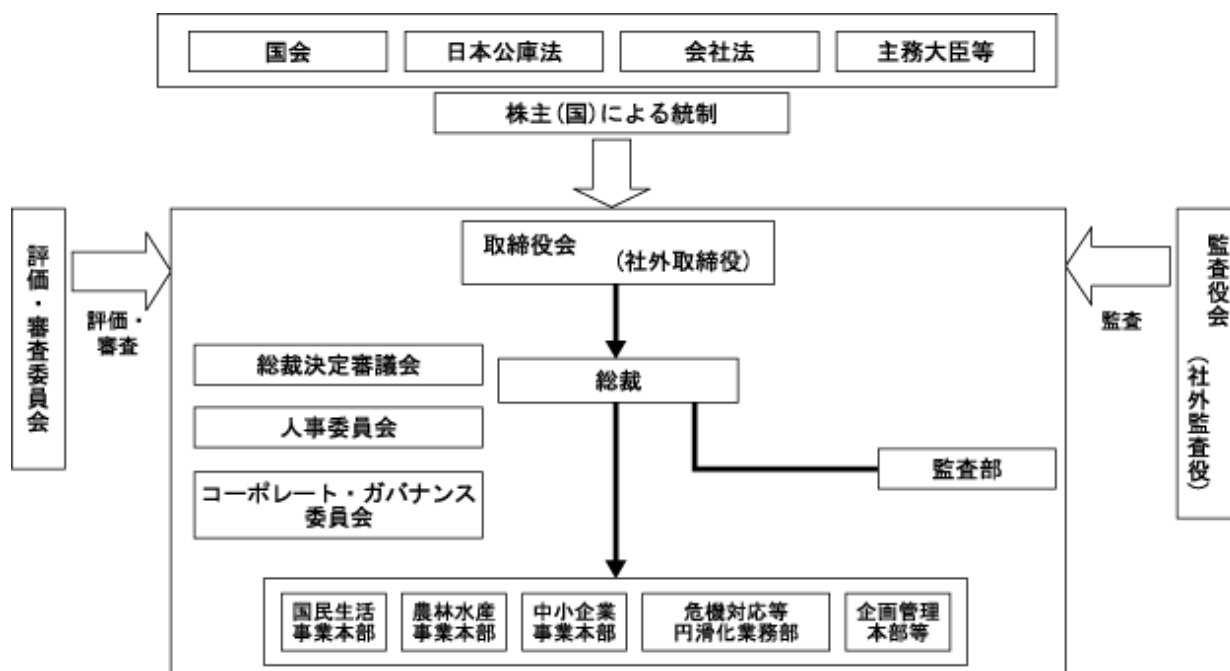
高度なガバナンスを求め、透明性の高い効率的な事業運営に努めるとともに、国民に対する説明責任を果たします。

さらに、継続的な自己改革に取り組む自律的な組織を目指します。

ロ 会社の機関及びその他のコーポレート・ガバナンス体制の内容

当公庫は、一般の株式会社とは異なり、特別の法律に基づき設立された株式会社です。

国による強い統制を受けるという特殊性を踏まえつつ、株式会社のガバナンスの仕組みを活用して、以下の体制を構築しております。



(イ) 取締役会及び取締役

取締役会は、18名の取締役で構成しており、うち2名を、意思決定の透明性確保と業務執行を担う取締役への監督・牽制を目的に社外取締役としております。

(ロ) 監査役会及び監査役

当公庫は、監査役会を設置しております。監査役会は社外監査役3名を含む4名の監査役で構成しております。監査役は、毎月1回程度、監査役会を開催し、監査に関する審議や主な監査活動の報告等を行っております。社外監査役は、監査役実務経験者、公認会計士、生活経済ジャーナリストとしての高い見識に基づいた発言を行っております。

(ハ) 総裁決定審議会

総裁の諮問により当公庫の経営に関する重要事項の審議及び検討を行い、並びに報告を受ける総裁決定審議会を設置しております。総裁決定審議会は、当公庫の関係役員にて構成し、毎月2回程度開催しております。

(ニ) 人事委員会

役職員に関する重要事項及び懲戒に関する事項を審議しております。人事委員会は、当公庫の関係役員にて構成し、審議事項発生の都度、開催しております。

(ホ) 評価・審査委員会

政策目的に沿った事業が効率的に行われているかどうかという観点での業務及び運営の評価・審査並びに業務執行に責任を負う取締役の業績評価のほか、取締役及び監査役の候補者の評価・審査を行うため、評価・審査委員会を設置しております。

評価・審査委員会は、外部の有識者及び社外取締役をメンバーとし、評価・審査基準を策定し公表するなど、透明性を確保しております。

(ヘ) コーポレート・ガバナンス委員会

当公庫は、高度なガバナンスの追求に向けて、内部管理上重点的に取り組むべき6つの重点分野を定めております。また、事業本部等（注）ごとにそれぞれ執行責任者を定め、権限と責任を明確にしております。各執行責任者は、所掌する事業本部等ごとに必要な態勢を整備しております。

6つの重点分野に関する事項のうち、当公庫全体の経営として把握し、又は管理すべきものを審議するため、コーポレート・ガバナンス委員会を設置しております。コーポレート・ガバナンス委員会は、当公庫の総裁以下役員6名で構成しております。

（注）国民生活事業本部、農林水産事業本部、中小企業事業本部、危機対応等円滑化業務部及び企画管理本部等をいいます。

八 内部管理上の重点6分野

イ コンプライアンス

当公庫は、透明性の高い効率的な事業運営を目指し、法令を厳格に遵守することはもとより、社会的規範を十分にわきまえたコンプライアンス態勢を整備しております。

(イ) コンプライアンス・マニュアル

コンプライアンスを実践するための手引書としてコンプライアンス・マニュアルを策定し、全役職員に周知徹底しております。

(ロ) 内部通報制度

コンプライアンス上問題のある行為やそのおそれのある行為を的確に把握し、解決することを目的として、職員が当該行為を直接通報できるコンプライアンス・ヘルプラインを当公庫内及び弁護士事務所に設置しております。

(ハ) 反社会的勢力への対応

断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除することが、当公庫に対する公共の信頼を維持し、当公庫の業務の適切性及び健全性の確保のために不可欠であることを認識し、警察等関係機関とも連携して適切に対応しております。

(ニ) インサイダー取引の防止

役職員によるインサイダー取引を未然に防止するため、役職員が遵守すべき基本的事項を定めた規定を整備し、全役職員に周知徹底しております。

ロ リスク管理

当公庫は、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するため、直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

管理対象リスク

管理対象 リスク	定義
信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含みます。）の価値が減少又は消失し、損失を被るリスク
信用保険引受 リスク	保険事故の発生率、回収率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスク
市場リスク	金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含みます。）の価値が変動し損失を被るリスク及び資産・負債（オフ・バランスを含みます。）から生み出される収益が変動し損失を被るリスク
流動性リスク	運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）
オペレーショナル ・リスク	業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク
	事務リスク 役職員が正確な事務を怠る、又は事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク
	システム リスク コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステムの不備等に伴い損失を被るリスク及びコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスク
	人的リスク 不適切な就労状況、不適切な職場・安全環境、人材の流出・喪失、士気の低下、不十分な人材育成等により損失を被るリスク
	法務リスク 法令や契約等に違反すること、不適切な契約を締結することその他法的原因等により損失を被るリスク
	有形資産 リスク 災害その他の事象から有形資産のき損・損害が発生するリスク
	風評リスク 評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから損失・損害が発生するリスク

（イ）国民一般向け業務におけるリスク管理

a 統合的リスク管理

当業務では、業務の特性を踏まえた「統合的リスク管理規則（国民）」を定め、業務上発生しうるさまざまなリスクを適切に管理する体制を整備しております。

具体的には、業務上認識すべきリスクを、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等のカテゴリーに区分し、個別のリスクを主管する部署を定めて管理するとともに、必要な措置について事業本部長を議長とした「国民生活事業本部事業運営会議」で審議するなど、全体のリスクの把握や管理を適切に行うよう努めております。

また、平成20年10月に、統合的リスク管理部署であるリスク管理部を設置し、当業務の各部におけるリスク管理が有効に機能しているかどうかを検証するとともに、不備がある場合には適切な措置を講じるように求めています。

さらに、事業運営会議での審議を踏まえ、リスク管理の態勢や具体的な方法について適宜見直しを行っております。

b 信用リスク管理

当業務においては、事業資金融資、教育資金融資等の業務を行っており、これらの業務における与信先の信用状態の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

当業務の与信ポートフォリオは小口の事業資金、小口の教育資金で構成されており、特定の地域や業種等への与信集中はなく、リスク分散が図られているという特徴があります。個別与信管理では、融資審査時の適正な融資判断、融資後の債務者の実態に応じたきめ細やかな債権管理を行っているほか、統計手法を用いた管理の導入等、管理手法の高度化に努めております。

(a) 個別与信管理

当業務では、融資審査にあたり、融資対象としての適格性、資金使途の妥当性並びに事業者等の収益性及び維持力といった財務状況はもとより、技術力、販売力、事業の将来性、事業者等の資質等についても検討し、適正な融資判断に努めております。

また、債権管理にあたっては、今後の事業見通しや返済能力等の把握を行い、実態に応じたきめ細かな管理に努めております。

(b) 自己査定

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定結果は適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

(c) 信用リスク計量化

当業務では、長年にわたり蓄積した信用供与先との取引データ分析に基づき信用スコアリングモデルを開発し、平成19年度から、信用供与先に対し信用スコアの付与を始め、平成20年度から審査手続や与信ポートフォリオのモニタリングに活用しております。当業務のスコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

また、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、小口分散されているという当業務のポートフォリオの特性に応じた手法により、信用リスクの計量化に取り組んでいます。

c 市場リスク管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務は、このギャップを原因とした金利リスクを負っているため、マチュリティ・ラダー分析及びデューレーション分析等の手法により金利リスクの把握に努め、社債発行年限の多様化等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、外貨建ての資産・負債は保有していないため、為替リスクに起因した損失を被る可能性はありません。

d 流動性リスク管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

e オペレーショナル・リスク管理

- (a) 事務リスクについて、当業務では、事務リスクの軽減のために、マニュアルの整備、事務手続におけるチェックの徹底、システム化の推進などを通じ、事務処理の正確性確保に努めております。
- (b) システムリスクについて、システムリスクや情報セキュリティに関する規定を定め、担当部署において適切に管理し、システムリスクの極小化を図っております。
また、災害等に伴うシステム停止への対応策としてバックアップセンターを設置し、被災時訓練を実施するなど、緊急時対応の実効性向上にも努めております。
- (c) また、人的リスク、法務リスク、有形資産リスク等について管理担当部を定め、これらのリスクを含め、オペレーショナル・リスク統括部署をリスク管理部として、総合的なオペレーショナル・リスク管理を実施しております。

(ロ) 農林水産業者向け業務におけるリスク管理

a 統合的リスク管理

当業務は、国の農林漁業政策に基づく長期の設備資金等の融資を取り扱っており、当業務に伴うリスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は民間金融機関と異なりますが、金融機関として適切なリスク管理を行っていくことが必要であると認識しております。

従って、当業務は、リスク管理を組織的に対応すべき経営課題と位置づけ、統合的リスク管理規則（農林）を制定しております。同規則の中で、当業務が政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するため、計量化するリスク及び計量化しないリスクも含め当業務が損失を被るリスクを総合的に管理することを定めております。

具体的には、リスクカテゴリー（統合的リスク、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク）ごとに管理部署を定め、当業務に設置している農林水産事業本部コーポレート・ガバナンス分科会に各リスクの管理状況の報告等を行い、リスクに関する重要事項を集約することにより、総合的にリスク管理する態勢としております。

b 信用リスク管理

当業務は、(a) 個別与信管理、(b) 信用格付、(c) 自己査定、及び(d) 信用リスク計量化により、信用リスクを適切に管理しております。

(a) 個別与信管理

当業務では、融資にあたって、融資対象としての適格性、融資条件の妥当性、事業の長期的見通しを踏まえた返済の確実性について審査します。特に、返済の確実性については、業種（農林漁業等）のリスク特性を十分踏まえた審査基準の下、対象者の信用力、投資リスク及び投資効果を精査し、収支・償還計画の実現可能性及び融資条件の適切性を総合的に勘案して返済可能性を検証・確認しております。

また、顧客の経営状況の継続的な把握に努め、積極的かつ丁寧な支援活動に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上を図っております。

(b) 信用格付

当業務では、信用格付により、経営悪化が懸念される顧客を早期に発見し、経営支援に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上に取り組んでおります。格付は、内部データに基づき構築したモデルにより付与しております。当業務のスコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

信用格付は、上記のほか、自己査定、個別与信の判断、信用リスク計量化等にも活用しており、当業務の信用リスク管理の基礎をなしております。このため、信用格付体系は必要に応じ、適時見直しを行っております。

(c) 自己査定

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。

自己査定にあたっては、支店による第一次査定、審査管理部による第二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。

自己査定結果は、適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

(d) 信用リスク計量化

当業務では、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行い、内部管理に活用しております。

c 市場リスク管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせること等により、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、農林漁業政策の必要性から償還期間が長期、金利は固定となっているなどの特性があり、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務は、このギャップを原因とした金利リスクを負っているため、マチュリティ・ラダー分析及びデュレーション分析等の手法により金利リスクの把握に努め、調達年限の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、外貨建ての資産・負債は保有していないため、為替リスクに起因した損失を被る可能性はありません。

d 流動性リスク管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

e オペレーショナル・リスク管理

(a) 事務リスクについて、当業務では、事務リスクの軽減のために、マニュアルの整備、事務手続におけるチェックの徹底、システム化の推進などを通じ、事務処理の正確性確保に努めております。

(b) システムリスクについて、システムリスクや情報セキュリティに関する規定を定め、担当部署において適切に管理し、システムリスクの極小化を図っております。

また、災害等に伴うシステム停止への対応策としてバックアップセンターを設置し、被災時訓練を実施するなど、緊急時対応の実効性向上にも努めております。

(c) また、人的リスク、法務リスク、有形資産リスク等についても、各リスク管理担当部を定め、適切なリスク管理に努めております。

(八) 中小企業者向け業務及び信用保険等業務におけるリスク管理

a 統合的リスク管理

当業務は、中小企業者の行う事業の振興に必要な長期資金について、一般の金融機関が供給することを困難とするものの供給を自ら行い、又は一般の金融機関による供給を支援するための貸付債権の譲受け、債務の保証等を行うもののほか、中小企業者等に対して海外で行われる貸付けに係る債務の保証、中小企業者に対する貸付けに係る債務の保証等についての保険及び信用保証協会に対する資金の貸付けを行っております。

当業務を行うにあたっては、政策金融機関としての健全性を確保するため、統合的リスク管理規則及び同細則を制定し、当業務が管理するリスクの種類及びその内容並びにその所管部室を明らかにしてリスク管理に対する組織としての基本姿勢と役職員の責務を明らかにしております。リスク管理の状況については、各リスク管理部署が中小企業事業本部最高リスク管理責任者（CRO）へ報告を行うとともに、統合的リスク管理部署が集約し、総合的にリスクを管理する態勢を整備しております。また、リスクを総合的に評価・管理するために、主要なリスクについては、ストレス・テストを実施しております。

b 信用リスク管理

(a) 個別与信管理

融資業務は、公平・中立な立場から借入申込企業の実態を把握し、償還の確実性と資金使途の妥当性を検討し、融資などの判断を行っております。

融資業務では、事業用の長期資金の融資などを専門とすることから、審査にあたっては、今後の事業収益を中心とする長期的返済能力を検討し、償還の確実性について総合的に判断しております。

単に財務諸表を中心とする定量分析にとどまらず、企業の構成要素である「ヒト」「モノ」「カネ」とその組合せである経営の様々な活動について、申込企業の置かれている環境を含めて多面的な実態把握を行うとともに、申込企業の将来性を勘案し総合的な企業力を判断しております。

また、融資後も決算書などの提出を受けるほか、定期的な訪問などにより継続的な業況把握に努めております。自己査定の債務者区分や必要に応じ提供を受ける経営改善計画書の検討結果などを踏まえ、取引方針を明確にし、適切な事後フォローを実施しております。

さらに、融資先企業の成長発展を支援するため、審査結果をできる限りフィードバックしているほか、経営課題解決のためのコンサルティングに努めております。特に、事業環境の変化などへの対応に苦慮する企業に対しては、経営改善提案書の作成・提供などにより経営の改善や経営計画の策定を支援しております。

(b) 信用格付

融資業務では、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づく当事業独自のスコアリングモデルと、実態把握等による定性分析に基づき、取引先等の信用状況を把握する信用格付制度を構築、取引方針の策定や審査手続等に活用しております。

(c) 自己査定

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。

営業部店が債務者区分の一次査定を実施し、営業部門とは分離した審査部門において二次査定を行います。査定結果については、他のセクションから独立した監査部が内部監査を行い、その正確性を検証しております。

また、査定結果に基づき、担保処分等による回収見込額及び貸倒実績率等を勘案した貸倒引当金を計上しております。

(d) 信用リスク計量化

融資業務では、信用リスク計量について信用格付等を基礎に統計分析を行い、与信ポートフォリオ全体のリスク量を計量し、モニタリングを行っています。こうしたモニタリングを通じて、リスクの制御について検討を進めております。

(e) 証券化支援業務における信用リスク管理

証券化支援業務についても、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した当事業独自のスコアリングモデルやCRD（注）などの外部モデルを活用して審査を行っています。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法によりの確に把握し、信用リスクに応じた適切なリターンや保証料率の設定を行っています。

買取型組成後は、原債権の償還状況を確認し、モニタリングを行うとともに、公庫が保有している信託受益権等の格付により信用リスクを的確に把握しています。保証型組成後は、保証先の決算データなどの提出を受けるとともに、保証先の延滞倒産状況を確認し、信用リスクを的確に把握しております。

（注）Credit Risk Databaseの略です。

c 信用保険引受リスク管理

信用保険等業務では、信用保険制度の持続的な運営に資するため、信用保険引受ポートフォリオや保険事故の状況など信用保険引受リスクの状況を定期的にモニタリングしております。また、長年蓄積してきた信用保険引受に関するデータを活用し、信用保険引受リスクの計量モデルを構築しており、信用保険引受リスクの数量的な計測及び分析を行っています。

d 市場リスク管理

金利リスク

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務は、このギャップを原因とした金利リスクを負っているため、マチュリティ・ラダー、デュレーション、VaR及びBPVを計測・分析することにより、金利リスクの把握に努め、社債発行年限の多様化や借入期間の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

e 流動性リスク管理

(a) 中小企業者向け業務における流動性リスク管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

(b) 信用保険等業務における流動性リスク管理

当業務では、預金受入を行っておらず、国からの出資金により長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めております。

f オペレーショナル・リスク管理

- (a) 事務リスクについて、当業務では、事務リスクの軽減のために、マニュアルの整備、事務手続におけるチェックの徹底、システム化の推進などを通じ、事務処理の正確性確保に努めております。
- (b) システムリスクについて、システムリスクや情報セキュリティに関する規定を定め、担当部署において適切に管理し、システムリスクの極小化を図っております。
また、災害等に伴うシステム停止への対応策としてバックアップセンターを設置し、被災時訓練を実施するなど、緊急時対応の実効性向上にも努めております。
- (c) また、人的リスク、法務リスク、有形資産リスク等を含め、オペレーショナル・リスク統括部署であるリスク管理部の下に各リスク管理担当部を定め、総合的なオペレーショナル・リスク管理を実施しております。

(二) 危機対応等円滑化業務におけるリスク管理

a 統合的リスク管理

危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務は、政府機関として政策目的実現のための金融を業務としており、これらの業務に伴うリスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は民間金融機関と異なりますが、金融機関として適切なリスク管理を行っていることが必要であります。

具体的には、リスク管理を組織的に対応すべき経営課題と位置づけ、統合的リスク管理規則（危機・企管）を制定して統合的リスク管理を行っております。

b 信用リスク管理

危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定に当たっては、監査部門による監査を受けております。

c 流動性リスク管理

危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金等による長期・安定的な資金を確保するとともに、借入期間と貸付期間を一致させております。また、危機対応円滑化業務では、指定金融機関に対する補償金支払資金等についての十分な手元流動性を確保しております。以上から、これらの業務における流動性リスクは限定的と考えます。

一方で、資金計画の精緻化に努め、流動性リスクを最小化する努力を継続しております。

d オペレーショナル・リスク管理

危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務においては、直接的、間接的にさまざまなオペレーショナル・リスクが存在し、このようなリスクの把握、分析及び管理を積極的に進めていく方針であります。

特に、事務リスクについては、事務リスクの軽減のために、マニュアルの整備、事務手続におけるチェックの徹底、システム化の推進などを通じ、事務処理の正確性確保に努めております。

ハ 情報資産の保存及び管理

当公庫では、セキュリティポリシー及びプライバシーポリシーを定め公表するとともに、高い水準の情報セキュリティを確保し、適正かつ効率的な業務運営を行うための態勢を整備しております。

ニ 緊急時対策その他の危機管理

当公庫では、地震・火災等の災害、事件・事故、感染症などの緊急事態の発生時における、適正な業務遂行体制の維持・復旧を図るため、災害・事故等対策本部や海外危機管理委員会などを整備しております。

ホ お客さまサービスの向上

当公庫では、お客さまの利益を保護し利便性の向上を図るため顧客保護等管理方針を策定し、本方針に基づいたお客さまの視点に立った取組に努めております。

ヘ 職場環境の向上

当公庫では、職員の職場環境等に対する評価や意識を明確にし、職場環境の向上等に資する対策について企画立案・実施することを目的に、年に一度、全職員を対象に意識調査を行っています。本調査によって得た、職員の意見や評価等を職場環境の改善等に積極的に役立てています。

二 内部統制基本方針

当公庫は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役及び職員の職務執行についての法令等遵守や業務の適正を確保するための体制の整備等について内部統制基本方針を定めております。

内部統制基本方針

（取締役及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制）

- 第1条 公庫は、取締役及び職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）の職務の執行が法令及び定款（以下「法令等」という。）に適合することを確保するため、法令等の遵守に関する規程その他のコンプライアンスに関する規定を定め、これらの規定を公庫の取締役及び職員に周知する。
- 2 取締役及び職員は、コンプライアンスに関する諸規定を遵守する。
- 3 公庫は、コンプライアンスに関する責任者を置き、法令等遵守態勢の整備及び強化を図る。
- 4 公庫は、コンプライアンスに関する重要事項を審議し、法令等遵守状況のモニタリングを行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。
- 5 公庫は、コンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な是正措置を講ずることが可能となるよう、有効な内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。
- 6 公庫は、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力に対しては、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶する。

（取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制）

- 第2条 公庫は、取締役の職務の執行に係る情報、お客さまの情報その他の公庫が取扱う情報の保存及び管理を適切に行うため、情報資産管理規程その他の情報資産の保存及び管理に関する規定を定める。
- 2 公庫は、法令又は情報資産の保存及び管理に関する諸規定に従い、取締役会の議事録のほか、取締役の職務の執行に係る文書を適切に保存し、及び管理する。
- 3 取締役及び職員は、情報資産の保存及び管理に関する諸規定に基づき、情報資産を適切に保存し、及び管理する。

（損失の危険の管理に関する規程その他の体制）

- 第3条 公庫は、リスク管理を行うことの重要性を認識し、業務遂行上認識すべきリスクの種類に応じたリスク管理及び統合的リスク管理を行うための組織体制等について、統合的リスク管理規程その他のリスク管理に関する諸規定を定め、各種リスクに関して適切なリスク管理を行う。
- 2 公庫は、各種リスクの管理に関する責任者を置くとともに、リスク管理を有効に機能させるための審議、検討等を行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。
- 3 公庫は、災害その他の危機事象の発生に備え、あらかじめ危機管理規程その他の危機管理に関する規定を定め、危機管理の態勢整備に努める。
- 4 公庫は、危機事象が発生し正常な業務遂行に支障が生じる場合又はそのおそれがある場合には、危機管理に関する諸規定に従い、必要に応じて対策本部を設置して、業務の迅速かつ効率的な回復に向けた対応を行う。

（取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制）

- 第4条 公庫は、毎月及び必要に応じて臨時に取締役会を開催し、公庫全体の業務運営の基本方針に関する重要な事項について決議するとともに、取締役の業務執行の状況について報告を受ける。
- 2 公庫は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、総裁決定審議会その他の会議体を設置する。
- 3 公庫は、総裁、事業本部長その他の業務を執行する取締役、特別参与、本店の部長等の職務権限を明確に定め、それぞれの者は定められた職務権限に基づき、効率的に業務を遂行する。

（業務の適正を確保するための内部監査体制）

- 第5条 公庫は、業務の適正性及び健全性を確保するため、内部監査規程その他の内部監査に関する規定を定める。
- 2 公庫は、被監査部門から独立し、総裁に直属して内部監査に関する事務をつかさどる監査部を置く。

- 3 監査部は、総裁の指示の下、内部監査に関する諸規定に基づき内部監査を行い、その結果を総裁に報告する。
- 4 監査部は、総裁の指示により定期的に若しくは必要に応じて、又は他の取締役若しくは監査役の求めに応じて、取締役会その他の機関又は会議体に対し、内部監査の結果を報告する。
- 5 監査部は、総裁の指示の下、監査役及び会計監査人と必要な情報交換を行い、内部監査の効率的な実施に努める。

（監査役がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項）

第6条 公庫は、監査役の職務を補助すべき者として、専任の職員を置く。

- 2 前項の職員は、監査役の指示に従いその職務を行う。
- 3 監査役は、必要と認めるときは、総裁の承諾を得て、第1項の職員以外の職員を臨時に監査の補助に従事させることができる。

（監査役の職務を補助する職員の取締役からの独立性に関する事項）

第7条 公庫は、監査役の職務を補助する職員の人事考課、異動その他の人事に関する事項の決定について、事前に常勤監査役の承認を得る。

（取締役及び職員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制）

第8条 代表取締役及び業務を執行する取締役は、取締役会その他の監査役が出席する重要な会議において、随時、その職務の執行状況等を的確に報告する。

- 2 取締役及び職員は、公庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実を発見したときは、当該事実について監査役に速やかに報告する。

（監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制）

第9条 監査役は、監査を実効的に行うために必要と判断したときは、取締役及び職員に職務の執行状況についていつでも報告を求めることができる。報告を求められた取締役及び職員はその求めに応じて速やかに報告しなければならない。

- 2 監査役は、取締役会のほか、総裁決定審議会その他の重要な会議に出席し、必要な意見を述べるができる。出席しない会議についても、議事録その他の関係書類を閲覧することができる。
- 3 総裁は、監査役と定期的な会合を実施し、意見交換を行う。
- 4 監査役は、リスク管理及びコンプライアンスを統括する部署並びに監査部に協力を求めることができる。
- 5 監査役は、実効的な監査の実施のため必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めることができる。

ホ 内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

（イ）内部監査の状況

当公庫では、業務全般に係る内部管理態勢について、その適切性、有効性を評価するとともに改善への提言を行うことなどを通じて、業務運営の円滑化や業務目的の達成に資するための部署として、監査部を設置しております。

監査部は、他の部署から独立した総裁直属の内部監査担当部署として、当公庫の本店、支店、海外駐在員事務所などすべての部署を対象とした内部監査を行うとともに、代理店に対する監査も行っております。

監査に当たっては、各部署における内部管理態勢の適切性・有効性、業務処理の適切性、資産査定の妥当性、法令や内部規定等の遵守状況などを検証・評価し、必要に応じて業務改善の提言を行っております。

内部監査の年度計画については総裁が決定し、また、内部監査の結果についても総裁に報告することで、対応が必要な事項について速やかな措置がとられることとなります。

このように、監査部による内部監査が適切かつ効果的に実施されることにより、当公庫の政策金融機関としての適正な業務運営の確保と健全性の維持が図られることになります。

平成25年5月31日現在の監査部の人員は43名となっております。

(ロ) 監査役監査の状況

監査役は4名の体制となっており、うち3名を社外監査役としております。

監査役は、監査役会で策定した監査基本方針及び監査計画に基づき、取締役会その他重要な会議への出席、重要書類の閲覧、取締役との定期的な意見交換、支店往査等を通じて、取締役の執行状況を監査しております。

また、監査役は、会計監査人や内部監査部門と定期的に情報や意見を交換しており、相互に補完・協力しながら、監査の実効性及び効率性の向上を図っております。

(ハ) 会計監査の状況

当公庫の当事業年度の会計監査業務を執行した公認会計士は、岡村俊克氏、茂木哲也氏、長尾礎樹氏の3名であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当公庫の会計監査業務に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。また、当公庫の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士26名、その他31名の計57名となっております。

ヘ 社外取締役及び社外監査役との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要

当公庫の社外取締役及び社外監査役と当公庫との間には、特別な利害関係はありません。

ト 社外取締役及び社外監査役との間の会社法第427条第1項に規定する契約（責任限定契約）の概要

当公庫は、会社法第427条第1項及び定款の規定により、同法第423条第1項の責任について、社外取締役及び社外監査役（常勤監査役を除く。）がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする旨の契約を、社外取締役及び社外監査役（常勤監査役を除く。）と締結しております。

チ 取締役の定数

当公庫の取締役は、18名以内とする旨、定款に定めております。

リ 取締役の選解任の決議要件

公庫法第6条の規定により、当公庫の取締役の選解任の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないこととなっております。

ヌ 役員報酬の内容

平成24年4月1日から平成25年3月31日における当公庫の取締役及び監査役に対する報酬等は、以下のとおりであります。

(イ) 取締役に対する報酬等 281百万円（うち社外取締役 17百万円）

(ロ) 監査役に対する報酬等 42百万円（うち社外監査役 24百万円）

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 報酬等の額には、取締役及び監査役に対する役員賞与引当金繰入額16百万円（取締役14百万円、監査役1百万円）が含まれております。

3. 報酬等の額以外に、取締役及び監査役に対する役員退職慰労引当金繰入額36百万円（取締役32百万円、監査役3百万円）を計上しております。

4. 報酬等の額以外に、平成24年6月21日開催の第4回定時株主総会の決議に基づき、退任取締役及び退任監査役に対し役員退職慰労金を以下のとおり支給しております。

退任取締役 3名 36百万円
退任監査役 1名 6百万円

(2) 【監査報酬の内容等】

イ【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	310	22	227	13

(注)「監査公認会計士等」とは、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4に規定する監査公認会計士等であります。なお、上記報酬の内容は、当公庫の監査公認会計士等である新日本有限責任監査法人に対する報酬であります。

ロ【その他重要な報酬の内容】

前事業年度

該当事項はありません。

当事業年度

該当事項はありません。

ハ【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前事業年度

当公庫は、監査公認会計士等に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である米国証券取引委員会に提出する同意書の作成・発出に係る業務等を委託し、対価を支払っています。

当事業年度

当公庫は、監査公認会計士等に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「監査人から引受事務幹事会社への書簡」及び「財務諸表等以外の財務情報に関する調査の報告」作成業務等を委託し、対価を支払っています。

ニ【監査報酬の決定方針】

当公庫の監査公認会計士等に対する報酬は、監査日数・業務の内容等を勘案し、監査役会の同意のもと適切に決定しております。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当公庫の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令」（平成20年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第3号）及び「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第六条に規定する業務を行う場合における株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令の特例を定める省令」（平成22年財務省・経済産業省令第1号）（以下「株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令等」という。）に準拠しております。

2．監査証明について

当公庫は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。

3．連結財務諸表について

当公庫は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年 3 月31日)	当事業年度 (平成25年 3 月31日)
資産の部		
現金預け金	4,553,477	4,083,438
現金	185	72
預け金	4,553,291	4,083,366
買現先勘定	615,964	-
有価証券	552,071	270,922
国債	473,029	268,054
社債	758	465
株式	1 2,030	1 2,030
その他の証券	76,253	372
貸出金	2, 3, 4, 5, 6 29,420,809	2, 3, 4, 5, 6 21,232,320
証書貸付	29,420,809	21,232,320
その他資産	999,425	63,667
前払費用	7,563	4,192
未収収益	61,026	26,910
金融派生商品	894,785	-
代理店貸	2,746	2,392
その他の資産	33,302	30,171
有形固定資産	8 247,920	8 204,458
建物	28,770	57,015
土地	99,249	143,472
リース資産	2,400	2,099
建設仮勘定	116,290	777
その他の有形固定資産	1,210	1,093
無形固定資産	11,304	14,885
ソフトウェア	7,114	3,587
リース資産	2,250	1,272
その他の無形固定資産	1,938	10,025
支払承諾見返	2,381,077	3,126
貸倒引当金	531,415	451,674
資産の部合計	38,250,634	25,421,145

	前事業年度 (平成24年 3 月31日)	当事業年度 (平成25年 3 月31日)
負債の部		
借入金	22,211,657	16,904,622
借入金	22,211,657	16,904,622
社債	7 5,053,582	7 2,359,261
寄託金	37,015	36,498
保険契約準備金	1,727,272	1,622,928
その他負債	424,751	43,769
未払費用	56,936	24,311
前受収益	54,131	6,613
金融派生商品	1,893	-
リース債務	4,904	3,565
その他の負債	306,885	9,279
賞与引当金	5,075	3,913
役員賞与引当金	22	16
退職給付引当金	208,269	196,918
役員退職慰労引当金	120	105
補償損失引当金	10 59,060	10 65,512
支払承諾	2,381,077	3,126
負債の部合計	32,107,904	21,236,672
純資産の部		
資本金	4,366,709	3,455,015
資本剰余金	2,236,239	2,178,432
経営改善資金特別準備金	181,500	181,500
資本準備金	2,054,739	1,996,932
利益剰余金	639,482	1,448,974
利益準備金	774,663	2,655
その他利益剰余金	1,414,145	1,451,630
繰越利益剰余金	1,414,145	1,451,630
株主資本合計	5,963,466	4,184,472
その他有価証券評価差額金	1,825	-
繰延ヘッジ損益	181,089	-
評価・換算差額等合計	179,263	-
純資産の部合計	6,142,730	4,184,472
負債及び純資産の部合計	38,250,634	25,421,145

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
経常収益	857,197	665,597
資金運用収益	531,419	340,552
貸出金利息	472,359	335,800
有価証券利息配当金	933	1,168
買現先利息	517	16
預け金利息	4,618	3,566
金利スワップ受入利息	52,985	-
その他の受入利息	5	0
役務取引等収益	17,753	3,566
損害担保補償料	3,411	3,525
その他の役務収益	14,342	41
保険引受収益	253,024	268,432
保険料	150,129	146,345
責任共有負担金収入	19,588	17,742
保険契約準備金戻入額	83,306	104,343
政府補給金収入	43,436	46,333
一般会計より受入	43,428	46,313
特別会計より受入	8	20
その他経常収益	11,562	6,712
償却債権取立益	2,263	2,387
株式等売却益	-	0
その他の経常収益	2 9,299	2 4,324
経常費用	1,147,627	951,453
資金調達費用	291,551	156,085
コールマネー利息	122	153
借入金利息	196,859	127,759
社債利息	91,346	25,199
その他の支払利息	3,224	2,973
役務取引等費用	12,696	16,549
損害担保補償金	5,322	11,091
その他の役務費用	7,373	5,457
保険引受費用	548,958	495,694
保険金	676,408	615,973
回収金	127,450	120,278
その他業務費用	9,233	8,660
外国為替売買損	1,242	-
国債等債券償却	-	16
社債発行費償却	1,407	812
金融派生商品費用	405	-
利子補給金	2,440	7,827
その他の業務費用	3,737	4

	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
営業経費	132,747	112,906
その他経常費用	152,440	161,557
貸倒引当金繰入額	127,054	128,746
補償損失引当金繰入額	2,980	14,981
貸出金償却	13,834	12,731
株式等売却損	198	-
株式等償却	191	39
その他の経常費用	8,180	5,058
経常損失（ ）	290,430	285,856
特別利益	227	634
固定資産処分益	227	634
特別損失	5,206	1,046
固定資産処分損	162	369
減損損失	¹ 451	¹ 676
協定解約に係る損失	4,592	-
当期純損失（ ）	295,408	286,268

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	3,352,547	₂ 3,075,709
当期変動額		
新株の発行	1,014,162	379,306
当期変動額合計	1,014,162	379,306
当期末残高	₂ 4,366,709	3,455,015
資本剰余金		
経営改善資金特別準備金		
当期首残高	181,500	181,500
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	181,500	181,500
資本準備金		
当期首残高	1,825,851	2,054,739
当期変動額		
新株の発行	1,040,900	243,550
欠損填補	812,011	301,357
当期変動額合計	228,888	57,807
当期末残高	2,054,739	1,996,932
資本剰余金合計		
当期首残高	2,007,351	2,236,239
当期変動額		
新株の発行	1,040,900	243,550
欠損填補	812,011	301,357
当期変動額合計	228,888	57,807
当期末残高	2,236,239	2,178,432
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	745,412	₂ 2,655
当期変動額		
準備金繰入	29,392	-
準備金取崩	141	-
当期変動額合計	29,250	-
当期末残高	₂ 774,663	2,655

	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	1,871,865	₂ 1,466,719
当期変動額		
準備金繰入	29,392	-
準備金取崩	141	-
国庫納付	29,632	-
欠損填補	812,011	301,357
当期純損失（ ）	295,408	286,268
当期変動額合計	457,719	15,088
当期末残高	₂ 1,414,145	1,451,630
利益剰余金合計		
当期首残高	1,126,453	₂ 1,464,063
当期変動額		
国庫納付	29,632	-
欠損填補	812,011	301,357
当期純損失（ ）	295,408	286,268
当期変動額合計	486,970	15,088
当期末残高	₂ 639,482	1,448,974
株主資本合計		
当期首残高	4,233,444	₂ 3,847,885
当期変動額		
新株の発行	2,055,062	622,856
国庫納付	29,632	-
当期純損失（ ）	295,408	286,268
当期変動額合計	1,730,021	336,587
当期末残高	₂ 5,963,466	4,184,472
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	1,665	₂ -
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	160	-
当期変動額合計	160	-
当期末残高	₂ 1,825	-

	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	157,781	2 -
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	23,308	-
当期変動額合計	23,308	-
当期末残高	2 181,089	-
評価・換算差額等合計		
当期首残高	156,115	2 -
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	23,148	-
当期変動額合計	23,148	-
当期末残高	2 179,263	-
純資産合計		
当期首残高	4,389,560	2 3,847,885
当期変動額		
新株の発行	2,055,062	622,856
国庫納付	29,632	-
当期純損失（ ）	295,408	286,268
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	23,148	-
当期変動額合計	1,753,169	336,587
当期末残高	2 6,142,730	4,184,472

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
当期純損失（ ）	295,408	286,268
減価償却費	8,842	7,824
減損損失	451	676
貸倒引当金の増減（ ）	30,389	44,530
保険契約準備金の増減額(は減少)	83,306	104,343
賞与引当金の増減額（ は減少）	91	661
役員賞与引当金の増減額（ は減少）	2	0
退職給付引当金の増減額（ は減少）	1,834	1,248
役員退職慰労引当金の増減額（ は減少）	3	9
補償損失引当金の増減額(は減少)	697	6,451
資金運用収益	531,419	340,552
資金調達費用	291,551	156,085
有価証券関係損益（ ）	3,790	56
為替差損益（ は益）	4,759	0
固定資産処分損益（ は益）	65	264
貸出金の純増（ ）減	411,578	78,132
借入金の純増減（ ）	174,753	51,546
寄託金の純増減()	719	517
預け金の純増（ ）減	1,422,660	101,560
買現先勘定の純増()減	615,964	13,238
普通社債発行及び償還による増減（ ）	618,342	316,000
資金運用による収入	529,497	342,321
資金調達による支出	295,487	159,283
その他	391,342	3,047
小計	2,838,529	707,374
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,838,529	707,374
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	1,596,936	1,822,541
有価証券の売却による収入	5,845	-
有価証券の償還による収入	2,188,518	2,029,999
有形固定資産の取得による支出	3,621	4,069
有形固定資産の売却による収入	5,099	6,033
無形固定資産の取得による支出	1,799	8,362
無形固定資産の売却による収入	24	4
投資活動によるキャッシュ・フロー	597,130	201,063

	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	2,055,062	622,856
リース債務の返済による支出	2,909	2,283
国庫納付の支払額	29,632	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,022,520	620,572
現金及び現金同等物に係る換算差額	4,759	0
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	223,637	114,260
現金及び現金同等物の期首残高	1,003,355	₂ 303,857
現金及び現金同等物の期末残高	_{1, 2} 779,717	₁ 418,118

注記事項

【重要な会計方針】

	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	クレジット・デフォルト・スワップ取引のうち市場価格に基づく価額又は合理的に算定された価額がなく時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、債務保証に準じて処理しております。
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 2年～50年 その他 2年～20年 (会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当公庫は、法人税法（昭和40年法律第34号）の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。
4. 繰延資産の処理方法	社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。 なお、破綻先及び実質破綻先等に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は355,407百万円（前事業年度末は406,535百万円）であります。 債権額から直接減額したものについては、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令第4条の規定に基づき主務大臣から承認を受けて、取立不能見込額に対する貸倒引当金と債権額を相殺し、翌事業年度期首に当該貸倒引当金と債権額を振り戻す洗い替え方式によっております。
	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	(3) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理
	(5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
	(6) 補償損失引当金 補償損失引当金は、損害担保契約に関して生じる損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。
7. 保険契約準備金の計上基準	保険契約準備金は、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令第9条第1項に基づき、次に掲げる金額の合計額を計上しており、また、同条第2項に基づき当該保険契約準備金では将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、追加して保険契約準備金を計上しております。 責任準備金 保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した額 支払備金 保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金及びまだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認められる保険金から、当該保険金に基づく回収金の見込額を控除した金額
8. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
9. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び流動性預け金であります。

【未適用の会計基準等】

当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号平成24年5月17日)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号平成24年5月17日)	
1. 概要	当該会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、主に 開示項目を拡充するほか、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を改正するものであります。
2. 適用予定日	当公庫は については、平成25年4月1日に開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、 については、平成26年4月1日に開始する事業年度の期首から適用する予定であります。
3. 当該会計基準等の適用による影響	当該会計基準等の適用による影響は、現在評価中であります。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式の総額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
株式	2,030百万円	2,030百万円

2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。
国民一般向け業務勘定

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
破綻先債権額	30,372百万円	25,295百万円
延滞債権額	136,877百万円	147,286百万円

農林水産業者向け業務勘定

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
破綻先債権額	1,879百万円	19,973百万円
延滞債権額	65,833百万円	72,968百万円

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
破綻先債権額	18,458百万円	16,619百万円
延滞債権額	446,022百万円	557,793百万円

中小企業者向け証券化支援買取業務勘定、信用保険等業務勘定、危機対応円滑化業務勘定及び特定事業等促進円滑化業務勘定には該当する債権はありません。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。
国民一般向け業務勘定

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	41百万円	97百万円

農林水産業者向け業務勘定

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	1,952百万円	2,304百万円

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定、中小企業者向け証券化支援買取業務勘定、信用保険等業務勘定、危機対応円滑化業務勘定及び特定事業等促進円滑化業務勘定には該当する債権はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

国民一般向け業務勘定

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
貸出条件緩和債権額	591,233百万円	555,662百万円

農林水産業者向け業務勘定

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
貸出条件緩和債権額	35,773百万円	27,603百万円

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
貸出条件緩和債権額	74,702百万円	71,292百万円

中小企業者向け証券化支援買取業務勘定、信用保険等業務勘定、危機対応円滑化業務勘定及び特定事業等促進円滑化業務勘定には該当する債権はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

国民一般向け業務勘定

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
合計額	758,525百万円	728,342百万円

農林水産業者向け業務勘定

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
合計額	105,440百万円	122,849百万円

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
合計額	539,189百万円	645,705百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。なお、未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
貸付け未実行残高	1,248,717百万円	164,109百万円

7. 株式会社日本政策金融公庫法第52条の規定により、当公庫の総財産を社債の一般担保に供しております。なお、社債の残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
社債	5,053,582百万円	2,359,261百万円

8. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
減価償却累計額	12,833百万円	14,353百万円

9. 当公庫は株式会社国際協力銀行が承継した次の株式会社日本政策金融公庫既発債券について、連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法附則第17条第2項の規定により、当公庫の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
財投機関債	—	170,000百万円
政府保証外債	—	892,905百万円

10. 損害担保契約の補償引受額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
補償引受残高	(69,629件) 2,512,034百万円	(87,852件) 2,757,556百万円
補償損失引当金	59,060百万円	65,512百万円
差引額	2,452,973百万円	2,692,044百万円

11. 株式会社日本政策金融公庫法第47条（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進 に関する法律（平成22年法律第38号）第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(損益計算書関係)

1. 次の資産について減損損失を計上しております。

前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)

地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)
首都圏	遊休資産 6 物件	土地、建物	154
その他	遊休資産 25物件	土地、建物、その他の無 形固定資産	296

当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)

地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)
首都圏	遊休資産 4 物件	土地、建物、その他の有 形固定資産	0
その他	遊休資産 31物件	土地、建物	676

当公庫の事業用資産には、減損損失の認識が必要となるものはなく、遊休資産について、当事業年度末における回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。

減損損失を認識した遊休資産のグルーピングは、各資産を各々独立した単位としております。

また、回収可能価額の算定は正味売却価額によっており、正味売却価額は原則として不動産鑑定評価額に基づき、重要性が乏しい不動産については適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて算定しております。

なお、今後、使用が見込めない資産については、回収可能価額を 0 円としております。

2. 関係会社との取引による収益は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
その他の経常収益	0百万円	0百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	7,696,424,407	2,055,062,000	-	9,751,486,407	
種類株式	-	-	-	-	
合 計	7,696,424,407	2,055,062,000	-	9,751,486,407	
自己株式					
普通株式	-	-	-	-	
種類株式	-	-	-	-	
合 計	-	-	-	-	

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 2,055,062,000千株

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	9,751,486,407	622,856,000	-	10,374,342,407	
種類株式	-	-	-	-	
合 計	9,751,486,407	622,856,000	-	10,374,342,407	
自己株式					
普通株式	-	-	-	-	
種類株式	-	-	-	-	
合 計	-	-	-	-	

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 622,856,000千株

2. 株式会社国際協力銀行法に基づき、平成24年4月1日に株式会社国際協力銀行が成立し、同日付で、当公庫の国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務が株式会社国際協力銀行に移管されるとともに、当公庫の国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務に係る前事業年度末の資本金の額と準備金の額を減少させております。

このため、株主資本等変動計算書の当期首残高は前期末残高より、資本金1,291,000百万円、利益準備金772,007百万円、繰越利益剰余金52,573百万円、利益剰余金合計824,580百万円、株主資本合計2,115,580百万円、その他有価証券評価差額金 1,825百万円、繰延ヘッジ損益181,089百万円、評価・換算差額等合計179,263百万円及び純資産合計2,294,844百万円を控除しており、前期末残高と当期首残高の間には連続性が無くなっております。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
現金預け金勘定	4,553,477百万円	4,083,438百万円
定期性預け金等	3,773,760百万円	3,665,320百万円
現金及び現金同等物	779,717百万円	418,118百万円

2. 株式会社国際協力銀行法に基づき、平成24年 4 月 1 日に株式会社国際協力銀行が成立し、同日付で、当公庫の国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務が株式会社国際協力銀行に移管されるとともに当公庫の資産及び負債から国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務に係る資産及び負債が株式会社国際協力銀行に承継されております。

このため、キャッシュ・フロー計算書は、国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務に係る資産・負債を前期末残高より控除して作成しております。

したがって、キャッシュ・フロー計算書の現金及び現金同等物の期首残高は、前期末残高より475,859百万円を控除しており、前期末残高と当期首残高の間には連続性が無くなっております。

3. 重要な非資金取引の内容

	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
当期に増加したファイナ ンス・リース取引	319百万円	1,029百万円

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

動産であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画（財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等）についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定（以下、「業務勘定」という。）を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておりません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

国民一般向け業務勘定は、小口主体の事業資金融資及び教育資金融資等の業務を行っています。これらの業務を行うため、財政融資資金の借入のほか、社債の発行によって資金調達を行っています。これらの金融資産及び金融負債について、金利変動による不利な影響が生じないように、当業務では、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。

農林水産業者向け業務勘定は、農林漁業者や食品の製造等の事業を営む者に対し、農林漁業の持続的かつ健全な発展又は食料の安定供給の確保に資する事業について、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、長期かつ低利の資金の供給を主な業務として行っております。当該業務を行うため、財政融資資金の借入のほか、社債の発行等によって資金調達を行っています。このような金融資産及び金融負債を有しているため、これらに伴うリスクを総合的に管理しております。

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定は、中小企業の成長発展を支援するため、民間金融機関を補完して長期資金の安定的な供給を行っております。当該業務を行うため、政府からの借入による間接金融を主とする他、社債の発行による直接金融によって資金調達を行っております。

中小企業者向け証券化支援買取業務勘定は、証券化手法を活用した民間金融機関等による中小企業者への無担保資金供給の促進及び中小企業者向け貸付債権の証券化市場の育成を目的としております。これらの業務を行うため、社債の発行による直接金融によって資金調達を行っております。

信用保険等業務勘定は、中小企業者に対する貸付けに係る債務の保証等についての保険等を行っております。当該業務を行うため、国からの出資金によって資金調達を行っております。

危機対応円滑化業務勘定は、主務大臣が認定する内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、主務大臣が指定する指定金融機関に対して、貸付け、損害担保（指定金融機関が行う貸付け等（出資を含む。）に損失が発生した場合において、当公庫が一定割合の補てんを行うもの）、利子補給（当公庫による信用供与を受けて指定金融機関が行った貸付け等について、当公庫が指定金融機関に対し利子補給金を支給するもの）の業務を行っております。これらの業務を行うため、貸付けについては、必要資金の調達は財政融資資金借入及び政府保証債の発行によっておりますが、借入期間と貸付期間を一致させており、また、調達コストは貸出金利息等で回収しております。損害担保、利子補給に係る必要資金については、政府からの出資金により調達しております。

特定事業等促進円滑化業務勘定は、エネルギー環境適合製品を開発又は製造する事業の実施に必要な資金及び我が国企業の国際競争力強化の観点から事業再編等の実施に必要な資金の調達の円滑化に資するため、主務大臣が指定する指定金融機関に対して貸付けの業務を行っております。この業務を行うため、必要資金の調達は財政融資資金借入によることとしておりますが、借入期間と貸付期間を一致させて、調達コストは貸付金利息で回収することとしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しており、各業務勘定の保有する金融資産及び金融負債の内容及びそのリスク等は次のとおりです。

イ 国民一般向け業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に国内の小企業等に対する貸出金であり、金融負債は、主に借入金及び社債であり、次のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定においては、事業資金融資、教育資金融資等の業務を行っており、これらの業務における与信先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

当業務勘定では、融資審査時の適正な融資判断、融資後の債務者の実態に応じたきめ細やかな債権管理を行っているほか、統計手法を用いた管理の導入等、管理手法の高度化に努めております。また、与信ポートフォリオは小口の事業資金、小口の教育資金で構成されており、特定の地域や業種等への与信集中はなく、リスク分散が図られております。しかしながら、今後の経済動向等、与信先を取り巻く環境の変化によっては、信用状況が悪化する与信先が増加したり、貸出条件緩和等の金融支援を求められたりすることなどにより、当業務の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針をとっておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、日々の資金繰りに備え、複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど適切な対策をしており、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

ロ 農林水産業者向け業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に農林漁業及び食品産業に対する貸出金であり、金融負債は、主に借入金、社債及び寄託金であり、次のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定は、農林漁業及び食品産業向けの与信業務を行っており、与信先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

このため、適切な融資審査及び期中管理の実行により、資産の健全性の維持・向上に努めております。

しかし、融資先の大多数を占める農林漁業は、零細経営が多く、気象災害などの自然条件の制約を受け易いという特徴を有しているため、今後の情勢によっては、当業務の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせること等により、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、農林漁業政策の必要性から償還期間が長期、金利は固定となっているなどの特性があり、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

八 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に中小企業者に対する貸出金、有価証券であり、金融負債は、主に借入金、社債であり、次のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定は、中小企業者に対する貸付け、中小企業者が発行する社債の取得、中小企業者に対する貸付債権・社債の証券化、民間金融機関等の貸付債権等の部分保証、証券化商品の保証を行う業務を行っております。当業務勘定では、適切な貸付審査への取組並びに各種モニタリングを通じた信用リスクの把握及び評価等を行い、必要な管理を実施して信用コストの抑制に向けた対応を着実に進めております。しかしながら、国内外の経済動向の変化等に伴う、貸出金の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動、その他想定外の事由が発生した場合には、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクです。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

二 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に有価証券であり、次のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定は、民間金融機関等の貸付債権を譲り受け証券化する業務、証券化商品の一部買取を行う業務を行っており、これらの業務において中小企業者への与信に取り組んでいることから、当該中小企業者の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、その結果保有する証券化商品が毀損し、損失を被る可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクです。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っております。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財投機関債などにより長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

ホ 信用保険等業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に預け金であり、次のリスクがあります。

(イ) 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

当業務勘定では、国からの出資により調達した資金については、財政融資資金への預託等の安全性の高いもので運用していることから、金利リスクは限定的と考えております。

(ロ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、国からの出資金により長期・安定的な資金を確保していることから、流動性リスクは限定的と考えております。

ヘ 危機対応円滑化業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に指定金融機関に対する貸出金であり、金融負債は借入金であり、次のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定が保有する金融資産は、主として、指定金融機関に対する、同機関が行う危機対応業務に要する資金の貸出金であり、当該指定金融機関の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

また、指定金融機関が事業者に対して行う貸付け等により発生する損害額の一部の補てんを行っております。事業者の信用状況や経済状況等の大幅な変化等により、補償金の支払額が補償料設定時の予測に反して変動することにより損失を被る可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一とし、調達コストは貸出金利息で回収していることから、市場リスクとしての金利リスクは存在していません。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定は、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金等による長期・安定的な資金を確保しております。また、指定金融機関に対する補償金支払資金等についての十分な手元流動性を確保しており、流動性リスクは限定的と考えられますが、借入金は、不測の事態において支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されています。

ト 特定事業等促進円滑化業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に指定金融機関に対する貸出金であり、金融負債は借入金であり、次のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定が保有する金融資産は、主として、指定金融機関に対する、同機関が行う特定事業促進業務及び事業再構築等促進業務に要する資金の貸出金であり、当該指定金融機関の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定は、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一とし、調達コストは貸出金利息で回収していることから、市場リスクとしての金利リスクは存在していません。

(ハ)流動性リスク

当業務勘定は、預金受入を行っておらず、資金調達には財政融資資金による長期・安定的な資金を確保しており、流動性リスクは限定的と考えられますが、借入金、不測の事態において支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されています。

(三)金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

各業務のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 国民一般向け業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

(イ)信用リスクの管理

当業務は、融資業務・債権管理業務に関する諸規定及び信用リスクに関する管理諸規定に従い、()個別与信管理、()自己査定、()信用リスク計量化により、貸出金の信用リスクを管理する体制を整備し運営しております。これらの信用リスク管理は、各支店のほか審査企画部、リスク管理部等により行われ、定期的に事業本部長を議長とした事業運営会議を開催し、審議・報告を行っております。

具体的な管理方法は次のとおりです。

()個別与信管理

当業務では、融資審査にあたり、融資対象としての適格性、資金使途の妥当性並びに事業者等の収益性及び維持力といった財務状況はもとより、技術力、販売力、事業の将来性、事業者等の資質等についても検討し、適正な融資判断に努めております。

また、融資後の債権管理にあたっては、今後の事業見通しや返済能力等の把握を行い、実態に応じたきめ細かな管理に努めております。

()自己査定

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、支店による一次査定、審査室による二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。自己査定結果は適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

()信用リスク計量化

当業務では、長年にわたり蓄積された信用供与先との取引データ分析に基づき信用スコアリングモデルを開発し、平成19年度から、信用供与先に対し信用スコアの付与を始め、平成20年度から審査手続や与信ポートフォリオのモニタリングに活用しております。当業務のスコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

また、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、ポートフォリオが小口分散されているという当業務の特徴を踏まえた手法により、信用リスクの計量化に取り組んでおります。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務は、資産と負債の間でのキャッシュフロー・ギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。当業務ではマチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、社債発行年限の多様化等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務においては、リスク管理上、金利リスクに関する定量的分析を利用しておりません。当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成25年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント（0.5%）低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は13,160百万円増加（前事業年度は金利が50ベース・ポイント（0.5%）低ければ、時価は69,835百万円増加）するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント（0.5%）高ければ、13,902百万円減少（前事業年度は金利が50ベース・ポイント（0.5%）高ければ、31,581百万円減少）するものと考えられます。当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は、財政融資資金、政府保証債及び財投機関債など長期・安定的な資金を確保しているほか、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備え複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

ロ 農林水産業者向け業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

(イ) 信用リスクの管理

当業務は（ ）個別与信管理、（ ）信用格付、（ ）自己査定及び（ ）信用リスク計量化により、信用リスクを適切に管理しております。

() 個別与信管理

当業務では、融資にあたって、融資対象としての適格性、融資条件の妥当性、事業の長期的見通しを踏まえた返済の確実性について審査します。特に、返済の確実性については、業種（農林漁業等）のリスク特性を十分踏まえた審査基準の下、対象者の信用力、投資リスク及び投資効果を精査し、収支・償還計画の実現可能性及び融資条件の適切性を総合的に勘案して返済可能性を検証・確認しております。

また、顧客の経営状況の継続的な把握に努め、積極的かつ丁寧な支援活動に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上を図っております。

() 信用格付

当業務では、信用格付により、経営悪化が懸念される顧客を早期に発見し、経営支援に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上に取り組んでおります。格付は、内部データに基づき構築したモデルにより付与しております。当業務のスコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

信用格付は、上記のほか、自己査定、個別与信の判断、信用リスク計量化等にも活用しており、当業務の信用リスク管理の基礎をなしております。このため、信用格付体系は必要に応じ、適時見直しを行っております。

() 自己査定

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、支店による第一次査定、審査管理部による第二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。自己査定結果は、適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

() 信用リスク計量化

当業務では、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行い、内部管理に活用しております。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務は、資産と負債の間でのキャッシュフロー・ギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。当業務ではマチュリティ・ラダー分析、デューレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、調達年限の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務においては、リスク管理上、金利リスクに関する定量的分析を利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」、「社債」及び「寄託金」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成25年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は、2,274百万円減少(前事業年度は金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、時価は3,903百万円増加)するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、1,327百万円減少(前事業年度は金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、5,140百万円減少)するものと考えられます。当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスクの管理に努めております。

八 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

(イ) 信用リスクの管理

() 個別与信管理

当業務のうち融資業務は、公平・中立な立場から借入申込企業の実態を把握し、償還の確実性と資金使途の妥当性を検証し、融資などの判断を行っております。

融資業務では、事業用の長期資金の融資などを専門とすることから、審査にあたっては、今後の事業収益を中心とする長期的返済能力を検討し、償還の確実性について総合的に判断しております。

単に財務諸表を中心とする定量分析にとどまらず、企業の構成要素である「ヒト」「モノ」「カネ」とその組合せである経営の様々な活動について、申込企業の置かれている環境を含めて多面的な実態把握を行うとともに、申込企業の将来性を勘案し総合的な企業力を判断しております。

また、融資後も決算書などの提出を受けるほか、定期的な訪問などにより継続的な業況把握に努めております。自己査定の債務者区分や必要に応じ提供を受ける経営改善計画書の検討結果などを踏まえ、取引方針を明確にし、適切な事後フォローを実施しております。

さらに、融資先企業の成長発展を支援するため、審査結果をできる限りフィードバックしているほか、経営課題解決のためのコンサルティングに努めております。特に、事業環境の変化などへの対応に苦慮する企業に対しては、経営改善提案書の作成・提供などにより経営の改善や経営計画の策定を支援しております。

() 信用格付

融資業務では、長年にわたり蓄積された中小企業者との取引データ分析に基づく独自のスコアリングモデルと、実態把握等による定性分析に基づき、取引先等の信用状況を把握する信用格付制度を構築、取引方針の策定や審査手続等に活用しております。

() 自己査定

融資業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。営業部店が債務者区分の一次査定を実施し、営業部門とは分離した審査部門において二次査定を行います。査定結果については、他のセクションから独立した監査部が内部監査を行い、その正確性を検証しております。

また、査定結果に基づき、担保処分等による回収見込額及び貸倒実績率等を勘案した貸倒引当金を計上しております。

() 信用リスク計量化

融資業務では、信用リスク計量について信用格付等を基礎に統計分析を行い、与信ポートフォリオ全体のリスク量を計量し、モニタリングを行っています。こうしたモニタリングを通じて、リスクの制御について検討を進めております。

() 証券化支援業務における信用リスク管理

当業務のうち証券化支援業務では、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自のスコアリングモデルやC R D (Credit Risk Database)などの外部モデルを活用して審査を行っています。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法によりの確に把握し、信用リスクに応じた適切な保証料率の設定を行っています。

保証後は、保証先の決算データなどの提出を受けるとともに、保証先の延滞倒産状況を確認し、信用リスクを的確に把握しております。

(口) 市場リスクの管理

() 金利リスク

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務は、このギャップを原因とした金利リスクを負っているため、マチュリティ・ラダー、デュレーション、VaR及びBPVを計測・分析することにより、金利リスクの把握に努め、調達年限の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

() 市場リスクに係る定量的情報

当業務においては、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析は利用しておりません。

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成25年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は30,333百万円増加(前事業年度は金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、時価は29,276百万円増加)するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、32,848百万円減少(前事業年度は金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、28,929百万円減少)するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

融資業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

二 中小企業者向け証券化支援買取業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

(イ) 信用リスクの管理

当業務は、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自のスコアリングモデルやC R D (Credit Risk Database)などの外部モデルを活用して審査を行っております。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法によりの確に把握し、信用リスクに応じた適切なリターンの設定を行っております。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っており、金利リスクは限定的と考えております。

なお、当業務においては、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析は利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成25年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産の時価は88百万円増加(前事業年度は金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、時価は357百万円増加)するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、429百万円減少(前事業年度は金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、533百万円減少)するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクを極小化する制度設計を行っていること、及び国からの十分な支援が見込まれることから、流動性リスクは限定的と考えております。

ホ 信用保険等業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

(イ) 市場リスクの管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

当業務では、国からの出資により調達した資金については、財政融資資金への預託等の安全性の高いもので運用し、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」であります。当該金融商品は、当業務を行うために国から出資により調達した資金を主として短期で運用しているものであり、金利の変動に対する感応度の重要性はありません。

(ロ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金調達は国からの出資金によっております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めております。

ヘ 危機対応円滑化業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

(イ) 信用リスクの管理

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定に当たっては、監査部門による監査を受けております。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は「貸出金」及び「借入金」であります。

当業務では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一としているため、「貸出金」から発生するキャッシュ・イン・フローと「借入金」から発生するキャッシュ・アウト・フローが一致する結果、総体としては、市場リスクとしての金利リスクは存在していません。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務は、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金等による長期・安定的な資金を確保しており、また、借入期間と貸付期間を一致させております。また、指定金融機関に対する補償金支払資金等についての十分な手元流動性を確保しており、流動性リスクは限定的と考えられます。

一方で、資金計画の精緻化に努め、流動性リスクを最小化する努力を継続しております。

ト 特定事業等促進円滑化業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

(イ) 信用リスクの管理

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、監査部門による監査を受けております。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は「貸出金」及び「借入金」であります。

当業務では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一としているため、「貸出金」から発生するキャッシュ・イン・フローと「借入金」から発生するキャッシュ・アウト・フローが一致する結果、総体としては、市場リスクとしての金利リスクは存在していません。

(八) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務は、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金による長期・安定的な資金を確保しており、また、借入期間と貸付期間を一致させており、流動性リスクは限定的と考えられます。

(４) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注3）参照）。

前事業年度（平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	4,553,477	4,554,109	632
(2) 有価証券 満期保有目的の債券	473,249	474,568	1,319
(3) 貸出金 貸倒引当金（*）	29,349,617 494,575		
	28,855,041	29,548,432	693,390
資産計	33,881,768	34,577,110	695,341
(1) 借入金	22,074,835	22,434,621	359,785
(2) 社債	5,053,582	5,196,791	143,208
負債計	27,128,418	27,631,412	502,993

（*）貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を控除しております。

当事業年度（平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	4,083,438	4,083,787	348
(2) 有価証券 満期保有目的の債券	268,204	269,447	1,242
(3) 貸出金 貸倒引当金（*）	21,116,796 401,753		
	20,715,043	21,442,240	727,196
資産計	25,066,686	25,795,474	728,787
(1) 借入金	16,763,007	17,091,834	328,827
(2) 社債	2,359,261	2,411,436	52,175
負債計	19,122,268	19,503,271	381,002

（*）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

（1）現金預け金

満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期が3カ月超の預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、対応する期間のリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いた現在価値を算定しております。

（2）有価証券

債券は市場価格によっております。ただし、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定及び危機対応円滑化業務勘定における債券については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、次により算定しております。

イ 国民一般向け業務勘定

貸出金は、資本性劣後ローンを除き、すべて固定金利であり、要管理先以上の貸出金について債務者区分ごとにリスク修正を行った元利金の合計額をリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

ロ 農林水産業者向け業務勘定

貸出金は、すべて固定金利であり、債務者区分、期間等に基づく区分ごとに、リスクを反映した元利金の合計額をリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しております。

ハ 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

貸出金は、資本性劣後ローンを除き、すべて固定金利であり、破綻懸念先以上の貸出金について債務者区分ごとにリスク修正を行った元利金の合計額をリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しております。また、破綻先及び実質破綻先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

ニ 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定及び信用保険等業務勘定

該当ありません。

ホ 危機対応円滑化業務勘定及び特定事業等促進円滑化業務勘定

貸出金は、すべて固定金利であり、債務者及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を、債務者が発行する債券の市場利回りより推定した利率で割り引いて時価を算定しております。

負 債

(1) 借入金

借入金については、固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しております。

(2) 社債

社債の時価は、市場価格によっております。

(注 2) 損害担保契約については、与信判断は指定金融機関が行い、当公庫は、貸付時点において個別補償先に対する与信判断に関与しない仕組みとなっていることから、当公庫は個別補償先の財務データを保有しておらず、将来にわたるキャッシュ・フローを合理的に見積ることができません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

なお、損害担保契約に係る補償引受額は次のとおりです。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
補償引受残高	2,512,034百万円	2,757,556百万円
補償損失引当金	59,060百万円	65,512百万円

(注3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)有価証券」、「資産(3)貸出金」及び「負債(1)借入金」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
非上場株式(*1)	16,988	2,030
社債(特定資産担保証券)(*2)	538	315
その他の証券(信託受益権)(*2)	2,145	372
証書貸付(資本性劣後ローン)(*3)	71,192	115,523
一般会計借入金(*4)	131,300	131,300
産業投資借入金(*5)	5,521	10,314
合 計	227,686	259,856

- (* 1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- (* 2) 社債(特定資産担保証券)及びその他の証券(信託受益権)については、市場価格がありません。これらは、複数の金融機関がオリジネートした中小企業者向けの貸出債権を裏付資産として発行された証券であります。当該証券の優先劣後構造を設ける際、まず各金融機関の貸出債権の集合をそれぞれサブプールとみなした上で、サブプールごとに最劣後部分を切出し、次にサブプールの最劣後以外の部分を合同化した上で優先劣後構造に切り分けております。このため、当公庫が保有する合同化された社債(特定資産担保証券)及びその他の証券(信託受益権)の時価評価にあたっては、裏付資産となる債務者個々の財務データが必要となりますが、当公庫は当該情報を継続して入手できる仕組みにはなっていないため、時価を把握するのは極めて困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。
- (* 3) 挑戦支援資本強化特例制度等を適用した証書貸付(資本性劣後ローン)については、貸付時において金利は決定されず、毎年の債務者の事業実績に基づく成功判定の結果による利率が適用されるスキームとなっているため、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- (* 4) 一般会計借入金については、償還期限の定めはなく、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積ることができないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- (* 5) 産業投資借入金については、借入時において金利は設定されず、最終割賦金償還後、一括して利息を支払うスキームとなっているため、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成24年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	4,553,291	-	-	-	-	-
有価証券(*2) 満期保有目的 の債券	452,196	22	20,983	-	-	-
貸出金(*2)	5,002,834	9,295,062	6,489,834	3,262,332	2,787,391	2,158,377
合計	10,008,323	9,295,085	6,510,818	3,262,332	2,787,391	2,158,377

(*1) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*2) 貸出金及び有価証券のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない424,976百万円は含めておりません。

当事業年度(平成25年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	4,083,366	-	-	-	-	-
有価証券(*2) 満期保有目的 の債券	247,108	41	20,983	-	-	-
貸出金(*2)	4,160,742	7,333,769	4,405,285	2,150,092	1,482,632	1,351,109
合計	8,491,217	7,333,811	4,426,268	2,150,092	1,482,632	1,351,109

(*1) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*2) 貸出金及び有価証券のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない348,688百万円は含めておりません。

(注5) 社債及び借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度(平成24年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
借入金(*)	3,952,963	8,319,744	5,611,052	2,211,313	1,309,327	675,956
社債	1,285,782	1,578,367	1,529,753	372,737	160,000	130,000
合計	5,238,745	9,898,112	7,140,805	2,584,051	1,469,327	805,956

(*) 借入金のうち、償還期限の定めのない一般会計借入金131,300百万円は含めておりません。

当事業年度(平成25年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
借入金(*)	3,793,322	6,307,916	3,305,748	1,445,318	1,156,070	764,945
社債	656,000	853,000	496,000	160,000	85,000	110,000
合計	4,449,322	7,160,916	3,801,748	1,605,318	1,241,070	874,945

(*) 借入金のうち、償還期限の定めのない一般会計借入金131,300百万円は含めておりません。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

前事業年度(平成24年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	21,091	22,410	1,319
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	451,938	451,938	-
	社債	219	219	-
	小計	452,157	452,157	-
合計		473,249	474,568	1,319

当事業年度(平成25年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	21,069	22,311	1,242
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	246,984	246,984	-
	社債	150	150	-
	小計	247,135	247,135	-
合計		268,204	269,447	1,242

3. その他有価証券

前事業年度(平成24年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	540,655	540,660	4

当事業年度(平成25年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	592,320	592,320	-

4. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券
該当事項はありません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券
該当事項はありません。

6. 保有目的を変更した有価証券
該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券
該当事項はありません。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託
該当事項はありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託
該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外)
該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 金利関連取引
該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引
該当事項はありません。

(3) 株式関連取引
該当事項はありません。

(4) 債券関連取引
該当事項はありません。

(5) 商品関連取引
該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引
該当事項はありません。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

（１）金利関連取引

該当事項はありません。

（２）通貨関連取引

該当事項はありません。

（３）株式関連取引

該当事項はありません。

（４）債券関連取引

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当公庫の報告セグメントは、当公庫の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、最高経営責任者及び取締役会が、業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当公庫は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般（生活衛生関係営業者を含む。）、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって国民生活の向上に寄与することを目的とした業務を行っております。

また、エネルギー環境適合製品製造事業の促進に関する法律に基づく業務の特例として、内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に適合した製品等（以下、「エネルギー環境適合製品」という。）を開発し、又は製造する事業のうち、我が国産業活動の発達及び改善に特に資するものを事業者が実施するために必要な資金を銀行その他の金融機関が貸し付ける場合において、当該金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うことができることとされております。このほか、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく業務の特例として、我が国企業の国際競争力強化の観点から事業再構築等を事業者が実施するために必要な資金を銀行その他の金融機関が貸し付ける場合において、当該金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うことができることとされております。

したがって、当公庫は、その目的を達成するため、株式会社日本政策金融公庫法その他法令により定められた業務について、業務ごとに経理を区分し運営しており、「国民一般向け業務」、「農林水産業者向け業務」、「中小企業者向け融資・証券化支援保証業務」、「中小企業者向け証券化支援買取業務」、「信用保険等業務」、「危機対応円滑化業務」及び「特定事業等促進円滑化業務」の7つを報告セグメントとしております。

「国民一般向け業務」は、独立して継続が可能な事業について当該事業の経営の安定を図るための資金の貸付け、小口の教育資金の貸付け、生活衛生関係営業について衛生水準を高めるため及び近代化を促進するために必要な資金等の貸付け及び恩給等を担保とする小口貸付けを行っております。

「農林水産業者向け業務」は、農林漁業者や食品の製造等の事業を営む者に対し、農林漁業の持続的かつ健全な発展又は食料の安定供給の確保に資する事業について、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、長期かつ低利の資金を供給しております。また、民間金融機関が行う農業向け融資の証券化支援業務を行っております。

「中小企業者向け融資・証券化支援保証業務」は、中小企業の成長発展を支援するため、民間金融機関を補完して長期資金の安定的な供給を行っております。融資業務において、中小企業者に対する貸付け、中小企業者が発行する社債の取得、並びに中小企業投資育成株式会社及び設備貸与機関に対する貸付等を、証券化支援保証業務において、証券化支援保証業務と売掛金債権証券化等支援業務を行っております。

「中小企業者向け証券化支援買取業務」は、中小企業者への無担保資金供給の促進及び証券化市場の育成を目的に、民間金融機関等の中小企業者向け無担保債権等を譲り受け、またはCDS（クレジット・デフォルト・スワップ）契約を活用し、証券化の取り組みを支援するとともに、その信用リスクの一部を引き受ける業務を行っております。

「信用保険等業務」は、信用保証協会が行う中小企業者の金融機関からの借入れ又は中小企業者が発行する社債のうち金融機関が引き受けるものに係る債務等の保証についての保険の引受け、信用保証協会に対する貸付け、機械保険経過業務及び破綻金融機関等関連特別保険等業務を行っております。

「危機対応円滑化業務」は、主務大臣が認定する内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、主務大臣が指定する指定金融機関による事業者への円滑な資金供給を促進するため、当該指定金融機関に対して、一定の信用供与として貸付け、損害担保、利子補給の業務を行っております。

「特定事業等促進円滑化業務」は、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う認定事業者並びに事業再構築等を行う認定事業者等に対して、主務大臣が指定する指定金融機関に対して、貸付けに必要な資金の貸付けを行います。

なお、株式会社国際協力銀行法に基づき、平成24年4月1日に株式会社国際協力銀行が成立し、同日付で、当公庫の国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務が株式会社国際協力銀行に移管されたことから、報告セグメントが9つから7つに減少しております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と同一であります。報告セグメントの利益（又は損失）は、純利益（又は純損失）ベースの数値であります。

３．報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）

（単位：百万円）

	国民一般向け業務	農林水産業者向け業務	中小企業者向け融資・証券化支援保証業務	中小企業者向け証券化支援買取業務	信用保険等業務
経常収益					
（１）外部顧客に対する経常収益	163,061	66,271	123,338	591	256,821
（２）セグメント間の内部経常収益	212	8	42	0	8
計	163,273	66,280	123,380	591	256,830
セグメント利益又は損失（－）	21,948	-	27,497	503	301,357
セグメント資産	7,097,032	2,627,541	6,165,463	25,505	3,491,484
セグメント負債	6,649,344	2,283,022	5,555,195	1,766	1,738,101
その他の項目					
減価償却費	4,161	1,045	1,928	-	388
資金運用収益	148,345	50,408	107,497	347	3,469
資金調達費用	41,929	42,591	44,939	-	-
特別利益	216	7	0	-	-
特別損失	438	93	52	-	27
（減損損失）	(383)	(60)	(8)	-	-
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	5,127	1,016	1,178	-	279
貸倒引当金繰入額	64,699	2,361	72,235	-	-

	国際協力銀行業務	駐留軍再編促進金融業務	危機対応円滑化業務	特定事業等促進円滑化業務	調整額	財務諸表計上額
経常収益						
（１）外部顧客に対する経常収益	201,680	271	57,255	240	12,336	857,197
（２）セグメント間の内部経常収益	14	-	-	-	286	-
計	201,695	271	57,255	240	12,622	857,197
セグメント利益又は損失（－）	52,515	57	2,318	0	-	295,408
セグメント資産	12,693,182	181	6,129,351	21,658	765	38,250,634
セグメント負債	10,398,395	123	5,461,282	21,437	765	32,107,904
その他の項目						
減価償却費	1,285	0	29	2	-	8,842
資金運用収益	176,852	-	44,319	179	-	531,419
資金調達費用	118,110	-	43,802	179	-	291,551
特別利益	3	-	-	-	-	227
特別損失	4,594	-	-	-	-	5,206
（減損損失）	-	-	-	-	-	(451)
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	392	-	81	0	-	8,075
貸倒引当金繰入額	-	-	-	-	12,242	127,054

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
2. 調整額は次のとおりであります。
(1) セグメント収益の調整額12,622百万円は、セグメント間取引消去及びセグメント間相殺 消去12,622百万円であります。
(2) セグメント資産の調整額765百万円は、セグメント間取引消去765百万円であります。
(3) セグメント負債の調整額765百万円は、セグメント間取引消去765百万円であります。
(4) 貸倒引当金繰入額の調整額は、セグメント間の相殺消去であります。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位:百万円)

	国民一般向け業務	農林水産業者向け業務	中小企業者向け融資・証券化支援保証業務	中小企業者向け証券化支援買取業務	信用保険等業務
経常収益					
(1) 外部顧客に対する経常収益	158,865	63,781	118,889	471	272,851
(2) セグメント間の内部経常収益	258	146	102	0	62
計	159,123	63,928	118,992	471	272,914
セグメント利益又は損失()	1,366	-	25,098	411	231,423
セグメント資産	7,023,768	2,601,392	6,131,914	24,930	3,399,285
セグメント負債	6,513,132	2,235,614	5,364,144	780	1,633,777
その他の項目					
減価償却費	3,783	1,209	2,269	-	516
資金運用収益	141,501	46,052	103,363	406	3,305
資金調達費用	33,055	39,091	38,756	-	-
特別利益	633	-	0	-	-
特別損失	920	46	58	-	21
(減損損失)	(676)	(0)	(0)	-	-
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	45,209	29,263	37,006	-	20,350
貸倒引当金繰入額	49,237	4,843	74,683	-	-

	危機対応円 滑化業務	特 定 事 業 等 促 進 円 滑 化業務	調整額	財 務 諸 表 計 上 額
経常収益				
(1) 外部顧客に対 する経常収益	50,465	289	18	665,597
(2) セグメント間 の内部経常収 益	-	-	570	-
計	50,465	289	589	665,597
セグメント利益又は 損失()	28,781	9	-	286,268
セグメント資産	6,186,090	54,581	818	25,421,145
セグメント負債	5,435,698	54,342	818	21,236,672
その他の項目				
減価償却費	44	2	-	7,824
資金運用収益	45,701	221	-	340,552
資金調達費用	44,960	221	-	156,085
特別利益	-	-	-	634
特別損失	-	-	-	1,046
(減損損失)	-	-	-	(676)
有形固定資産及び 無形固定資産の増 加額	4	1	-	131,837
貸倒引当金繰入額	-	-	18	128,746

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
2. 調整額は次のとおりであります。
(1) セグメント収益の調整額589百万円は、セグメント間取引消去及びセグメント間相殺消去589百万円であります。
(2) セグメント資産の調整額818百万円は、セグメント間取引消去818百万円であります。
(3) セグメント負債の調整額818百万円は、セグメント間取引消去818百万円であります。
(4) 貸倒引当金繰入額の調整額は、セグメント間の相殺消去であります。

【関連情報】

1. サービスごとの情報

当公庫は業務ごとに経理を区分し運営しており、「サービスごとの情報」は、「報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」に記載してありますので、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

本邦の外部顧客への経常収益が損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当公庫は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で損益計算書の経常収益10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報は、「報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」に記載してありますので、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

区分	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
退職給付債務 (A)	275,814	305,063
年金資産 (B)	<u>67,115</u>	<u>70,409</u>
未積立退職給付債務 (C) = (A) + (B)	208,699	234,653
未認識過去勤務債務 (D)	3,281	2,962
未認識数理計算上の差異 (E)	<u>3,711</u>	<u>40,697</u>
貸借対照表計上額純額 (F) = (C) + (D) + (E)	208,269	196,918
前払年金費用 (G)	<u>-</u>	<u>-</u>
退職給付引当金 (H) = (F) - (G)	<u>208,269</u>	<u>196,918</u>

3. 退職給付費用に関する事項

区分	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
勤務費用	7,192	6,740
利息費用	5,449	5,163
期待運用収益	1,343	1,258
過去勤務債務の費用処理額	384	392
数理計算上の差異の費用処理額	396	448
その他(臨時に支払った割増退職金等)	<u>-</u>	<u>-</u>
退職給付費用	<u>11,310</u>	<u>10,701</u>

(注) 厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 割引率

前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
2.0%	1.0%

(2) 期待運用収益率

前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
2.0%	2.0%

(3) 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

(4) 過去勤務債務の額の処理年数

10年（その発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき損益処理することとしております。）

(5) 数理計算上の差異の処理年数

10年（各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理することとしております。）

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(持分法損益等)

1. 関連会社に関する事項

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
関連会社に対する投資の金額	52,278	2,030
持分法を適用した場合の投資の金額	52,042	1,791
持分法を適用した場合の投資損失の金額	48	2

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本又は出金は資（百万円）	事業内容又は職業	議決権の所有割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
主要株主	財務省（財務大臣）（注1）	東京都千代田区	-	政策金融行政	被所有直接100	資金の借入等	増資の引受（注2）	2,055,062	-	-
							政府補給金収入	9,162	-	-
							資金の受入（注3）	4,399,013	借入金	22,008,542
							借入金の返済	4,193,341		
							借入金利息の支払	199,948	未払費用	35,241
							資金の預託（注4）	3,805,100	預け金	3,236,900
							資金の払戻	2,339,700		
							社債への被保証（注5）	3,453,761	-	-

(注) 1. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

厚生労働省 政府補給金収入 1,522百万円

農林水産省 政府補給金収入 13,796百万円

経済産業省 政府補給金収入 52百万円

資源エネルギー庁 政府補給金収入 8百万円

中小企業庁 政府補給金収入 18,894百万円

農林水産省 借入金の返済 9,679百万円

2. 増資の引受は、当公庫が行った増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

3. 資金の受入は、財政投融资資金の借入等であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

4. 資金の預託は、財政融資資金への預託であり、財政融資資金預託金利が適用されております。

5. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

6. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本又は出金は資（百万円）	業内又は職業の内容	議決権等（所有割合）（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
主要株主	財務省（財務大臣）（注1、2）	東京都千代田区	-	政策金融行政	被所有直接97.85	資金の借入等	増資の引受（注3）	574,557	-	-
							政府補給金収入	11,491	-	-
							資金の受入（注4）	3,755,599	借入金	16,711,154
							借入金の返済	3,797,498		
							借入金利息の支払	130,730	未払費用	18,517
							資金の預託（注5）	8,640,400	預け金	3,073,000
							資金の払戻	8,804,300		
							社債への被保証（注6）	1,502,311	-	-

（注）1．財務省（財務大臣）以外の省庁の議決権等の所有（被所有）の割合は次のとおりであります。

厚生労働省（厚生労働大臣） 0.03%

農林水産省（農林水産大臣） 0.15%

経済産業省（経済産業大臣） 1.97%

2．財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

農林水産省 増資の引受 7,699百万円

経済産業省 増資の引受 40,600百万円

厚生労働省 政府補給金収入 1,564百万円

農林水産省 政府補給金収入 15,294百万円

経済産業省 政府補給金収入 67百万円

資源エネルギー庁 政府補給金収入 6百万円

中小企業庁 政府補給金収入 17,908百万円

農林水産省 借入金の返済 9,646百万円

3．増資の引受は、当公庫が行った増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

4．資金の受入は、財政投融资資金の借入等であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

5．資金の預託は、財政融資資金への預託であり、財政融資資金預託金利が適用されております。

6．社債への被保証については、保証料の支払はありません。

7．取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）

記載すべき重要なものではありません。

当事業年度（自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	業内又は職業の内容	議決権の所有割合（％）	連帯関係当事者の係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
主要株（社等）が議決権の半数を有している会社等	株式会社国際協力銀行	東京都千代田区	1,360,000	金融業	なし	連帯債務関係	連帯債務	1,062,905 （注1、3）	-	-
								1,085,000 （注2、3）	-	-

- （注）1．株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号に基づき、株式会社国際協力銀行が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当公庫が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第17条第2項の規定により、当公庫の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。
- 2．株式会社日本政策金融公庫法附則第46条の2第1項に基づき、当公庫が償還する株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、株式会社国際協力銀行が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第46条の2第2項の規定により、株式会社国際協力銀行の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。
- 3．連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。
- 4．取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(1 株当たり情報)

		前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
1 株当たり純資産額	円	0.62	0.40
1 株当たり当期純損失金額	円	0.03	0.02

(注) 1 . 1 株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

		前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
当期純損失	百万円	295,408	286,268
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る当期純損失	百万円	295,408	286,268
普通株式の期中平均株式数	千株	8,289,521,511	9,852,916,583

2 . 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度末 (平成24年 3 月31日)	当事業年度末 (平成25年 3 月31日)
純資産の部の合計額	百万円	6,142,730	4,184,472
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	-	-
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	6,142,730	4,184,472
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	9,751,486,407	10,374,342,407

(重要な後発事象)

1 . 厚生年金基金の代行部分返上

当公庫は、厚生年金基金の代行部分について、平成25年 4 月 1 日付で厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。

今後、厚生年金基金の代行部分の過去分返上認可日において、当該代行部分に係る損益及び退職給付債務の消滅を認識する予定であります。

なお、損益に与える影響額は算定中であり、未確定であります。

2 . 普通株式の募集

当公庫は、平成25年 6 月 4 日開催の取締役会決議により、平成25年 7 月 3 日付で次のとおり財務省（財務大臣）及び農林水産省（農林水産大臣）を引受先とした新株式の発行を実施する予定です。

新株式の発行の概要

(1) 農林水産業者向け業務勘定

発行する株式の種類及び数	普通株式7,640,000,000株
発行価額	一株につき 1 円
発行価額の総額	7,640,000,000円
資本組入額	一株につき 1 円
資本準備金組入額	一株につき 0 円
資本組入額の総額	7,640,000,000円
資本準備金組入額の総額	0 円
払込期日	平成25年 7 月 3 日
資金の用途	漁業者に対する実質無担保・無保証人での貸付に係るもの並びに、東日本大震災に関する災害復旧・復興関係資金の実質無担保・無保証人での貸付に係るもの

(2) 信用保険等業務勘定

発行する株式の種類及び数	普通株式59,700,000,000株
発行価額	一株につき 1 円
発行価額の総額	59,700,000,000円
資本組入額	一株につき 0 円
資本準備金組入額	一株につき 1 円
資本組入額の総額	0 円
資本準備金組入額の総額	59,700,000,000円
払込期日	平成25年 7 月 3 日
資金の用途	保険基盤の増強及び安定的な制度運営に係るもの

(3) 危機対応円滑化業務勘定

発行する株式の種類及び数	普通株式68,000,000株
発行価額	一株につき 1 円
発行価額の総額	68,000,000円
資本組入額	一株につき 1 円
資本準備金組入額	一株につき 0 円
資本組入額の総額	68,000,000円
資本準備金組入額の総額	0 円
払込期日	平成25年 7 月 3 日
資金の用途	損害担保の原資に係るもの

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当 期 首 残 高（百万 円）	当期増加 額（百万 円）	当 期 減 少 額（百万 円）	当 期 末 残 高（百万 円）	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額（百万 円）	当 期 償 却 額（百万 円）	差引当期 末 残 高 （百万 円）
有形固定資産							
建物	32,189	36,145	1,976 (157)	66,358	9,343	2,949	57,015
土地	65,367	82,686	4,581 (519)	143,472	-	-	143,472
リース資産	4,928	931	1,124	4,735	2,635	1,193	2,099
建設仮勘定	116,277	2,498	117,998	777	-	-	777
その他の有形固 定資産	2,933	737	202 (0)	3,468	2,374	543	1,093
有形固定資産計	221,696	123,000	125,884 (676)	218,812	14,353	4,686	204,458
無形固定資産							
ソフトウェア	12,645	262	244	12,664	9,077	2,169	3,587
リース資産	4,206	97	570	3,733	2,460	968	1,272
その他の無形固 定資産	1,939	8,477	390	10,026	0	0	10,025
無形固定資産計	18,791	8,837	1,204	26,423	11,538	3,138	14,885

（注）１．当期減少額欄における（ ）内は減損損失の計上額（内書き）であります。

２．株式会社国際協力銀行法に基づき、平成24年４月１日に株式会社国際協力銀行が成立し、同日付で、当公庫の国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務が株式会社国際協力銀行に移管されるとともに当公庫の資産及び負債が国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務に係る資産及び負債が株式会社国際協力銀行に承継されております。

このため、有形固定資産等明細表は、国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務に係る資産を前期末残高より控除して作成しております。

したがって、有形固定資産等明細表の当期首残高は前期末残高より、建物4,268百万円、土地33,881百万円、（有形）リース資産108百万円、建設仮勘定13百万円、その他の有形固定資産786百万円、有形固定資産計39,057百万円、ソフトウェア4,966百万円、（無形）リース資産447百万円及び無形固定資産計5,413百万円を控除しており、前期末残高と当期首残高の間には連続性が無くなっております。

【債券明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限	摘要
政府保証第7回 ～第9回、第12 回、第14回～第 22回国民生活債 券、政府保証第 22回、第24回、第 25回日本政策金 融公庫債券	平成14年 9月19日 ～ 平成25年 2月26日	429,600	359,731 [119,989]	0.234～1.70	一般 担保	平成24年 9月19日 ～ 平成35年 2月24日	
政府保証第2 回、第8回、第13 回、第16回、第20 回日本政策金融 公庫債券	平成21年 7月27日 ～ 平成23年 12月19日	140,180	14,142	0.30～0.80	一般 担保	平成27年 7月27日 ～ 平成29年 12月19日	
第36回国民生活 債券、株式会社 日本政策金融公 庫第23回、第26 回、第28回、第31 回社債	平成20年 2月20日 ～ 平成25年 2月27日	19,999	170,000	0.140～1.130	一般 担保	平成25年 3月19日 ～ 平成27年 2月27日	
株式会社日本政 策金融公庫第8 回、第11回、第13 回、第16回、第19 回、第21回社債	平成22年 5月12日 ～ 平成23年 10月28日	330,000	160,000 [160,000]	0.206～0.310	一般 担保	平成24年 5月11日 ～ 平成25年 10月28日	
政府保証第1 回、第2回農林 漁業金融公庫債 券	平成14年 10月22日 ～ 平成15年 11月28日	25,983	12,993 [12,993]	1.30～1.50	一般 担保	平成24年 10月30日 ～ 平成25年 11月29日	
第4回～第13回 農林漁業金融公 庫債券、株式会 社日本政策金融 公庫第25回、第 30回社債	平成15年 5月12日 ～ 平成24年 10月26日	113,962	126,966 [12,999]	0.77～2.66	一般 担保	平成25年 3月19日 ～ 平成40年 3月17日	
株式会社日本政 策金融公庫第4 回、第10回、第15 回、第18回、第22 回社債	平成21年 10月29日 ～ 平成23年 10月28日	59,989	59,990	1.853～2.20	一般 担保	平成41年 9月20日 ～ 平成43年 10月28日	
政府保証第167 回、第169回、第 171回、第173回、 第176回、第178 回～第180回、第 182回、第184回、 第186回～第194 回中小企業債券 、政府保証第21 回、第23回日本 政策金融公庫債 券	平成14年 6月18日 ～ 平成24年 12月17日	564,477	434,659 [154,965]	0.274～1.8	一般 担保	平成24年 6月18日 ～ 平成34年 12月16日	

銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限	摘要
政府保証第1回、第3回～第7回、第9回～第12回、第14回、第15回、第17回～第19回日本政策金融公庫債券	平成21年 6月16日 ～ 平成23年 12月19日	604,766	554,784 [145,013]	0.2～1.3	一般 担保	平成25年 1月25日 ～ 平成33年 12月17日	
第6回、第12回、第20回、第21回、第23回、第26回、第30回、第32回中小企業債券、株式会社日本政策金融公庫第24回、第27回、第29回、第32回社債	平成15年 6月27日 ～ 平成25年 2月27日	199,987	169,994 [49,999]	0.140～1.99	一般 担保	平成24年 9月20日 ～ 平成30年 3月20日	
株式会社日本政策金融公庫第2回、第6回、第9回、第14回、第20回社債	平成21年 10月29日 ～ 平成23年 8月4日	185,998	169,999	0.356～0.72	一般 担保	平成25年 2月15日 ～ 平成28年 9月20日	
合計	-	2,674,945	2,359,261 [655,960]	-	-	-	-

- (注) 1. 「当期末残高」欄の[]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。
2. 株式会社国際協力銀行法に基づき、平成24年4月1日に株式会社国際協力銀行が成立し、同日付で、当公庫の国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務が株式会社国際協力銀行に移管されるとともに当公庫の資産及び負債から国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務に係る資産及び負債が株式会社国際協力銀行に承継されております。
- このため、債券明細表は、国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務に係る社債を前期末残高より控除して作成しております。
- したがって、債券明細表の当期首残高は前期末残高より、政府保証外債1,688,752百万円、財投機関債689,884百万円及び(社債)合計2,378,637百万円を控除しており、前期末残高と当期首残高の間には連続性が無くなっております。
3. 株式会社日本政策金融公庫法附則第46条の2第1項に基づき、当公庫が償還する株式会社日本政策金融公庫既発債券(前記)に対し、当公庫及び株式会社国際協力銀行が連帯して弁済の責めに任ずることとされております。
4. 決算日後5年以内における償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
金額(百万円)	656,000	518,000	335,000	316,000	180,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率(%)	返済期限
借入金	16,956,168	16,904,622	0.71	-
借入金	16,956,168	16,904,622	0.71	平成25年4月～ 平成46年3月
1年以内に返済予定の リース債務	2,177	1,993	-	
リース債務(1年以内に 返済予定のものを除く。)	2,590	1,571	-	平成25年4月～ 平成30年3月

(注) 1. 「平均利率」は、借入金の当期末残高から無利子の政府借入金及び産業投資借入金を除いた額に対する加重平均利率を記載しております。

2. 借入金のうち、193,467百万円は無利子の政府借入金であります。

3. リース債務については、簡便法を採用しているため、平均利率は記載しておりません。

4. 株式会社国際協力銀行法に基づき、平成24年4月1日に株式会社国際協力銀行が成立し、同日付で、当公庫の国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務が株式会社国際協力銀行に移管されるとともに当公庫の資産及び負債から国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務に係る資産及び負債が株式会社国際協力銀行に承継されております。

このため、借入金等明細表は、国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務に係る借入金等を前期末残高より控除して作成しております。

したがって、借入金等明細表の当期首残高は前期末残高より、借入金5,255,489百万円、借入金5,255,489百万円、1年以内に返済予定のリース債務115百万円及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)19百万円を控除しており、前期末残高と当期首残高の間には連続性が無くなっております。

5. 借入金及びリース債務等の決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
借入金(百万円)	3,793,322	3,478,375	2,829,540	1,955,175	1,350,572
リース債務(百万円)	1,993	871	398	212	88

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
保険契約準備金	1,727,272	-	-	104,343	1,622,928
貸倒引当金	407,143	451,674	26,013	381,129	451,674
一般貸倒引当金	266,164	279,328	-	266,164	279,328
個別貸倒引当金	140,978	172,345	26,013	114,964	172,345
賞与引当金	4,574	3,913	4,574	-	3,913
役員賞与引当金	16	16	16	-	16
役員退職慰労引当金	95	36	26	-	105
補償損失引当金	59,060	65,512	8,529	50,530	65,512
計	2,198,162	521,152	39,161	536,004	2,144,149

(注) 1. 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

保険契約準備金・・・・・・・・・・当期首残高と当期末残高の差額による戻入額

一般貸倒引当金・・・・・・・・・・洗替による取崩額

個別貸倒引当金・・・・・・・・・・洗替による取崩額

補償損失引当金・・・・・・・・・・洗替による取崩額

2. 株式会社国際協力銀行法に基づき、平成24年4月1日に株式会社国際協力銀行が成立し、同日付で、当公庫の国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務が株式会社国際協力銀行に移管されるとともに当公庫の資産及び負債から国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務に係る資産及び負債が株式会社国際協力銀行に承継されております。

このため、引当金明細表は、国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務に係る引当金を前期末残高より控除して作成しております。

したがって、引当金明細表の当期首残高は前期末残高より、貸倒引当金124,271百万円、一般貸倒引当金19,946百万円、個別貸倒引当金86,387百万円、特定海外債権引当勘定17,937百万円、賞与引当金501百万円、役員賞与引当金6百万円、役員退職慰労引当金24百万円及び(引当金)計124,803百万円を控除しており、前期末残高と当期首残高の間には連続性が無くなっております。

【資産除去債務明細表】

該当事項が無いため作成しておりません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末(平成25年3月31日現在)の主な資産及び負債の内訳は、次のとおりであります。

資産の部

預け金 財政融資資金預託金3,073,000百万円その他であります。

未収収益 未収貸出金利息26,422百万円その他であります。

その他の資産 未収金25,407百万円その他であります。

負債の部

未払費用 未払借入金利息18,517百万円その他であります。

その他の負債 仮受金4,087百万円、未払金3,831百万円その他であります。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで (最初の事業年度は、平成20年10月1日から平成21年3月31日まで)
定時株主総会	6月中
基準日	—
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	—
1単元の株式数	—
株式の名義書換え 取扱場所	東京都千代田区大手町一丁目9番4号 株式会社日本政策金融公庫本店
株主名簿管理人	—
取次所	無料
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り 取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
買取手数料	—
公告掲載方法	当公庫の公告は、電子公告により行います。ただし、やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行います。
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当公庫には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当公庫は、当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、以下の書類を提出しております。

(1) 発行登録書及びその添付書類

提出日	提出先
平成24年4月3日	関東財務局長

(2) 発行登録追補書類及びその添付書類

提出日	提出先
平成24年4月25日	関東財務局長
平成24年7月26日	関東財務局長
平成24年8月29日	関東財務局長
平成24年10月19日	関東財務局長
平成25年2月21日	関東財務局長
平成25年4月24日	関東財務局長

(3) 訂正発行登録書

提出日	提出先
平成24年5月23日	関東財務局長
平成24年6月27日	関東財務局長
平成24年10月17日	関東財務局長
平成24年12月6日	関東財務局長
平成25年1月23日	関東財務局長
平成25年2月20日	関東財務局長
平成25年6月5日	関東財務局長

(4) 有価証券報告書及びその添付書類

提出日	事業年度	提出先
平成24年6月27日	第4期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)	関東財務局長

(5) 半期報告書

提出日	事業年度	提出先
平成24年12月5日	第5期中(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)	関東財務局長

(6) 臨時報告書

提出日	提出先	
平成24年10月17日	関東財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号に基づく臨時報告書であります。
平成25年 1 月23日	関東財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号に基づく臨時報告書であります。
平成25年 2 月20日	関東財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号に基づく臨時報告書であります。
平成25年 6 月 5 日	関東財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成 2 5 年 6 月 2 0 日

株式会社 日本政策金融公庫
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡村俊克
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 茂木哲也
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長尾礎樹

当監査法人は、金融商品取引法第 1 9 3 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本政策金融公庫の平成 2 4 年 4 月 1 日から平成 2 5 年 3 月 3 1 日までの第 5 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本政策金融公庫の平成 2 5 年 3 月 3 1 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当公庫が別途保管しております。